

令和 7 年（2025年） 6 月10日

横須賀市議会議長 加 藤 眞 道 様

議会基本条例検証特別委員長 青 木 秀 介

議会基本条例検証特別委員会最終審査報告書

本委員会に付託された付議事件について、本日をもって審査を終了し、委員会規則第19条の規定により、別冊の議会基本条例検証結果報告書のとおり報告します。

また、検証の結果、下記のとおり決定しましたので、あわせて報告します。

記

- 1 以下の条例及び要綱を別紙 1 のとおり改正する。
 - (1) 横須賀市議会基本条例
 - (2) 横須賀市議会委員会条例
 - (3) 横須賀市議会通年議会実施要綱
 - (4) 横須賀市議会予算決算常任委員会運営要綱
- 2 以下について、今後の運用の変更やさらなる取組の推進、新たな仕組みの構築に係る検討が必要な事項として提言する。
 - (1) 請願及び陳情に関する周知及び意見陳述の在り方について
市政に関する市民からの直接的な政策提言の手法である請願及び陳情の仕組みを、さらに市民に周知する方策を検討するとともに、制度の趣旨を踏まえた効果的な意見陳述の在り

方を検討されたい。

(2) 議決事件の追加について

議事機関の機能強化という条文の趣旨を踏まえて、改めて議決事件として追加すべき案件があるかどうか検討されたい。

(3) 議会基本条例の継続的な検証について

議員任期中に議会基本条例の検証を行う旨条例に規定されることを踏まえて、効果的な検証の仕組みを検討されたい。

議会基本条例改正案

現行	改正案
目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 議会の活動原則（第6条—第8条） 第3章 議員の活動原則（第9条—第11条） 第4章 市民と議会の関係（第12条—第15条） 第5章 議会と市長等との関係（第16条—第19条） 第6章 議会の機能強化（第20条—第27条） 第7章 議会改革の推進（第28条・第29条） 第8章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条） 第9章 議会局等（第32条・第33条） 第10章 継続的な検討（第34条）	目次 第1章 総則（<u>第1条・第2条</u>） 第2章 <u>基本原則（第3条—第6条）</u> 第3章 <u>議会運営等（第7条—第11条）</u> 第4章 市民と議会の関係（第12条—第15条） 第5章 議会と市長等との関係（第16条—第19条） 第6章 <u>議会の機能強化及び議会改革の推進（第20条—第29条）</u> 第7章 <u>議員の身分及び待遇（第30条・第31条）</u> 第8章 <u>議会局等（第32条・第33条）</u> 第9章 <u>継続的な検証（第34条）</u>
（目的） 第1条 この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この<u>議会基本</u>条例（以下「この条例」という。）は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
（通年議会） 第4条 （略）	（通年議会） 第<u>7</u>条 （略）

(議員定数) 第 5 条 (略)	(議員定数) 第 <u>8</u> 条 (略)
(議会の活動原則) 第 6 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) ～ (5) (略)	(議会の活動原則) 第 <u>4</u> 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) ～ (5) (略) <u>(6) ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。</u>
(委員会) 第 7 条 (略)	(委員会) 第 <u>9</u> 条 (略)
(災害時の対応) 第 8 条 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。	(災害時<u>等</u>の対応) 第 <u>10</u> 条 議会は、<u>災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態</u>が起きたとき又はそのおそれがあるときは、<u>市長等と協力し、</u>市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 <u>災害等による不測の事態が生じた際</u>における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。
(議員の活動原則) 第 9 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) (略) (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。 (3) (略)	(議員の活動原則) 第 <u>5</u> 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) (略) (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために議案を提出すること<u>が議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使すること。</u> (3) (略)

(会派) 第 10 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。	(会派) 第 <u>11</u> 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派<u>等</u>と合意形成に努めるものとする。
(議員の政治倫理) 第 11 条 (略)	(議員の政治倫理) 第 <u>6</u> 条 (略)
(情報の公開等) 第 12 条 (略) 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 3 (略) 4 (略)	(情報の公開等) 第 12 条 (略) 2 議会は、<u>全て</u>の会議を原則として公開するものとする。 3 (略) 4 (略)
(請願及び陳情) 第 13 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 (略)	(請願及び陳情) 第 13 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策<u>提言</u>と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 (略)
(市民参加) 第 14 条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。	(市民参加) 第 14 条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策<u>提言</u>の機会の拡大を図るものとする。 <u>2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・</u>

	<u>コメント手続を有効に活用するものとする。</u> 3 パブリック・コメント手続の実施 <u>に関し必要な事項は、別に定める。</u>
(議決事件の追加) 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 (略)	(議決事件の追加) 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により 必要に応じて 議決事件の追加を検討するものとする。 2 (略)
(調査研究機関の設置) 第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。 3 第 1 項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(専門的知見の活用) 第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、 学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。 2 (削除) 3 (削除)
(交流及び連携の推進) 第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	(交流及び連携の推進) 第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、 学術研究機関等 との交流及び連携を推進するものとする。
(議員報酬等) 第 31 条 (略) 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。	(議員報酬等) 第 31 条 (略) 2 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。
(継続的な検討) 第 34 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の	(継続的な 検証) 第 34 条 議会は、 一般選挙を経た任期中に、 市民の意見、社会情勢の変

変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 （略）	化等を勘案し、<u>この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め</u>所要の措置を講ずるものとする。 2 （略）
---	---

章立て改正案

【現行】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(通年議会)
	第5条(議員定数)
第2章 議会の活動原則	
	第6条(議会の活動原則)
	第7条(委員会)
	第8条(災害時の対応)
第3章 議員の活動原則	
	第9条(議員の活動原則)
	第10条(会派)
	第11条(議員の政治倫理)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(調査研究機関の設置)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
第7章 議会改革の推進	
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第8章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第9章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第10章 継続的な検討	
	第34条(継続的な検討)

【改正案】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
第2章 基本原則	
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(議会の活動原則)
	第5条(議員の活動原則)
	第6条(議員の政治倫理)
第3章 議会運営等	
	第7条(通年議会)
	第8条(議員定数)
	第9条(委員会)
	第10条(災害時等の対応)
	第11条(会派)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(専門的知見の活用)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第7章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第8章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第9章 継続的な検証	
	第34条(継続的な検証)

議会基本条例の章立ての改正に伴うその他条例及び要綱の改正案

【委員会条例】

現行	改正案
(常任委員会の委員の所属、定数及び所管) 第1条 (略) 2 横須賀市議会基本条例(平成22年横須賀市条例第38号。以下「基本条例」という。)第7条第2項に規定する常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。この場合において、前項ただし書の規定により議長が常任委員にならないときは、当該常任委員会の定数は、次に掲げる人数から1人を減じた人数とする。 (以下略)	(常任委員会の委員の所属、定数及び所管) 第1条 (略) 2 横須賀市議会基本条例(平成22年横須賀市条例第38号。以下「基本条例」という。)第<u>9</u>条第2項に規定する常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。この場合において、前項ただし書の規定により議長が常任委員にならないときは、当該常任委員会の定数は、次に掲げる人数から1人を減じた人数とする。 (以下略)
(議会運営委員会等の定数) 第2条 基本条例第7条第2項に規定する議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、10人とする。 2 基本条例第7条第3項に規定する特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決により決定する。	(議会運営委員会等の定数) 第2条 基本条例第<u>9</u>条第2項に規定する議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、10人とする。 2 基本条例第<u>9</u>条第3項に規定する特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決により決定する。

【通年議会実施要綱】

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この要綱は、横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第4条第1項の規定により議会の定例会の回数を年1回とし、その会期を通年として会議を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第<u>7</u>条第1項の規定により議会の定例会の回数を年1回とし、その会期を通年として会議を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

【予算決算常任委員会運営要綱】

現行	改正案
(分科会の設置等) 第2条 (略) 2 予算決算常任委員会の委員は、当該委員が所属する横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第7条第2項第1号から第4号までに規定する常任委員会（以下「部門別常任委員会」という。）及び特別委員会に対応する分科会が設置された場合は、当該委員会に対応する分科会に、それぞれ所属するものとする。 (以下略)	(分科会の設置等) 第2条 (略) 2 予算決算常任委員会の委員は、当該委員が所属する横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第<u>9</u>条第2項第1号から第4号までに規定する常任委員会（以下「部門別常任委員会」という。）及び特別委員会に対応する分科会が設置された場合は、当該委員会に対応する分科会に、それぞれ所属するものとする。 (以下略)

横須賀市議会基本条例 検証結果報告書

令和 7 年 6 月

横須賀市議会
議会基本条例検証特別委員会

目次

1	はじめに	1
2	検証体制	2
3	検証経過	4
4	検証方法	5
	（1）検証の目的	5
	（2）検証の進め方	5
5	評価及び検証結果	7
	（1）評価結果（全 34 条中）	7
	（2）条例改正又は運用変更の必要性	7
	（3）各条の委員会評価及び検証結果	7
	（4）章立ての見直し	24
6	逐条解説の整備	25
7	条例等の改正	25
	（1）横須賀市議会基本条例の改正	25
	（2）その他の条例・規則等の改正	26
8	今後の検討（提言）事項	26
	（1）請願及び陳情に関する周知及び意見陳述の効果的な在り方について	26
	（2）議決事件の追加について	26
	（3）議会基本条例の継続的な検証について	27
9	おわりに	28
	参考資料 一覧	29

Ⅰ はじめに

本市議会では、平成 22 年に議会基本条例を制定し、議会の最高規範として運用してきました。

この間、議員定数の見直し、議会の機能強化を図るための組織改正、通年議会や反問権の導入など、時代に即した議会の在り方を検討し、折々で条例改正を行ってきましたが、条例全体の検証は行ってきませんでした。

条例制定から 13 年が経過し、新たな議員任期を迎えた中で、改めて本市議会の最高規範である議会基本条例を全体的に俯瞰し、議会として条例の理念を実現できているか検証を行うべきとの考えから、令和 5 年 10 月に議会基本条例検証特別委員会を設置しました。

委員会においては、委員間で活発に議論を行うだけでなく、関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を活用した外部評価も取り入れながら検証を行いました。

このたび、その検証結果をまとめましたので、報告いたします。

2 検証体制

議会基本条例の検証は議会基本条例検証特別委員会で実施した。

委員名簿は以下のとおり。

○第1回～第2回

	委員名	(所属会派等)
委員長	青木 秀介	(自由民主党)
副委員長	伊関 功滋	(よこすか未来会議)
委員	渡辺 光一	(自由民主党)
//	泉谷 翔	(自由民主党)
//	松岡 和行	(自由民主党)
//	加藤 ゆうすけ	(よこすか未来会議)
//	堀 りょういち	(よこすか未来会議)
//	二見 英一	(公明党)
//	本石 篤志	(公明党)
//	井坂 直	(日本共産党)
オブザーバー	安川 健人	(日本維新の会)
オブザーバー	藤野 英明	(無会派)

○第3回～第7回（委員の交代による）

	委員名	(所属会派等)
委員長	青木 秀介	(自由民主党)
副委員長	伊関 功滋	(よこすか未来会議)
委員	渡辺 光一	(自由民主党)
//	泉谷 翔	(自由民主党)
//	松岡 和行	(自由民主党)
//	加藤 ゆうすけ	(よこすか未来会議)
//	堀 りょういち	(よこすか未来会議)
//	川本 伸	(公明党)
//	本石 篤志	(公明党)
//	井坂 直	(日本共産党)
オブザーバー	安川 健人	(日本維新の会)
オブザーバー	藤野 英明	(無会派)

○第8回～第16回（会派構成の変更による）

	委員名（所属会派等）
委員長	青木 秀介（自由民主党）
副委員長	伊関 功滋（よこすか未来会議）
委員	渡辺 光一（自由民主党）
//	泉谷 翔（自由民主党）
//	松岡 和行（自由民主党）
//	堀 りょういち（よこすか未来会議）
//	川本 伸（公明党）
//	本石 篤志（公明党）
//	井坂 直（日本共産党）
//	安川 健人（日本維新の会）
オブザーバー	藤野 英明（無会派）

3 検証経過

	委員会開催年月日	主な審査（協議）内容
第1回	令和5年10月4日	・ 正副委員長の互選
第2回	令和5年12月8日	・ 今後の委員会の進め方について ・ 外部評価の実施について
第3回	令和6年1月22日	・ 取組状況等の確認（第1条～第19条）について
第4回	令和6年2月29日	・ 委員会の評価等（第1条～第19条）について ・ 外部評価の実施について
第5回	令和6年3月29日	・ 委員会の評価等（第1条～第19条）について
第6回	令和6年5月10日	・ 委員会の評価等（第1条～第19条）について ・ 取組状況等の確認（第20条～第34条）について
第7回	令和6年6月19日	・ 委員会の評価等（第1条～第19条）について ・ 委員会の評価等（第20条～第34条）について
第8回	令和6年7月26日	・ 委員会の評価等（第1条～第19条）について ・ 委員会の評価等（第20条～第34条）について ・ 新しい条文の追加について ・ 前文について
第9回	令和6年8月27日	・ 新しい条文の追加について
第10回	令和6年9月9日	・ 議会基本条例改正案（法規担当審査分）について ・ 外部評価の具体的な実施方法について ・ 中間報告について
第11回	令和6年11月25日	・ 外部評価（参考人からの意見聴取等）について
第12回	令和6年12月6日	・ 外部評価を踏まえた委員会の評価等について
第13回	令和7年1月21日	・ 外部評価を踏まえた委員会の評価等について ・ 今後の進め方について
第14回	令和7年2月28日	・ 第23条の評価等の見直しについて ・ 条例改正案におけるパブリック・コメント手続の実施について ・ 逐条解説について
第15回	令和7年5月29日	・ 条例改正案におけるパブリック・コメント手続の結果について ・ 逐条解説について ・ 議会基本条例検証結果報告書について
第16回	令和7年6月10日	・ 議会基本条例改正案について ・ その他条例及び要綱の改正案について ・ 議会基本条例検証結果報告書について ・ 最終審査報告について

4 検証方法

(1) 検証の目的

条例施行から 13 年が経過した議会基本条例について、改めて全体を俯瞰し、本市議会における最高規範である条例の理念が実現できているか、目的に沿った取組がなされているか評価し、検証を行う。

(2) 検証の進め方

① 内部評価

- ・評価項目等を記載した「議会基本条例検証シート」（参考資料 1）を活用し、1 条ずつ検証を進めることを決定。なお、評価は前半（第 1 条～第 19 条）と後半（第 20 条～第 34 条）に分けて実施。
- ・条文ごとの目的、趣旨を実現するための取組状況を確認し、各会派及びオブザーバーが下記基準に基づいて評価を実施。また、今後の課題として条例改正または運用変更の検討について必要性を判断。

【評価基準】

区分	評価内容
A できている	条文の目的が達成できている。 条文の趣旨に沿った取組ができている。
B 概ねできている	条文の目的が概ね達成できている。 条文の趣旨に沿った取組が概ねできている。
C 一部できている	条文の目的が一部達成できている。 条文の趣旨に沿った取組が一部できている。
D できていない	条文の目的が達成できていない。 条文の趣旨に沿った取組ができていない。

- ・委員会において、委員及びオブザーバーが各々の評価を持ち寄り、委員間討議を経て委員会としての評価及び今後の課題を取りまとめ。
- ・時代に即した新たな条文を規定する必要性について協議。

② 外部評価

- ・より客観性の高い検証とするため、本市議会と関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を活用し、2人の外部評価者による評価を実施。

【外部評価】

実施者	関東学院大学法学部長・教授 出石 稔 氏 関東学院大学法学部教授 牧瀬 稔 氏 (地方自治法第100条の2に基づく調査として依頼)
期間	令和6年10月1日～令和6年11月25日
内容	議会基本条例に規定された内容等に関する評価 ・外部評価者としての本市議会の取組と委員会の検証結果に対する意見 ・令和の時代にふさわしい議会の在り方等を踏まえた条例そのものに対する意見
その他	外部評価者には、参考人として委員会に出席の上、評価結果についてご説明いただき、委員との質疑応答を実施。

③ 外部評価を踏まえた委員会の再評価

- ・外部評価によってもたらされた新たな視点、検討事項を踏まえて委員会としての評価を振り返り、再評価の必要性を検討。

5 評価及び検証結果

(1) 評価結果（全 34 条中）

	内部評価（委員会評価）	外部評価	
		出石教授	牧瀬教授
評価	A 21 件	A 13 件	A 31 件
	B 13 件	B 15 件	B 0 件
	C 0 件	C 3 件	C 0 件
	D 0 件	D 0 件	D 0 件
		対象外 3 件	対象外 3 件

(2) 条例改正又は運用変更の必要性

	内部評価（委員会評価）
必要性	条例改正が必要 12 件
	運用変更が必要 3 件

(3) 各条の委員会評価及び検証結果

※内部（委員会）評価欄は、外部評価を踏まえて再評価の必要性を検討し、確定した結果を記載。

章	条		内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
				出石	牧瀬
第 1 章 総 則	第 1 条	目的	A	条例改正が必要 — (評価対象外)	
	この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。		本条例の目的を各議員が理解をし、日々の活動を行えている。 今後も市民に開かれ、信頼される議会となるために不断の努力を重ねることが重要である。 なお、この議会基本条例が本市議会において他の条例とは異なり、最高規範的位置付けを有するものであることを明確にするため、条文の冒頭部分を次のとおり改正すべきものと考える。 【改正案】 この議会基本条例（以下「この条例」という。）は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、～（以下略）		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由		外部評価		
				出石	牧瀬	
第 一 章 総 則	第2条 この条例の位置づけ	A		— (評価対象外)		
	この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	本条例が「最高規範的位置付け」であることを全議員がよく理解し、また、議会に関する条例等の改廃時における理念の原点として実務上も機能している。 引き続き、全議員がその最高規範的位置付けを常に意識していくことが重要である。				
	第3条 議会及び議員の責務	A		— (評価対象外)		
	議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。	条例等を遵守した議会運営を行っており、議会及び議員の責務は果たされているものと考えられる。 今後も全議員が同条の理解を深めるよう研さんを行っていくことが重要である。				
	第4条 通年議会	A		A	A	
	議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は年1回とし、その会期を通年とする。 2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。	通年議会導入により緊急事態への対応や市民からの要望・問題に対し迅速かつ的確に対応できている。 導入以降これまでに地方自治法第179条による専決処分は行われておらず、通年議会の目的の一つは果たされていると考えられる。 ただし、定例議会期間外の委員会活動の実績は少なく、今後、臨機応変に委員会を開催するなど、通年議会のメリットを生かして議会としての力を発揮することが重要である。				
	第5条 議員定数	A		A	A	
	法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。 2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。 3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。	議員定数については、議会制度検討会議の場で適切に検討がされている。 今後も様々な状況を考慮して議員定数のあるべき姿を継続的に検討することが必要である。				

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第2章 議会の活動原則	第6条 議会の活動原則	B 条例改正が必要	B	A
	議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。 (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 (3) 市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 (4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。	市民に開かれた議会の実現を目指し、適時適切な方法で様々な議会情報を発信しながら、市民に分かりやすい視点も踏まえて議会運営を行っている。 また、本会議における一般質問や委員会における質疑などを通じて、市長等の監視機能の強化に努め、議会として市政運営の発展にも寄与しているものと考えられる。 しかし、課題別検討会議で検討を行っている課題に関して広報広聴会を開催する仕組みはつくったものの、市民参加の方法については多様な形があることから、今後も市民意見を政策に反映させる仕組みについては、様々な方法を検討する必要がある。 さらに、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正された趣旨を踏まえ、最高規範的位置付けを有する本条例において、ジェンダー平等を目指す取組を不断に継続していく姿勢を示すこと、また、妊娠や出産、育児や介護、障害の有無などの理由にかかわらず、あらゆる人材がそれぞれの人権を尊重された上で議会で活躍できるようにすることが重要であることから、次のとおり改正すべきものと考え る。 【改正案】 ※以下のとおり第6号を追加 (6) ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第2章 議会の活動原則	第7条 委員会	A	A	A
	議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。 2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。 (1) 総務常任委員会 (2) 民生常任委員会 (3) 環境教育常任委員会 (4) 都市整備常任委員会 (5) 予算決算常任委員会 3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。 4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。	その時々行政課題等に対応した適切な委員会の設置・活用がされている。 今後、特に重要な課題が発生した際には、機動的に委員会を開催して対応を協議するなど委員会のさらなる活用を図ることが重要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第2章 議会の活動原則	第8条 災害時の対応	A 条例改正が必要	A	A
	議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。	横須賀市議会災害時BCPの策定や毎年の防災訓練の実施などにより、災害時における議会機能維持のための対応力の強化を図れている。 しかし、近年の自然災害の多様化や激甚化、新型コロナウイルス感染症のまん延、国際情勢の緊迫等の状況を踏まえ、本条を次のとおり改正するとともに、今後はあらゆる不測の事態に対応した訓練等を行いながら、議会の危機管理体制の強化に努めていくことが求められる。 【見出し 改正案】 「（災害時等の対応）」に改める。 【本文 改正案】 第8条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 災害等による不測の事態が生じた際における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第3章 議員の活動原則	第9条 議員の活動原則	B 条例改正が必要	B	A
	議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。 (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動をする。	日々の活動の中で、議員一人ひとりがこれらの活動原則を認識し、市民の代表として市民福祉の向上と市政の発展に寄与しているものと考えられる。 ただし、議員間の自由な討議については、協議・検討の場では活発に行われているものの、常任委員会の議案等審査の場においては、近年は実績がない。 令和6年度に、議会制度検討会議において議員間討議の在り方について検討を行い、議案等審査の場において討議の場を設けることと決定した。 今後、その効果を注視し、さらなる活性化を図っていくことが求められる。 なお、第2号については、議案の提出が議員の役割というよりも、地方自治法に規定された議員の権限であること、また、「市民の福祉と生活の向上に貢献すること」は、むしろ議会活動全般の目的であり、本条に規定することは適さないと判断し、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使用すること。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第3章 議員の活動原則	第10条 会派	A 条例改正が必要	A	A
	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。	日々、会派の役割や所属会派の理念を意識しながら議会活動を行っている。 特に、政策立案に当たっては、全会一致での政策条例の制定等を目指し、政策検討会議や課題別検討会議において熟議を重ね、合意形成に努めている。 なお、第3項については、会派として合意形成に努める対象は、他の会派だけではなく、会派に所属しない議員も含まれることを明確にするため、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等と合意形成に努めるものとする。		
	第11条 議員の政治倫理	A	B	A
	議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。 2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。	本条例制定後、違法行為はなく、議員一人ひとりが高い倫理性が求められていることを深く自覚して行動していると考えられる。 また、パワーハラスメントや誹謗中傷の行為等の防止を目的とした議員政治倫理条例の改正、議員政治倫理審査会の開催など、本条例の趣旨に沿った対応を行っている。 今後も時代の変化に対応した議員研修会を開催するなど、議員個人としても議会全体としても継続的に倫理観の向上に努めていくことが重要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由		外部評価	
				出石	牧瀬
第4章 市民と議会の関係	第12条 情報の公開等	B	条例改正が必要	B	A
	議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。	市議会だよりや議会日程周知ポスターの作成、本会議・委員会のライブ中継や録画配信、会議録や政務活動費の公開、議員別賛否一覧表の掲載など、市民に積極的に議会情報を提供するとともに、すべての会議において原則傍聴を認めている。 また、前期においては、SNSの活用、議案等の委員会説明資料の公開、従来の議会報告会を見直す形での広報広聴会の開催など、情報発信の方法等についても工夫を重ねてきた。 一方、情報通信技術の進展は目覚ましく、情報発信の方法については様々な形が考えられることから、市民の関心を高めるための議会情報の発信については、今後も継続的に検討していくことが重要である。 なお、第2項については、平成22年11月30日付け内閣法制局長官通知「法令における漢字使用等について」に基づく常用漢字の使用に倣い、「すべての」を「全ての」に改めるべきものとする。			
	第13条 請願及び陳情	A	条例改正が必要 運用変更が必要	B	A
	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。	意見陳述を原則認めることや陳述人の傍聴機会の確保など、請願及び陳情のルール策定等により、本条文の趣旨に則って、議会として請願・陳情を真摯に取り扱っている。 しかし、意見陳述については、陳述人がその趣旨を十分に理解することが難しい現状になっている可能性があるため、議員がよりの確に願意を把握できる場となるよう、陳述人への説明を含め、改めて検討する必要がある。 また、請願及び陳情の性質を踏まえ、第1項の「政策提案」を「政策提言」に改めるとともに、市政に関する市民からの政策提言の手法として請願及び陳情という仕組みがあることをさらに市民に周知していくことが必要である。			

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第4章 市民と議会の関係	第14条 市民参加	B 条例改正が必要	C	A
	議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。	課題別検討会議で検討を行っている課題に関して広報広聴会を開催する仕組みをつくるなど、市民参加機会の拡充に努めているが、市議会アンケートの結果や市議会議員選挙の低い投票率を見る限り、市民の議会に対する関心は高いとは言えず、市民参加の方法についても多様な形があることから、今後も市民意見を政策に反映させる仕組みについては、様々な方法を検討する必要がある。 なお、その方法の一つとして、本市議会では要綱を制定し、政策条例等の策定に当たり原則としてパブリック・コメント手続を実施しているが、最高規範的位置付けを有する本条例にその姿勢を示すことが重要であり、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 ※以下のとおり第2項・第3項を追加 2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。 3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。 また、第13条と同様 第1項については、「政策提案」を「政策提言」に改めるべきものとする。		
	第15条 説明責任等	A	B	A
	議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。	市議会ホームページや市議会だよりにおいて、議案等の議員別賛否など議会としての意思決定や議会運営について説明を行っている。 市民から信頼される議会を目指し、今後も引き続き、市民に対して丁寧に説明責任を果たしていくことが求められる。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第5章 議会と市長等との関係	第16条 市長との関係	A	A	A
	議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない	一般質問における一問一答方式の採用、通年議会の導入による地方自治法第179条に基づく専決処分が行われないことや委員会機能の活性化など、市長と緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行っている。 また、平成29年の政策検討会議の設置以降、政策条例の制定や市長への政策提言など、議会として積極的に政策立案を行っている。 今後も市民の負託に応える責務を果たすべく、市長と緊張ある関係を維持しながら、市民福祉の向上と市政の発展という同じ目標に向かって継続的に努力していくことが重要である。		
	第17条 一問一答方式等	A	A	A
	議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。 2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質疑等に対して反問することができる。	近年は多くの一般質問等で一問一答方式が採用されている。 一方、本会議や委員会における市長等の反問権については、これまで実績が少なく、制度が浸透していない可能性もあることから、反問権の趣旨・目的について、議員、執行部それぞれに対して引き続き周知していくことが必要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第5章 議会と市長等との関係	第18条 政策等の監視及び評価	A	A	A
	市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。 （１）重要な政策等を必要とする背景 （２）検討した他の政策案等との比較検討 （３）総合計画における根拠又は位置付け （４）関係法令及び条例等 （５）財源措置 ２ 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。 ３ 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。	市長等からは、条文に沿った必要な情報が概ね提供されており、不足する場合には質疑などを通じて明らかにしている。 今後も議案等の充実した審議に資するよう、引き続き本条文の趣旨に沿った運用を行っていくことが重要である。		
	第19条 議員の文書による質問	A	B	A
	議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 ２ 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 ３ 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。	これまでも緊急案件など休会中に文書による質問が行われており、この規定があることにより、通年で市長等に質問する機会が確保されていると考えられる。 今後も必要に応じて文書質問を活用するなど、時機を逸することなく市民の知る権利に添えていくことが必要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第6章 議会の機能強化	第20条 議決事件の追加	B 条例改正が必要 運用変更が必要	B	A
	議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。	本条例の制定以降、地方自治法の改正に伴う議決事件の追加はあったものの、条文に規定されているような積極的な検討は行ってこなかった。 今後は改めて議決事件の追加を検討するとともに、その後においても、議事機関としての機能強化という条文の趣旨を踏まえ、日々の活動の中で議決事件として追加すべき案件があるかどうか確認する姿勢が求められる。 一方、議決事件の追加については、市長の執行権との調整が不可欠であることから、第1項については、「積極的に」を「必要に応じて」に改めるべきものと考ええる。		
	第21条 議員相互の討議の推進	B	B	A
	議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調整の場（以下「委員会等」という。）における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。 2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。	これまで常任委員会の議案等審査の場においては、議員間討議は十分に実施されてこなかった。 このような状況を踏まえ、議会制度検討会議において議員間討議を活性化するための仕組みづくりが行われたため、今後はこれを活用し、議案等審査の場においてもさらに活発な議論を行っていくべきと考ええる。 一方で、活発な議論を行うためには、仕組みづくりだけでなくとどまらず、議員個人の積極的な討議の提案や委員長による的確な采配等も重要であることから、今後の議員間討議の実施状況を注視するとともに、必要に応じ検証・改善を図っていくことが求められる。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第6章 議会の機能強化	第22条 政策検討会議の設置	A	A	A
	議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。 2 前項の政策検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。	政策検討会議において実行計画を策定し、計画的に政策立案に取り組むとともに、PDCAサイクルを確立し、議会で制定した条例の検証も行っている。 今後も市政の監視や意思決定機関としての役割にとどまらず、二元代表制の一翼を担う議会として、積極的に政策提案を行いながら、市民福祉の向上に寄与していくことが重要である。		
	第23条 調査研究機関の設置	B	条例改正が必要	C A
	議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	本条は「できる規定」であり、これまで調査研究機関の設置がなかったこと自体が問題視されるものではないが、議会全体として本条に対する認識が十分であったとは言えない。 なお、専門的知見の活用は議会にとって必要不可欠であるものの、事案等を踏まえると今後も設置される可能性は不透明であること、地方自治法第100条の2に基づく専門的事項に係る調査の適用及び同法第115条の2に基づく参考人の規定の準用により専門的知見の活用は十分にできること、また、本条の規定がなくても調査研究機関の設置は可能であることから、調査研究機関の設置に関する規定を削除することとし、次のとおり改正すべきものとする。 【見出し 改正案】 「（専門的知見の活用）」に改める 【本文 改正案】 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。 ※第2項及び第3項は削除		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第6章 議会の機能強化	第24条 議員研修	B	B	A
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。	これまで実施されてきた年2回の議員研修会の開催は、議員の政策立案能力の向上に寄与してきた。 一方、第2項に規定されているような他の自治体の議会や市民との議員研修会等の開催については、これまで実績がない。 議員研修の充実強化を図るという第1項の条文の趣旨を踏まえると、今後は議員のさらなる政策立案能力の向上に向けて、様々な手法を用いたより効果的な議員研修を行っていくことが求められる。		
	第25条 広報広聴会議の設置	B	B	A
	議会は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するため、広報広聴会議を設置する。 2 前項の広報広聴会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。	広報広聴会議を設置したことにより、市議会だよりのリニューアル、議会報告会の在り方の見直し（広報広聴会への変更）、SNSを活用した情報発信など、議会の広報広聴機能の強化が図られてきたと考える。 一方で、市議会アンケートの結果や市議会議員選挙の低い投票率を見る限り、市民の議会に対する関心は高いとは言えないことから、今後もより効果的な広報広聴について、常に検証・改善を行っていくことが必要である。		
	第26条 予算の確保	A	B	A
	市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務活動機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。	議会費予算については必要に応じ適宜見直しがなされ、円滑な議会運営や政務活動に必要な予算を確保できている。 議会としては、市の財政状況も考慮しつつ、今後も適時適切な予算の確保を求めていくことが必要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第6章 議会の機能強化	第27条 議員及び会派の積極的な政務活動	A	A	A
	議員及び会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。	会派視察や様々な勉強会・研修会等への参加を通して得られた知見は、市長への予算要望や一般質問などの政策提言に活かされている。 今後も透明性の確保に努めながら政務活動費を有効に活用し、市民福祉の向上及び市政の発展に資する活動を積極的に行っていくことが求められる。		
第7章 議会改革の推進	第28条 検討会議等の設置	A	A	A
	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会議を設置する。 2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。 3 第1項の議会制度検討会議及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。	これまで議会制度検討会議では様々な課題を検討し、円滑な議会運営に資する結論を導き出してきた。 また、コロナ禍の緊急事態には臨時で協議会を設置するなど、臨機応変に市政の課題解決にも寄与してきた。 今後も社会情勢の変化等に柔軟に対応しながら、継続的に議会改革に取り組むとともに、必要に応じて検討会を設置し、市政の課題に対して迅速に取り組むなどの対応が求められる。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第7章 議会改革の推進	第29条 交流及び連携の推進	B 条例改正が必要	C	A
	議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	これまでは議長間・議会局長間の交流が中心であり、議会単位での交流や連携の実績はなかった。 今後は他の自治体議会の事例なども参考にしながら、継続性や目的なども十分に検討した上で、議会の在り方に関する調査研究のための議会間の交流及び連携を推進していくことが必要である。 なお、より有意義な調査研究や議会及び議員のさらなる資質向上のためには、他の自治体の議会だけでなく、学術研究機関や民間企業等との交流及び連携も考えられることから、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、学術研究機関等との交流及び連携を推進するものとする。		
第8章 議員の身分及び待遇	第30条 議員の身分及び待遇	A	A	A
	議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務活動費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。	議員報酬及び政務活動費については、ホームページ等で積極的に情報発信を行っている。 今後も引き続き市民の理解を得られるよう、必要に応じ情報発信の方法を工夫するなど、開かれた議会の実現に向けた情報発信を行っていくことが求められる。		
	第31条 議員報酬等	A	A	A
	議員報酬及び政務活動費については、別に条例で定める。 2 第5条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。	議員報酬及び政務活動費については条例に規定されており、毎年、議会運営委員会で審査を行い、本市の財政状況や社会情勢等を勘案しながら、適切な額となるよう決定してきた。 今後も必要に応じて議員報酬及び政務活動費の見直し等の検討を行いながら、適切に執行されるよう努めるべきである。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第9章 議会局等	第32条 議会局	B	B	A
	議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。	令和3年度に議会事務局から議会局への組織変更を行い、限られた人員の中で政策調査・政策法務・広報の機能強化を図り、現状では円滑かつ効率的な議会活動を行うための体制は整っていると考ええる。 一方で、社会情勢等の急激な変化への対応など、一時的な業務の増大により議会活動に支障をきたすことが見込まれる場合は、局内及び他部局も含めて柔軟な応援体制を敷くなど、今後も議会局に必要な機能が損なわれることがないよう努めることが重要である。		
	第33条 議会図書室	B	B	A
	議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	限られたスペースの中で適宜リニューアルを行い、図書の充実に努めながら議会図書室通信を発行するなどの取組を行ってきたことは評価できる。 今後も、議員の調査研究に資するための図書室となるよう、議員のニーズを踏まえた資料収集、配架、利用方法の改善といった環境整備に努めていくことが必要である。		
第10章 継続的な検討	第34条 継続的な検討	B	B	A
	議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。	本条例の制定以降、議会内の組織や運用の変更に伴う条例改正は行ってきたが、今回のような全体的な検証はこれまで実施してこなかった。 社会情勢の変化に伴い、市政の課題やニーズが多様化する中、定期的に議会の在り方を見直すことは重要であり、次のとおり改正すべきものと考ええる。 【見出し 改正案】 「（継続的な検証）」に改める 【第1項 改正案】 議会は、一般選挙を経た任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め所要の措置を講ずるものとする。		

(4) 章立ての見直し

検証過程での内容精査、また外部評価における意見を踏まえ、条例全体の章立て、構成を改めることとした。

【現行】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(通年議会)
	第5条(議員定数)
第2章 議会の活動原則	
	第6条(議会の活動原則)
	第7条(委員会)
	第8条(災害時の対応)
第3章 議員の活動原則	
	第9条(議員の活動原則)
	第10条(会派)
	第11条(議員の政治倫理)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(調査研究機関の設置)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
第7章 議会改革の推進	
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第8章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第9章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第10章 継続的な検討	
	第34条(継続的な検討)

【改正案】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
第2章 基本原則	
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(議会の活動原則)
	第5条(議員の活動原則)
	第6条(議員の政治倫理)
第3章 議会運営等	
	第7条(通年議会)
	第8条(議員定数)
	第9条(委員会)
	第10条(災害時等の対応)
	第11条(会派)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(専門的知見の活用)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第7章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第8章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第9章 継続的な検証	
	第34条(継続的な検証)

6 逐条解説の整備

このたびの条例を俯瞰した全体的な検証を踏まえて、条例の趣旨、理念、それに基づいて本市議会が目指していく姿を、逐条解説としてまとめることと決定した（参考資料2）。今後の条文解釈や継続的な検証において、活用していくこととする。

7 条例等の改正

（1）横須賀市議会基本条例の改正

検証において、条文を改正すべきという結論に至ったのは、全34条のうち12条であった。主な改正点として、ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとりた議会活動のための環境整備や、大規模災害に限らないあらゆる不測の事態への対応、議会としての政策立案におけるパブリック・コメント手続の活用、専門的知見の活用など、今の時代にふさわしい議会の在り方を新たに規定し、これまでも本市議会として実施してきたものも含め、積極的な政策立案や調査研究に向けた取組を明文化することとした。

また、条例制定以来初となる今回の全体的な条例の検証において、継続的な見直しの重要性を改めて認識し、議員任期中に必ず検証を行う旨、規定することとした。

さらに、条例全体を通して総則規定と実体規定を整理し、章立てを見直した。

改正案がまとまったのち、横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱に基づき、令和7年4月10日から4月30日までの期間においてパブリック・コメント手続を実施した（参考資料3）。その結果、ご意見等はなく、検証における委員会の決定のとおり、条例を改正することとした。

(2) その他の条例・規則等の改正

議会基本条例の章立ての変更による改正に伴い、条文を引用している委員会条例、通年議会実施要綱、予算決算常任委員会運営要綱の改正を行う。

8 今後の検討（提言）事項

本検証において、今後の運用の変更やさらなる取組の推進、新たな仕組みの構築に係る検討が必要な事項として、以下のとおり、本特別委員会から提言する。一方、議会基本条例は我々横須賀市議会が目指すべき姿を示すものであることから、これらにとどまることなく、今後も各条文の趣旨や意図するところを念頭に、たゆまぬ努力や取組を継続していくことが求められる。

(1) 請願及び陳情に関する周知及び意見陳述の効果的な在り方について

市政に関する市民からの直接的な政策提言の手法として、議会への請願及び陳情という仕組みがあることをさらに市民に周知していくことが必要であることから、その方策を検討されたい。

また、請願及び陳情の審査を行う委員会において、提出者が自らの言葉で直接説明し、思いを伝えることができる意見陳述の機会を設けている。議員がよりの確に願意を把握できる場となるよう、十分に陳述人に説明するなど、制度の趣旨を踏まえた効果的な在り方について検討されたい。

(2) 議決事件の追加について

平成 22 年の横須賀市議会基本条例制定以降、議決事件の追加について積極的な検討は行ってこなかった。このたび、議決事件の追加については必要に応じて行うこととする旨、条例を改正することと決定したものの、議

事機関の機能強化という条文の趣旨を踏まえて、改めて議決事件として追加すべき案件があるかどうか、検討されたい。

(3) 議会基本条例の継続的な検証について

このたび、継続的な検証の重要性を再認識したことから、議員任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し議会基本条例の検証を行う旨、条例に規定することと決定した。検証の場、対象、具体的な方法など、効果的な検証となるように仕組みを検討されたい。

9 おわりに

本報告書は、横須賀市議会基本条例制定後初となる全体的な検証の結果をまとめたものです。全16回にわたる委員会での活発な討議を通じ、議会としてのこれまでの取り組みと、目指すべき議会の姿を再確認する貴重な機会となりました。

特筆すべきは、今回の検証において外部評価を導入したことにより、議会内部からは気付けない新たな視点を得られたことです。ご協力いただいた関東学院大学の出石稔教授、牧瀬稔教授には深く感謝申し上げます。

この検証作業の意義は、単に条例の実施状況を確認するにとどまらず、今の時代にふさわしい、私たち横須賀市議会ならではの条例へと発展させる契機となったことにあります。今回の検証で得られた知見や課題を、今後の議会活動、議員活動に確実に活かしていく所存です。

今後は議員任期ごとの定期的な検証を行い、開かれた議会、市民に親しまれる身近な議会を目指して不断の努力を重ねていきます。それこそが、市民福祉の向上と市政の発展のために我々に課せられた責務であると確信しています。

参考資料 一覧

- 1 横須賀市議会基本条例 検証シート
- 2 横須賀市議会基本条例 逐条解説
- 3 パブリック・コメント手続実施時の詳細資料

議会基本条例検証シート （第1条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由		今後の課題	評価者	評価
第1章 総則（第1条～第5条）													
第1条	（目的） この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	理念規定のため、取組状況としては記載なし	自	A	特になし	A	本条例の目的を各議員が理解をし、日々の活動を行えている。 今後も市民に開かれ、信頼される議会となるために不断の努力を重ねることが重要である。 なお、この議会基本条例が本市議会において他の条例とは異なり、最高規範的位置付けを有するものであることを明確にするため、条文の冒頭部分を次のとおり改正すべきものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	－	本条は総則規定であり、第4条以下の実体規定の取組状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うべきである。したがって、個別条ごとの評価にはなじまないと考える。		
			よ	B	■評価理由 ①理念規定であり、基準に照らした評価は難しい ②前文において「分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねること」を誓っており、本条の規定に明確なゴールが無い以上、A：できている とはせずにおくことが望ましいのではないかと ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ								
			公	A	市民福祉の向上とありますが、地方自治法の第一条の二第一項では、「住民の福祉の増進」とあり、地方公共団体の役割を明言しているので、これに倣うことが適正と考えます。								
			共	B	歴代議長のもとで、公平・公正な議会運営を行ってきた。								
			維	A	目的に則し、条例等を遵守した活動をしている。								
			藤		※第1条「目的」については、全ての条文の評価を終えた後に改めて評価してはいかがかと考えます※ 【議会全体の取り組みに対する評価】 議会基本条例の「目的」を全議員が日々常に意識して行動していたか否かを判断する客観的な材料が存在しない為、評価をすることができませんでした。その為にあえて空欄としています。 上にも記しましたが、全ての条文の評価を終えた最後に、総合的な評価として第1条については評価をすべきではないかと提案いたします。 【課題など】 今後は、常にこの「目的」を全議員が常に意識できるように、議会内に第1条を印刷して掲示するなどの取り組みを行ってはいかががでしょうか。					牧瀬教授	－	取組み状況がないため、評価不能である。	

議会基本条例検証シート （第2条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第1章 総則（第1条～第5条）											
第2条	（この条例の位置付け） この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	理念規定のため、取組状況としては記載なし	自	A	特になし	A	本条例が「最高規範的位置付け」であることを全議員がよく理解し、また、議会に関する条例等の改廃時における理念的原点として実務上も機能している。 引き続き、全議員がその最高規範的位置付けを常に意識していくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	－	第1条と同じ。 本条の「最高規範的位置付け」について懸念する意見があるが、「最高法規性」ではなく、規範としての位置付けを示しているものであり、運用で確保することができ問題ないと考える。ただし、法的に懸念があるのであれば、議会の意思として改正することは否定しない。 他方で、全議員が最高規範的位置付けを常に意識していく前提として、他の条例等の制定、改廃の際や議会運営に当たり、チェックリストを作成するなどして、議会基本条例の規定との調整を図るなどの意を用いる必要はないか。
			よ	B	■評価理由 ①議会として重要な判断を行う際に、必ず立ち返る理念的原点として実務上も機能していた ②最高規範性は尊重されていたものの、例えば14条「議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るもの」について、不断の努力を重ねる余地はまだ十分にあることから、この条例の理念を実務上反映させる意味では、A：できている とは評価できない。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：要 最高規範性についての条文上・運用上の担保の方法について、検討してもよいのではないか（ぜひとも検討すべきである、とまでは考えないが） 理由①条例は相互に優劣は無いため、何をもって最高規範性を担保するのかという講学上の議論がありえる 理由②制定後13年の間にも時点改正がなされていたことから、いわば軟性憲法な位置づけとした実務上の取扱いがあった（最高規範であれば、硬性憲法的に頻繁な時点改正は望ましくないとの取り扱い方もありうるし、現実的には困難だと思われるが特別多数議決などによって改正手続きのハードルをあげるという方法もありうる） ③最高規範性を敢えて言い切ること自体は本市議会の姿勢を示すうえで望ましいと考えるため、これを変える必要は無いが、最高規範性を何によって担保するのかについては、議会基本条例に込められた理念を今後も決して形骸化させないためにも今一度議論があっても良いのではないか。						
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。						
			共	A	市議会としてこれまで、特別委員会や検討協議会での議論を踏まえて複数の条例制定を行ってきた。課題としては、限られた期間のなかで制定できる条例を複数制定することには、限界がある。						
			維	A	最高規範的位置付けとして遵守した活動をしている。						
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 議会基本条例が議会における「最高規範的な位置づけ」にあることは全ての議員がよく理解していたと感じます。他の議員との会話の中でも議会基本条例の位置づけが話題にのぼることがしばしばありました。 【課題など】 一方で、他の条例や規則等の制定又は改廃を行う機会に、意図的に本条例と照らし合わせるような作業は行われてきませんでした。 具体的には、議会運営委員会で議員提出条例を議論する時や、政策検討会議や課題別検討会議などで条例案を作成する時に、配布資料として議会基本条例を毎回データとして配布するなどして、各議員が個別の条例の最上位には議会基本条例があることを意識する機会はありませんでした。こうした取り組みもあえて行うことで議会基本条例の最高規範性を常に意識させるような取り組みを行ってはいかがでしょうか。 また、4年に1度の改選後に全議員向けに議会基本条例を学びなおす研修会などを開催することも有効かもしれません。 最高規範性は全ての議員に理解されていたと考えられるものの、それを日々の議会運営の場で意識的に自覚させるような取り組みはなされてこなかったことから、Bと評価しました。		牧瀬教授	－	取組み状況がないため、評価不能である。 ただし条文に「この条例に定める事項との整合を図らなければならない。」とあるため、横須賀市議会基本条例制定以後に成立した議会関係の法規との整合性の有無については、取組状況等が明記できそうな気がする。		

議会基本条例検証シート （第3条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価			委員会の評価			外部評価者による評価			
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 1 章 総 則 (第 1 条～第 5 条)												
第 3 条	(議会及び議員の責務) 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。	理念規定のため、取組状況としては記載なし	自	A	特になし	A	条例等を遵守した議会運営を行っており、議会及び議員の責務は果たされているものと考えられる。 今後も全議員が同条の理解を深めるよう研さんを行っていくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	－	第 1 条と同じ。	
			よ	A	■評価理由 ①法令順守の規定と考えれば、制定後 1 3 年の間に違法行為は見られず、本条文の目的は達している ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要							
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。							
			共	B	政治倫理審査会が開かれて、政治倫理条例に違反する行為があったことは、議会として重く受け止める必要がある。					牧瀬教授	－	取組み状況がないため、評価不能である。 ただし、同条文を拡大解釈すれば、議員に対する横須賀市議会基本条例の研修が「この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して」につながると考える。 別の規定において、研修は実施しているようであるため、その意味では「A」と捉えられる。
			維	A	議会ならびに各議員が自覚を持って責務を全うするために努力している。							
			藤		【議会全体の取り組みに対する評価】 条文では「議会及び議員」が主語となっていますが、「議会」については常に条例・規則の遵守はなされてきたと考えています。 一方で個別の「議員」全員が常にあらゆる条例・規則を遵守することを常に意識して行動していたかを客観的に判断する材料が無い為、判断ができません。 【課題など】 第 2 条と同じく、今後は 4 年に 1 度の改選後に新人議員だけでなく全議員向けに議会基本条例を学びなおす研修会などを開催することも有効と思われます。 他の会派のみなさまと議論しながら評価したい為に、A～D の評価は空欄としました。							

議会基本条例検証シート （第4条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第1章 総則（第1条～第5条）													
第4条	（通年議会） 議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は年1回とし、その会期を通年とする。 【H29.3.29改正】 2 議会の会期を通年とすることに 関し必要な事項は、別に定める。 【H29.3.29改正】	○平成29年通年議会導入 導入の効果 ・年1回の招集以外は、議長の権限で招集可能。案件発生時に機動的な開催が可能 ・1年を通じて会期となるため、いつでも委員会活動が可能となりその活動が活性化 ・法第179条の規定に基づく専決処分がほとんどなくなる ○臨時議会開催数 (通年議会導入後) 平成29年1回/平成30年2回/令和元年3回/令和2年4回/令和3年6回/令和4年2回/令和5年0回 導入前の臨時会開催数は平成22年2回・24年1回・27年1回（議会内人事のための臨時会を除く） ○地方自治法第179条に基づく専決処分 平成29年通年議会導入以降：0件 導入前：2.5件/年平均 ※臨時議会等に関する詳細は別紙1 ○定例議会期間外の常任委員会開催数 1回（平成29年5月-教育福祉常任委員会） 【第2項】 横須賀市議会通年議会実施要綱	自	A	特になし	A	通年議会導入により緊急事態への対応や市民からの要望・問題に対し迅速かつ的確に対応できている。 導入以降これまでに地方自治法第179条による専決処分は行われておらず、通年議会の目的の一つは果たされていると考えられる。 ただし、定例議会期間外の委員会活動の実績は少なく、今後、臨機応変に委員会を開催するなど、通年議会のメリットを生かして議会としての力を発揮することが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	規定のとおり通年議会が導入されている。委員会評価の指摘については、運用レベルで改善されたい。		
			よ	A	■評価理由 ①通年議会開始後、地方自治法第179条に基づく専決処分は無い ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ								
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。								
			共	A	特に新型コロナの影響により、予算措置など早急な対応が求められるなかで、臨時議会を行い議案の審議・議決を行ったことは、市民負託に応えられたと言えるのではないか。一方で、議会局の業務負担が増したことは課題と考える。								
			維	A	通年議会導入により緊急事態への対応や市民の要望や問題に対して迅速に対応できる体制が整っている。								
			藤	B	議会全体の取り組みに対する評価】 「通年議会」が導入されたことで議会が機動的に開催されるようになったことは、議会局提供のデータからも体感的にも評価できるのではないかと判断しました。 【課題など】 一方で2つの課題を感じています。 1つは、委員会活動の活性化が不十分ではないかという点です。この課題はすでに全会派の共通認識になっていると思われるので、今後の運用改善に積極的に取り組んでいくべきです。 もう1つは、通年議会の成果が市民のみなさまに目に見える形では示すことができなかったのではないかとという点です。通年議会の重要性は議員であれば理解しているものの、実際には市民利益になっていることが市民のみなさまに伝わっているかという点と疑問です。今後は、2年に1度くらいの頻度で、議会の取り組みに対する市民アンケートなどを行っていくべきだと思いますが、その中で通年議会の実施に関する市民評価もお尋ねすべきではないかと考えます。 取り組みは評価できるものの、今後も運用改善が必要なことから、Bと評価しました。			牧瀬教授	A	アウトプット（条文に基づき実施したか、否か）という観点で評価すれば「A」となる。 【その他】 どの時期においても、いつでも議会・委員会の開催が可能となっているが、オンライン議会も想定しているのか（既に実施しているのか）。また、既に実施している場合は、オンライン議会の根拠はどこにあるのか。			

議会基本条例検証シート （第5条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	委員会の評価		今後の課題	評価者	評価	外部評価者による評価	
第1章 総則（第1条～第5条）															
第5条	（議員定数） 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。 【H22.11.30、H30.12.19、R4.10.7改正】 2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。 3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。	議員定数の推移 平成22年：43人/平成23年：41人/令和元年：40人/令和5年：39人 【第2項】 ○見直しの検討状況 ・平成22年改正時 第3次議会制度検討会/期間：平成22年2月18日から同年9月30日まで/検討回数：8回/提案者：上地克明議員（43人→37人）・山本文夫議員（43人→41人）※検討会で削減の人数の合意に至らなかったため、2件の議員提出議案として提出 ・平成30年改正時 議会制度検討会議/期間：平成28年8月から平成30年10月まで/検討回数：12回/提案者：議会運営委員会委員長 ・令和4年改正時 議会制度検討会議/期間：令和2年3月から令和4年9月まで/検討会数：19回/提案者：議会運営委員会委員長 【第3項】 理念規定のため、取組状況としては記載なし	自	A	特になし		A	議員定数については、議会制度検討会議の場で適切に検討がされている。 今後も様々な状況を考慮して議員定数のあるべき姿を継続的に検討することが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	規定に基づき本条例改正で対応している。本条は議員定数の在り方がどうあるべきかを規定しているものではない。			
			よ	A	■評価理由										
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。										
			共	B	議会制度検討会議にて、議員定数の在り方について継続して議論を行ったことは意義がある。										
			維	C	取り組み自体に問題はないが、人口減少が今後も見込まれる中で、適切な議員定数の見直しを再検討する必要がある。										
			藤	A	【議会全体の取り組みに対する評価】 議員定数のあり方については、議会制度検討会議の場において議論され、得られた合意に基づいて定数の見直しが適切に実施されてきたと受け止めています。 単純に市民の人口減少に連動して削減を進めてしまえば議会による行政のチェック機能が後退してしまう可能性もあることから、今後も議会制度検討会において、見直しを継続して議論すべきだと考えています。 【課題など】 その一方で、議員定数の見直しが市民のみなさまにどのように受け止められているかなどを判断する材料がありません。 本市議会に対する市民の評価を定期的に確認する為の市民アンケートを2年に1度程度実施する必要性を感じていますが、その中で「議員定数」に対する市民評価をお尋ねすべきではないかと提案いたします。			牧瀬教授	A	条文に基づき、取組ができていると判断し「A」となる。 【その他】 議員定数が39人となっているが、この「39人」の根拠は何なのか。継続的に議員定数が減少しているが、これは横須賀市の人口減少と相関性があるのか。 継続的に議員定数が減少してきているため、今後も、議員定数は減らし続けるのか。どこまで減らすことを想定しているのか（要は、議員定数をはじめ、議会活動に中長期的な「計画」はあるのか。計画がなければ場当たりの取組になってしまう）。					

議会基本条例検証シート（第7条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第2章 議会の活動原則 (第6条～第8条)											
第7条	(委員会) 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。 2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。 (1) 総務常任委員会 (2) 民生常任委員会 (3) 環境教育常任委員会 (4) 都市整備常任委員会 (5) 予算決算常任委員会 【H23.3.28、R4.3.29改正】 3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。 4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。	【第1項・第2項・第3項】 ○行政部門別常任委員会 平成23年4月まで 総務・民生・建設・教育経済常任委員会 令和4年4月まで 総務・生活環境・教育福祉・都市整備常任委員会 現在 条文のとおり ※委員会開催実績は別紙4 ○予算決算常任委員会の設置 議案の分割付託への対応や予算決算の総合的・一体的な審査のため、平成23年設置 ○特別委員会の設置状況 平成23年2件、平成25年1件、平成27年2件、平成28年1件、平成30年1件、令和2年1件、令和5年1件 ※地方自治法第98条（検査権）・第100条（調査権）に基づく特別委員会 平成27年2件 ※特別委員会の詳細は別紙5 ○常任委員会での法定事件以外の審査 一般報告、委員会所管事項に関する質問を実施 ○議員提出議案の見直し 政策検討会議で選定された条例を所管事務調査として見直しを実施 【第4項】 横須賀市議会委員会条例	自	A	特になし	A	その時々 の行政課題等に対応した適切な委員会の設置・活用がされている。 今後、特に重要な課題が発生した際には、機動的に委員会を開催して対応を協議するなど委員会のさらなる活用を図ることが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。 なお、検証シートに記載はないが、コロナ禍を機に議会（委員会）審議の運営方法を変更したことで、会議時間が短縮できたことは評価できる。他方で、議員（委員）の発言機会の減少という論点もあるので、審査の「効率性」と「詳細」についてよりベターな解を常に模索されたい。
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						
			公	A	「効率的かつ詳細に」及び「迅速かつ的確」という形容詞について、条文としての違和感を覚えます。 また、「委員会を適切に設置し、及び活用するものとする」の文章で、「し、及び活用」は不用と考えます。						
			共	B	必要に応じて特別委員会を設置してきたが、1年に3つの特別委員会の運営は、議会局の業務負担が大きかったのではないかと。						
			維	A	委員会を設置・活用することで、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査し、的確に対応している。						
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 委員会については、常任委員会も特別委員会も条文に基づく適切な取り組みが実施されてきたと考えています。 【課題など】 一方で、数点課題が挙げられると考えています。 第1に、通年議会を導入したものの機動的な委員会の開催には至らなかったことが挙げられます。 また、同じ日の同時刻に2つの委員会が開催される為に、市民は2つの委員会の両者に関心があっても傍聴ができませんし、インターネット中継の公開が即日には行われないことから「すぐに知りたい」という期待には応えられていないことも挙げられます。 今後も運用改善が必要だと考えています。 こうした点からBと判定しました。		牧瀬教授	A	条文に基づき、取組状況等は進んでいると判断するため「A」となる。 【その他】 前文に「市長等執行機関への監視及び評価機能の充実に努めることはもとより、自由闊達な討議により、市政の課題を的確に把握し、積極的な政策立案・政策提言を行える政策形成能力の向上を図っていかなければならない。」とあり、貴市議会の役割は監視・評価機能と政策形成機能と判断する。取組状況等により、アウトプットは確認できるが（委員会の開催状況は理解できるが）、アウトカム（監視・評価機能や政策形成機能の拡充により、市民生活にどのような善の効果を導出したか）はわからない。		

議会基本条例検証シート （第8条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会 派 等	評 価	評価の理由・課題等	評 価	評価の理由	今後の課題	評 価 者	評 価
第2章 議会の活動原則 (第6条～第8条)											
第8条	(災害時の対応) 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。 【H29.3.29改正】	○横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）の策定 災害発生時に議会・議員・議会局の役割を定め市と連携して災害対策活動を行う ・平成28年災害時における議会のあり方検討会設置し、検討 ・平成29年策定 ○防災訓練 平成29年度以降、毎年1回、これまでに6回実施。 ・第1回(平成29年度)は、本会議中に大地震が発生したとの想定で、避難訓練を主体とした内容 ・第2回(平成30年度)～第6回(令和4年度)は、安否確認及び災害対策会議を介した市本部との被災情報の共有を内容とした通信訓練 ・第7回（令和5年度）は、通信訓練及び災害対策会議の開催訓練（災害対策会議委員のみ対象、参集開催） ○地方自治法第180条専決の追加 通年議会導入時に、災害対応の応急予算の補正を追加 【第2項】 ・横須賀市議会災害対策会議運営要綱 ・横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）	自	A	特になし	A	横須賀市議会災害時BCPの策定や毎年の防災訓練の実施などにより、災害時における議会機能維持のための対応力の強化を図れている。 しかし、近年の自然災害の多様化や激甚化、新型コロナウイルス感染症のまん延、国際情勢の緊迫等の状況を踏まえ、本条を次のとおり改正するとともに、今後はあらゆる不測の事態に対応した訓練等を行いながら、議会の危機管理体制の強化に努めていくことが求められる。 【見出し 改正案】 「（災害時<u>等</u>の対応）」に改める。 【本文 改正案】 第8条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 災害等による不測の事態が生じた際における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	災害時BCPの策定など、適切な取組みを行ってきていると思料する。
			よ	A	理由 ①本条文の主語は「議会は」であるが、「議会および各議員は」と並列することを検討してもよいのではないか。例えば、「横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）」では既に「5 議員の役割」を「4 議会の役割」と明示的に区分して記しており、最高規範性を有する議会基本条例においてもこれを反映させてもよいのではないか。						他方で、近年、大震災、風水害のほか、亜熱帯化といった自然災害の多様化、激甚化、新型コロナのまん延、東アジアをめぐる国際情勢の緊迫などの状況を踏まえると、条例改正を検討しても良いのではないか。
			公	B	災害時の対応は、常に精度を増すべきものと考えますので、評価をBとしました。						改正のイメージは、以下のとおり。
			共	B	BCPを策定し、継続的に毎年議会として防災訓練に取り組んできたことは、危機意識を高めるためにも効果があった。訓練内容を工夫して、さまざまな災害に対する対応力を高めることが今後の課題である。						『（危機管理）
			維	C	災害時の対策、防災訓練の実施など概ねできている。しかし、能登半島地震の教訓を生かして、半島特有の対応について、再検証する必要がある。						第8条 議会は、大規模災害又はこれに準ずる災害等の発生、感染症のまん延、周辺事態の生起等により市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるとき（次項において「危機管理時」という。）は、市長等と協力して、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 横須賀市議会災害時BCPを策定し、防災訓練など計画的に取り組んできたと評価できると思います。 【課題など】 一方で災害対策にA判定はありえず、常に運用の改善を続けていくことが今後も常に必要だと考えています。例えば、現在までは基本的に全ての議員及び議会局職員が無事で、ひとりも欠けていない前提での防災訓練が実施されてきましたが、実際の災害時には議員も議会局職員も被災し連絡が取れないことも起こりえます。あらゆる想定のもとでの業務継続をめざす訓練の実施も求められると思います。 また、現在は防災訓練の実施後に危機管理課から評価を受けていますが、実際に被災した地域の議会議員や議会局（議会事務局）職員を講師にした研修を実施するなど必要だと考えます。 今後も運用改善の継続が常に求められることから、Bと判定しました。		牧瀬教授	A	「A」と判断する。		
										【その他】 ホームページを確認すると横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）は定期的に改訂しているようであり（感染症流行時に対応するための一部改訂について（2020年6月25日））、今後も、新しい課題にもとづき、定期的に改訂することを期待する。	

議会基本条例検証シート （第10条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第3章 議員の活動原則（第9条～第11条）											
第10条	（会派） 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。	会派数の推移 平成22年 6 平成23年 7 平成27年 6 令和元年 4 令和5年 5 【第2項】 理念規定のため、取組状況としては記載なし 【第3項】 会派等意見の調整、合意形成のため、議会運営委員会での協議のほか、政策検討会議、広報広聴会議、議会制度検討会議、議会ICT化運営協議会、各会派代表者会議、各種課題別検討会議を設置して協議	自	A	特になし	A	日々、会派の役割や所属会派の理念を意識しながら議会活動を行っている。 特に、政策立案に当たっては、全会一致での政策条例の制定等を目指し、政策検討会議や課題別検討会議において熟議を重ね、合意形成に努めている。 なお、第3項については、会派として合意形成に努める対象は、他の会派だけではなく、会派に所属しない議員も含まれることを明確にするため、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等と合意形成に努めるものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	評価については、委員会の理由について異論ない。 第3項の改正についても、そのこと自体は妥当と考える。 他方で、第3項の規定は、野合につながらないかやや気になる。そもそも論として、他会派等とは熟議し議論しあうものであり、会派等間で合意形成する必要があるのだろうか。合意を形成するのは議会全体ではないかという疑問が、若干であるが残る。
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						
			公	A	取り組み状況等の箇所、前回の協議において、第3項に各会派代表者会議の文言追加のご提案がありましたが、その文章を追加すると「団長会」等も記載しなければいけないため、「各会派代表者会議」は不要と考えます。						
			共	B	会派としての活動を活発に行うと同時に、限界を感じる点もあった。会派としての力量を高める必要を痛感した。						
			維	B	会派による役割を果たしている。今後も多様な意見を認め合いながら、必要に応じて他会派との合意形成に努めることが求められる。						
			藤		【議会全体の取り組みに対する評価】 第10条については、会派に所属していない無会派の立場では、会派としての活動を行っていない為に、条文の目指すところと現実がどうだったのかを評価することはできません。その為、この条文について無会派としてはA～Dでの評価は行いません。他会派の合意した評価を評価とさせていただきます。 【課題など】 一方で、そもそもオール横須賀市議会を目指す立場からは、本当に会派という存在が必要なのかという疑問を感じています。 条例ではあくまでも会派を結成することが「できる」という規定に過ぎないものの、現実のあらゆる場面において本市議会のあらゆる側面において会派を中心とした運営が行われています。 地方自治法における「議員平等の原則」にたちかえて、会派への所属の有無を問わない議会運営を目指すべきではないでしょうか。		牧瀬教授	A	改正案は賛同する。 【その他】 会派数の推移があるが、会派は多いほうがよいのか、少ないほうがよいのか、私にはわからない。 アウトカム評価を目指すならば、各会派の評価も必要である。各会派は、自らの活動等について、まず内部評価は実施しているのか。		

議会基本条例検証シート （第11条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価者	評価	今後の課題	評価者	評価
第3章 議員の活動原則（第9条～第11条）											
第11条	（議員の政治倫理） 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。 2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。	○議員政治倫理条例の改正 パワーハラスメント及び誹謗中傷などの行為を未然に防ぐルールを追加（R3） ○議員政治倫理審査会開催実績 ・平成25年 政治倫理基準違反の審査 ・平成27年2月 政治倫理基準違反の審査 ・平成27年5月 政治倫理基準違反の審査 ・令和3年 横須賀市議会議員政治倫理条例第3条違反の審査等 ○議員研修 令和4年 情報モラル研修 令和5年 ジェンダー平等に関する合同研修会 【第2項】 ・横須賀市議会議員政治倫理条例 ・横須賀市議会議員政治倫理条例施行規程	自	A	特になし	A	本条例制定後、違法行為はなく、議員一人ひとりが高い倫理性が求められていることを深く自覚して行動していると考えられる。 また、パワーハラスメントや誹謗中傷の行為等の防止を目的とした議員政治倫理条例の改正、議員政治倫理審査会の開催など、本条例の趣旨に沿った対応を行っている。 今後も時代の変化に対応した議員研修会を開催するなど、議員個人としても議会全体としても継続的に倫理観の向上に努めていくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	会派等からは、議員の理事者に対する恫喝のような言動があったとの意見もある。首長や地方議会の議員のパワハラなどが耳目を集める中、研修等の充実を図り、本条に適う議員倫理の醸成を図ることが肝要と考える。
			よ	A	■評価理由 ①モラルについては価値判断基準に個人差があるため、法令順守を最低限の基準と考えれば、制定後13年の間に違法行為は見られず、本条文の目的は達している ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要						
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。						
			共	B	政治倫理審査会が開かれて、政治倫理条例に違反する行為があったことは、議会として重く受け止める必要がある。						
			維	B	概ね出来ているが、時代の変化や社会のニーズに対応した、高い政治倫理を維持するために、定期的に研修会などを今後も実施していく必要がある。						
			藤	C	【議会全体の取り組みに対する評価】 条文の趣旨に沿って議員政治倫理条例改正をはじめ、政治倫理審査会が開催されたり、研修が実施されてきたことは十分に評価されるべきだと考えています。 【課題など】 その一方で、まだ改善が必要な点があると感じます。 例えば、委員会質疑を聞いていると質問の中で議員が理事者を恫喝しているように聞こえることがあります。質問者本人にパワーハラスメントの自覚は無いと思われ、啓発が必要です。また、聞いていた私もその質問者との今後の関係性への不安からその発言のタイミングで注意することや後で議長に申し入れることができませんでした。議長や議会局に相談しやすい体制づくりが必要と感じます。 また、職員が議員からハラスメント的な言動を受けた場合によほどのことが無ければ議長や議会局に申し入れることは無いと思われ ます。 別の例では、市民の方から市民相談をある議員に行った際に不適切な対応をされた、という苦情を受けたことがあります。政治倫理条例に基づいた対応ができることをご案内したものの、実際には調査請求の申し出は行われませんでした。 調査請求権や審査会の設置は確かに議員政治倫理条例に明記されてはいるものの、それが本当に市民等にとって申し入れやすいものかどうかについては、運用改善が必要と思われます。 以上のことから、Cと評価しました。 【＊議員個人個人の取り組みに対する評価】 他の条文と同様に、議員個々人がこの条文に基づいて常に行動を行ったか否かについては判断する材料が無いので評価できない。全議員にアンケートを実施するなどの取り組みが必要ではないかと考えています。	牧瀬教授	A	「A」である（あくまでもアウトプット評価）。 【その他】 横須賀市議会議員政治倫理条例を確認すると、政治倫理に違反してもペナルティはないようである。 高い倫理性を持たずに議会活動した場合のペナルティはあるのか。			

議会基本条例検証シート（第12条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
		会 派 等	評 価	評価の理由・課題等		評 価	評価の理由	今後の課題	評 価 者	評 価	評価の理由・意見
第4章 市民と議会の関係（第12条～第15条）											
第12条	（情報の公開等） 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。	○情報発信 ※詳細は別紙6、7 市議会ＨＰ、市議会だより、広報広聴会、議会日程周知ポスター、SNSの活用、市議会中継、会議公開、会議録・政務活動費のＨＰ公開・議案説明資料の公開、記者発表 ○説明責任 市議会ＨＰ、市議会だよりでの議員別賛否一覧表の掲載	自	C	[2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする] 基本条例を現状に即した形にするために「公開」の定義を検討する必要があるのではないかと（中継や傍聴など公開範囲の定義を検討する必要がある） 「すべての」会議を「原則として」公開する、の言い回しがそもそもおかしいのではないかと	B	市議会だよりや議会日程周知ポスターの作成、本会議・委員会のライブ中継や録画配信、会議録や政務活動費の公開、議員別賛否一覧表の掲載など、市民に積極的に議会情報を提供するとともに、すべての会議において原則傍聴を認めている。 また、前期においては、SNSの活用、議案等の委員会説明資料の公開、従来の議会報告会を見直す形での広報広聴会の開催など、情報発信の方法等についても工夫を重ねてきた。 一方、情報通信技術の進展は目覚ましく、情報発信の方法については様々な形が考えられることから、市民の関心を高めるための議会情報の発信については、今後も継続的に検討していくことが重要である。 なお、第2項については、平成22年11月30日付け内閣法制局長官通知「法令における漢字使用等について」に基づく常用漢字の使用に倣い、「すべての」を「全ての」に改めるべきものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	議会の情報発信は様々な方法で行われている。ただし、市議会中継・録画アクセス数、傍聴実績は漸減傾向にあり、議会への市民の関心が薄れていると思われる。とりわけ、広報広聴会（議会報告会）は形骸化しており、実施方法自体を見直す必要があるのではないかと。議員研修会の公開も積極的に行うべきである。
			よ	B	■評価理由 ①かつては議場・委員会室での傍聴を認めることが、会議の公開としての十分条件であったが、インターネットが普及した現在においては、現場での傍聴＋インターネットでの中継・録画の公開と会議録の可及的速やかな公開が、地方議会に求められる情報公開としては基本装備となった感があり、この点において、不断的努力を重ねる余地はある。すなわち、全会議のインターネット中継・録画配信である。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：要 理由① すべての会議を原則として公開（傍聴・オンライン双方で）する と改正する。						なお、第2項中、『すべての』とあるのは、この際、他の改正に併せ、『全ての』に改正したほうが望ましい。
			公	B	議会制度検討会議で審議中の案件もあるため、Bとしました。						
			共	B	感染症拡大を防ぐために、コロナ禍で傍聴を制限せざるえなかったことは残念。市議会だよりやSNSによる情報発信の拡充を進めてきたことは一定の効果があると考える。発信の内容については、多様な市民ニーズを捉えることが大事ではないかと。						
			維	A	情報の公開等、議会の透明性を高めるための努力は出ている。						
			藤	C	【議会全体の取り組みに対する評価】 第12条については議会として積極的な改善の取り組みが継続的に実施されてきたと考えています。 【課題など】 一方で、単に公開するだけでなく、市民のみなさまにとってさらに利用しやすいものであることが求められていると考えています。 例えば全ての会議は傍聴が可能な形で公開されてはいるものの、①各種会議の中にはインターネット中継されていないものがあり、市議会まで足を運ばないと傍聴することができません、②常任委員会は同じ日の同じ時間帯に2つ開催されており、両者に関心があっても2つの委員会を同時に傍聴することができません、③本会議も委員会も翌営業日以降でなければインターネットでの録画配信がなされないことから、タイムラグが生じています、などの課題があります。 また、赤ちゃんやお子さんを連れて傍聴にきたい保護者の方について託児サービスが無い為に、自ら預け先を探す必要があります。 以上の課題があることから、透明性と説明責任を果たしてはいるものの、さらに市民のアクセスのしやすさを向上させる必要があることからCと評価しました。		牧瀬教授	A	「A」と判断する。 【その他】 別紙7にアクセス数がある。さらに踏み込んで、アクセス分析をすることにより、より「議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供」できる。アクセス分析を活用すると、アクセスしているのは職員が多いということが往々にしてある。		

議会基本条例検証シート （第13条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第 4 章 市民と議会の関係（第12条～第15条）										
第13条	（請願及び陳情） 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。	○請願・陳情受付実績及び陳情の委員会不送付実績 ※別紙10 ○任期満了に伴う審議未了 平成23年 1件 ○請願陳情に関わる変更点 ・意見陳述を行う際のルールの策定（陳述時間など-H25） ・意見陳述にかかる代理人の規定を策定（代理となる対象など-H26） ・それまで委員会で協議してきた意見陳述の許否を原則認めることと変更（H30） ・陳述人及び補助員が確実に傍聴できるように変更（R05） 【第2項】 会議規則、委員会条例、委員会規則、予算決算常任委員会運営要綱、議会運営委員会申し合わせ事項、先例集	自	B	令和6年4月から、地方自治法の改正によりオンライン受付が可能となることを受けて 運用変更が必要ではないか 陳述については、書面と同じことを繰り返すだけのものもあるため、陳述方法のルール作りも必要ではないか	意見陳述を原則認めることや陳述人の傍聴機会の確保など、請願及び陳情のルール策定等により、本条文の趣旨に則って、議会として請願・陳情を真摯に取り扱っている。 しかし、意見陳述については、陳述人がその趣旨を十分に理解することが難しい現状になっている可能性があるため、議員がよりの確に願意を把握できる場となるよう、陳述人への説明を含め、改めて検討する必要がある。 また、請願及び陳情の性質を踏まえ、第1項の「政策提案」を「政策提言」に改めるとともに、市政に関する市民からの政策提言の手法として請願及び陳情という仕組みがあることをさらに市民に周知していくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 ■要 □不要	出石教授	B	請願や陳情を『政策提案』と位置付けてよいか。「提案」とは文字通り、「案」の「提出」であるが、議会に対してこれができるのは市長又は議員である。 請願や陳情の趣旨を踏まえると、後退と捉えられる向きもあるかもしれないが、『政策提言』と改正することが望ましい。 なお、条例制定改廃の直接請求は、議案の提出は市長であるが、内容は修正できないことから、「提案」と言えると考える。
			公	B	条文の中で、市民による「政策提案」とあるが、これについては表現に違和感を感じるため、「意見」に変更することが、適正と考えます。 また、「真摯に」という形容詞は不用と考えます。取組状況等の中で、「陳述人及び補助員が確実に傍聴できるように変更（R05）」がありますが、変更結果の検証がなされていないため、Bとしました。				A	
			共	B	傍聴席とは別に、陳述人・補助員の待機・傍聴席を設け、関係例規を改正し、陳述人が委員会室にて審査を見守るようにしたことは意義がある。					
			維	A	市民による政策提案と位置づけ、真摯に取り扱いをしている。					
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第13条については、請願・陳情を本市議会は政策提言と位置づけていることは全議員の共通認識になっていると受け止めています。 また、希望があれば意見陳述を行う場が設けられることも評価できます。 【課題など】 その一方で、請願・陳情が政策提言であるとするならば、提出者に質疑をしたり意見交換を行う機会を設けることが妥当だと考えています。現在はそうした機会が無いことから、今後、運用を改善すべきだと考えています。 以上のことから、Bと評価しました。					

議会基本条例検証シート （第14条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等	評価	会派等の評価			評価	委員会の評価		今後の課題	評価者	評価	外部評価者による評価	
第4章 市民と議会の関係 (第12条～第15条)																
第14条	(市民参加) 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。 【R4.10.7改正】	○広報広聴会（議会報告会） ・議会報告会として、平成23年より令和元年まで毎年開催。原則3月定例議会の審議プロセスや市民意見聴取を実施 ・令和2年は新型コロナウイルス感染拡大により実施なし ・令和4年より、特定の対象者から、または特定のテーマに関して意見を聴取する機会として行うこととし、会の名称を「広報広聴会」として実施することと決定 ※詳細は、別紙8 ○パブリックコメント手続きの実施 議員提出条例に関して手続きを実施、平成31年には「横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱」を策定 ○市議会アンケート ・令和元年12月、18歳以上の市民3,000人を対象に、郵送により実施。回収数は711件（回収率23.7%） ・アンケート結果は令和2年3月報告書としてまとめ公表。以後、本結果をもとに広報広聴会議において協議を実施 ※報告書は、別紙11	自	C	〔議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、〕 広聴の定義を明確にし、広聴方法を検討する必要がある 条文「議会は」を「議員は」に変更することでより多様に市民の声を聴くことに繋がるのではないかと (議員は市民代表であり、日々市民の声を聴き、政策提案の機会を有している) テーマを決めて意見聴取するなら、対象となる年代や業種なども考慮して開催するべきだと考える→ テーマに対する主な対象者が来やすい時間帯の設定など			B	課題別検討会議で検討を行っている課題に関して広報広聴会を開催する仕組みをつくるなど、市民参加機会の拡充に努めているが、市議会アンケートの結果や市議会議員選挙の低い投票率を見る限り、市民の議会に対する関心は高いとは言えず、市民参加の方法についても多様な形があることから、今後も市民意見を政策に反映させる仕組みについては、様々な方法を検討する必要がある。 なお、その方法の一つとして、本市議会では要綱を制定し、政策条例等の策定に当たり原則としてパブリック・コメント手続を実施しているが、最高規範的位置付けを有する本条例にその姿勢を示すことが重要であり、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 ※以下のとおり第2項・第3項を追加 2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。 3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。 また、第13条と同様、第1項については、「政策提案」を「政策提言」に改めるべきものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	C	現第1項中、『政策提案』とあるのは、前条と同様に『政策提言』としたほうが良いのではないかと。			
					また、議会への市民の関心を高める広報広聴に意を用い、市民参加策を拡充する必要がある。とりわけ、広報広聴会（議会報告会）については、形骸化しているので、議会への市民参加が図られる方法を検討すべきである。											
			委員会の評価に記載の第2項及び第3項を追加することについては、同意見である。 なお、第3項は、次のように規定してはどうか。パブリック・コメントの実施を別に定める要綱によるのではなく、市長等と同様に条例に基づく手続として対応したほうが良いのではないかという趣旨である。 『3 議会のパブリック・コメント手続については、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例（平成13年条例第31号）の例による。』													
			「A」となる。改正案には異論はない。													
			【その他】 パブリック・コメントは重要であるが「パブリック・インボルブメント」も大事である。議会報告会をパブリック・インボルブメントの場として活用できないか。 ここでいう「市民」は法人も含むのか。含む場合は、法人を対象とした取組等はあるのか。													

議会基本条例検証シート （第15条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第4章 市民と議会の関係 (第12条～第15条)												
第15条	(説明責任等) 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。	○議決結果の公表 市議会HP、市議会だよりにおいて、議案ごとに議員別賛否を掲載している。(市議会だよりにおいては賛否が分かれた議案について掲載)、委員会会議録の全文公開 ○請願陳情における賛否理由の説明 請願陳情における意向確認時に、賛否の理由をしっかりと述べることを確認 (R01議会制度検討会議) 【第2項】 ○議会運営に関する情報発信 市議会だより、市議会HP、よこすか市議会ガイドでの議会運営についての広報の実施	自	A	特になし	A	市議会ホームページや市議会だよりにおいて、議案等の議員別賛否など議会としての意思決定や議会運営について説明を行っている。 市民から信頼される議会を目指し、今後も引き続き、市民に対して丁寧に説明責任を果たしていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 ☐要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 ☐要 ■不要	出石教授	B	第12条（情報の公開等）では、『市民に提供』と、本条（説明責任等）では『市民に対して説明』と規定されている。情報発信をもって説明責任を果たしたとするのか。本来説明責任とは『答責責任』と考えられる。 この点、広報広聴会（議会報告会）が本条の説明責任（答責責任）の場の一つと考えられるが、十分な効果を挙げているとは言えないと考える。	
			よ	B	■評価理由 ①運用上の問題は基本的にみられないが、議会としての記者会見の回数を増やす等、議会として説明する機会を増やす運用は可能である。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：要 理由①「市民に対して説明する責務」の示すところの一つとして、すでに横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱は存在するが、現行の当該条文から導くことは難しいため、今回の改定に合わせて条文に、議員/委員会提出条例素案について、パブリック・コメント手続きを行う旨を明記してはどうか。							
			公	B	特に問題ありませんので、条文の通りですが、但し、更なる説明責任を果たすべく、議員間討議のあり方についても、検討の余地があるため、評価をBとしました。							
			共	B	議決結果を市議会HPや市議会だよりに掲載して伝えてきているが、そもそも議案の内容がわかりにくいため（～条例中改正について等）、賛否結果だけ伝えられてもよくわからないという声もある。説明責任をどこまで果たすべきか悩ましい現状の解決を探りたい。							
			維	A	市議会ホームページ、市議会だより等により、市民に対して、わかりやすい説明をしている。							
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第15条についてはおおむねその責務は果たされていると考えています。 【課題など】 第1項の「議会としての意思決定または政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する」については、既存の取り組みに加えて新たな取り組みを検討しても良いのではないかと考えています。 現状ではあくまでも意思決定をした結果の部分についてのみ公表がなされていると感じます。その意志決定について市民の方々と意見交換をする機会が（議会全体としては）無いのではないのでしょうか。 例えば、特定のテーマについて一定の人数を超える方から署名のような形で要望が議会局にあった場合には、出前トークのような形で常任委員会のメンバーなどが地域に赴いてその意思決定に至った経緯などを説明する機会などが設けられても良いのではないかと思います。 以上のことからBと評価しました。							牧瀬教授

議会基本条例検証シート （第16条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第 5 章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）											
第16条	（市長との関係） 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。	・ 通年議会の導入（平成29年） ・ 地方自治法第98条（検査権）、第100条（調査権）に基づく特別委員会の設置（平成27年） ・ 一般質問の一问一答方式の採用（平成22年） ・ 本会議等における反問権を令和元年12月定例議会から約1年間試行、令和2年12月定例議会から本格実施 ・ 市議会からの政策立案 ※議会として制定もしくは提言した条例及び政策提言の実績については別紙12	自	A	特になし	A	一般質問における一问一答方式の採用、通年議会の導入による地方自治法第179条に基づく専決処分が行われな いことや委員会機能の活性化など、市長と緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行っている。 また、平成29年の政策検討会議の設置以降、政策条例の制定や市長への政策提言など、議会として積極的に政策立案を行っている。 今後も市民の負託に応える責務を果たすべく、市長と緊張ある関係を維持しながら、市民福祉の向上と市政の発展という同じ目標に向かって継続的に努力していくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	基本的に委員会の評価のとおりと考えるが、本条が二元代表制の確認規定と位置付けられるもので、『市長と常に緊張関係を構築』に主眼があるならば、『市長とともに』は削除したほうが望ましいとも考えられる。
			よ	A	■評価理由 ①運用上の問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：不要 理由①前段にて、議会は議決機関として市長との緊張関係を重要視している一方で、後段で「市長とともに」と敢えて記載する必要は無いのではないかと。						
			公	A	条文等の題名について、「市長との関係」を「市長と議会の位置づけ」に変更したほうが適正と考えます。また条文において、「市長と常に緊張ある関係を構築し」と「市長とともに」の箇所を、削除すべきと考えます。						
			共	B	令和4年9月に市議会として、PFOS等の排水問題の解決を求める旨の決議を全会一致で行ったことなども、執行機関に対して緊張ある関係の構築につながると考える。						
			維	B	概ね出来ているが、市長との意見交換をする機会を出来るだけ増やす努力が、今後とも必要がある。						
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第16条については、議会局の取組状況等のご説明のとおり、継続的な努力がなされていると考えています。 【課題など】 積極的な本会議や委員会での質疑がなされている一方で、ほとんどの市長提出議案がそのまま可決されている現状があります。より積極的に市長提出議案に対する修正動議などが実施される余地があると考えています。 それが常に緊張感のある二元代表制の姿だと受け止めています。 以上のことから、Bと評価しました。						

議会基本条例検証シート（第17条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第5章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）												
第17条	（一問一答方式等） 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。 2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等に対して反問することができる。 【R2.12.3改正】	一般質問の一問一答方式を採用（平成22年） ※実績は別紙13 【第2項】 ・「反論や説得ではなく、答弁者が質問の背景又は根拠など、不明点や疑義のある点を問い返すことで、論点・争点を明確にし、議論を深めることを目的」とし、本会議等における反問権を令和元年12月定例議会から約1年間試行、令和2年12月定例議会から本格実施 ・反問権の目的や各種取り決めに議会運営委員会申し合わせ事項に規定 ※実績は別紙13	自	A	特になし	A	近年は多くの一般質問等で一問一答方式が採用されている。 一方、本会議や委員会における市長等の反問権については、これまで実績が少なく、制度が浸透していない可能性もあることから、反問権の趣旨・目的について、議員、執行部それぞれに対して引き続き周知していく必要がある。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。	
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ②反問権の導入によって、より議論を深める努力を行うなど、条文に込められた理念は実現している ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ							
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。							
			共	B	委員会における反問のなかで、議会運営に対して要望する旨の発言が議事説明員からされた事例がある。反問の趣旨から外れている面もあり、常に反問の目的を理解する必要があると感じた。							
			維	A	一問一答方式を活用できている。							
			藤	A	【議会全体の取り組みに対する評価】 第17条については、概ね達成されていると受け止めています。評価はAとします。 【課題など】 これまで会派によってなされてきた議員の質問能力を高める取り組みを、今後は議会として研修などを実施しても良いのではないかと考えています。 これまでの議員研修会は政策課題がテーマとして実施されましたが、質問の構成、質問の仕方、一問一答の取り組み方などを講師を招いて研修を実施するなどの取り組みも必要ではないでしょうか。					牧瀬教授	A	「A」評価とする。 【その他】 すべてを調べたわけではないが、議会議事録を確認すると、反問というより確認である（確認権という感じである）。なお、一般的に反問とは「質問をしてきた相手に、逆に問いただすこと」という意味がある。

議会基本条例検証シート（第18条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価			委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第5章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）												
第18条	（政策等の監視及び評価） 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。 （１）重要な政策等を必要とする背景 （２）検討した他の政策案等との比較検討 （３）総合計画における根拠又は位置付け （４）関係法令及び条例等 （５）財源措置 ２ 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。 ３ 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。	市長等の行うべきことについて規定しており、取組状況としては記載なし 【第２項】 委員会における議案審査等において、条文中の（１）～（５）についての質疑・質問を行っており、情報に不足がある場合は必要な情報を明らかにするよう、答弁を求めている 【第３項】 理念規定のため、取組状況の該当項目としては記載はないが、「立案及び執行における論点及び争点を明らかにする」ため、決算審査時に議会側から求めた事務事業等の総点検評価票を運用し、質疑を行っている	自	A	特になし	A	市長等からは、条文に沿った必要な情報が概ね提供されており、不足する場合には質疑などを通じて明らかにしている。 今後も議案等の充実した審議に資するよう、引き続き本条文の趣旨に沿った運用を行っていくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。	
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ							
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。							
			共	B	議案審査等における必要な資料等は、政策等の監視及び評価に必要不可欠である。資料提供に協力的な姿勢は評価できるが、読みやすさなど工夫ができないかと思うときもある。							
			維	A	政策等の監視及び評価はできている。							
			藤	A	【議会全体の取り組みに対する評価】 第１８条については、市長等が第１項の取り組みとして不十分であると議会側が判断した時は、第２項に基づいて資料請求などを適切に行ってきたと受け止めています。また第３項についても、必要な資料を請求したり、副市長や市長の出席を求めて質疑を行うなどの取り組みがなされてきたと受け止めています。 以上のことからAと評価しました。							

議会基本条例検証シート（第19条）

【会派名】 自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第5章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）											
第19条	（議員の文書による質問） 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。	実績 令和2年3件 令和4年1件 【第2項】 質問日及び回答日 ○令和2年 質問日6月8日 回答日6月15日 ○令和4年 質問日12月27日 回答日1月12日 【第3項】 市ホームページに文書による質問を公表	自	A	特になし	A	これまで緊急案件など休会中に文書による質問が行われており、この規定があることにより、通年で市長等に質問する機会が確保されていると考えられる。 今後も必要に応じて文書質問を活用するなど、時機を逸することなく市民の知る権利に添えていくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	本条は、国会における「質問主意書」と同様に、文書質問と回答を活発化させることにより、議会の機能を発揮させる趣旨と思料する。他方、議会が言論の府であることから、直接市長等と議会（議員）が質疑応答をすることも重要である。これらの点を踏まえ、実績が妥当なのかどうかを検証する必要があるので、B評価とした。 条文自体は議員に「文書質問権」を付与し、市長等に回答義務を課したもので必要な規定と考える。
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						「A」とする。
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。						【その他】 稀に一部の議員が文書質問を多発することがある。その結果、担当課の業務が滞る。文書質問に対して、何かしらのルールはあるのか。
			共	B	閉会中等に、文書質問を行う機会が保証されていることは、市長と常に緊張感ある関係の構築・監視及び評価の観点からも重要である。						
			維	A	必要に応じて文書による質問の活用は出来ている。						
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第19条についてはすでに文書質問の実績はあり、条文の趣旨は果たされていると受け止めています。 【課題など】 しかしながら、条文では閉会中及び休会中に実施できると位置づけられているものの実際にはいつでも実施できる運用とは言い難く、コロナ禍のように緊急事態に限定されている印象が強いというのが率直な印象です。 国会における質問主意書のように、休会中にこの制度をより活発に利用できるように、改めて文書質問の実施についてそのあり方を明確にすべきではないかと考えています。						

議会基本条例検証シート （第20条）

【会派名】 自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）											
第20条	（議決事件の追加） 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。	○議決事件の追加について ・改正は昭和24年制定以来、全19回 ・直近の改正は平成23年で、地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなったことに伴い、「基本構想の策定又は改廃について」を議会の議決すべき事件に追加 ・議決事件の追加に関する検討ではないが、平成26年に議会運営委員会において、「施設配置適正化計画」が当該事件に該当するかどうか審査を行っている。（⇒委員会としての結論は「該当しない」と決定） 【第2項】 議会の議決すべき事件に関する条例	自	B	取り組み状況に記載の通り、平成23年の追加と平成26年の審査以降、議決すべき事件の追加が検討されていない。 本条文に現状を照らし合わせてみると、議決事件の追加を積極的に検討しているとは言えないと考える。 各案件に対し、他都市の状況や類似する事例なども踏まえながら検討すべきであるとする。	B	本条例の制定以降、地方自治法の改正に伴う議決事件の追加はあったものの、条文に規定されているような積極的な検討は行ってこなかった。 今後は改めて議決事件の追加を検討するとともに、その後においても、議事機関としての機能強化という条文の趣旨を踏まえ、日々の活動の中で議決事件として追加すべき案件があるかどうか確認する姿勢が求められる。 一方、議決事件の追加については、市長の執行権との調整が不可欠であることから、第1項については、「積極的に」を「必要に応じて」に改めるべきものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 ■要 □不要	出石教授	B	議決事件の追加は、積極的に行うことと規定しているが、本来、市長の執行権との調整が不可欠であり、やみくもに議決事件を増やすことは必ずしも妥当ではない。議決事件の追加と合わせて、軽易な議決事項などについて市長の専決を認めることによる行政運営の効率化などとセットで検討すべきものとする。 このような視点から、第1項に次の項段を入れることは考えられないか。 『この場合において、議決事件の追加に当たっては、市長の執行権との調整を図らなければならない。』 あるいは、現規定中、『積極的に』を『必要に応じて』などと修正することも考えられる。
		公	A	地方自治法の改正に伴い、「基本構想の策定又は改廃について」を議会の議決すべき事件に追加することや、議会運営委員会に置いて「施設配置適正化計画」の審査を行っていることから、適正に取り組みがなされていると考える。				牧瀬教授		A	「A」とする。 【その他】 市のホームページを確認すると「議決機関」と明記されているページがある。条文は「議事機関」となっており、日本国憲法も地方自治法も「議事機関」である。こことの整合性はどうか。
		共	A	実際は、法規担当から追加事件について議会局へ報告があり、議運で決定するプロセスを得ている。引き続きの連携が必要である。							
		維	A	条文の取組みが積極的に行われている。今後も社会情勢の変化などに対応し、追加の検討など定期的に検証していく必要がある。							
		藤									

議会基本条例検証シート （第21条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価								
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見					
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）																	
第21条	（議員相互の討議の推進） 議会は、委員会又は法第 100 条第12項に規定する協議又は調整の場（以下「委員会等」という。）における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第74条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。 2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。	○委員会等における議員間討議について ・実績 ※詳細は別紙14（年-実施数/提案数） R5-0/4 R4-0/2 R3-0/2 R2-0/3 R1-提案なし H30-提案なし H29-提案なし H28-0/1 H27-提案なし H26-1/1 H25-0/1 H24-1/1 H23-4/4 H22-提案なし ※常任委員会（分科会）において議員間討議として提案があったものを抽出。意見書の案文協議などは、これとは別に必要に応じて随時行われている。また、特別委員会では頻繁に行われているため、抽出対象外とした。 ※本条例制定以降、法第74条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づく議案の提出実績はない。 ・平成30年の議会運営委員会において、「議員間討議の在り方」について、提案があり協議。「現状どおり」となったが「提案があった際には積極的に参加するよう努める」旨、委員長から発言あり ・現在、議会制度検討会議において、議員間討議の在り方を検討中 【第 2 項】 客観的指標がないため、取組状況としては記載なし	自	A	議会制度検討会議で決定した通り、議案等の審査において議員間討議に積極的に取り組むこととなったため、今後さらに活発な議論が期待できる。 条文中にある「合意形成に努める」という一文については、議会としてその姿勢は大切だと考えるが、各会派の信条や考えの違いがあることから条文と運用の整合性について注視していきたい。	よ	B	■評価理由 ①これまで議員間討議の実施実績はわずかであり、運用方法について見直しが求められる。6/6の議会運営委員会にて、議案等の審査において議員間討議の場を新たに設けることが決定した。これにより議員間討議が活発になるようにまずは取り組むことが重要である。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。	B	これまで常任委員会の議案等審査の場においては、議員間討議は十分に実施されてこなかった。 このような状況を踏まえ、議会制度検討会議において議員間討議を活性化するための仕組みづくりが行われたため、今後はこれを活用し、議案等審査の場においてもさらに活発な議論を行っていくべきと考える。 一方で、活発な議論を行うためには、仕組みづくりだけにとどまらず、議員個人の積極的な討議の提案や委員長による的確な采配等も重要であることから、今後の議員間討議の実施状況を注視するとともに、必要に応じ検証・改善を図っていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	本条が目指すものは議員間討議である。常任委員会の審査の様子などを見ると、執行部と議員との討議（質疑）とその後の会派間討議に終始しているように感じる。本条の趣旨に照らして委員会等の運営を改善することが望ましい。（オンデマンド中継で音声を消している場面が委員相互の討議だとしたら、この部分は公開すべきである。）	牧瀬教授	A	「A」とする。 【その他】 数字が少ないが、議員が遠慮しているのか。

議会基本条例検証シート （第22条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等	取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	委員会の評価			評価者	評価	外部評価者による評価	
						評価の理由	今後の課題			評価の理由・意見		
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）												
第22条	（政策検討会議の設置） 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。 2 前項の政策検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。 【H29.3.29改正】	※政策検討会議の活動の詳細は別紙15 ○平成29年・30年の実績 ・議会として検討する課題を「がん対策推進条例」と決定 ・政策立案後の検証方法を決定 ○令和元年～令和4年の実績 ・まず、検討する課題を「歯と口腔の健康づくり条例」と決定 ・横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」を策定し、計画的な政策立案及び議会改革を実現。また、計画の見える化を図るため、進捗管理表を作成・公表するとともに、中間報告・最終報告を行った。 ・常任委員会における議員提出条例の検証の道筋をつけ、P D C Aサイクルを確立 ○令和5年以降の実績 ・横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2027」を策定。前期計画の進捗における課題を踏まえ、検討すべき政策立案課題を前期分は1つとし、「スポーツの振興を通じたまちづくりの推進」について取り組むこととした 【第2項】 政策検討会議運営要綱	自	A	政策検討会議は適正に設置されており、これまでの議会提案の条例や市長への政策提言の実績等も含め、体系的にしっかりと実施されている。また、それらの検証についても始まっており、これは横須賀市議会の強みでもあると考える。	A	政策検討会議において実行計画を策定し、計画的に政策立案に取り組むとともに、P D C Aサイクルを確立し、議会で制定した条例の検証も行っている。 今後も市政の監視や意思決定機関としての役割にとどまらず、二元代表制の一翼を担う議会として、積極的に政策提案を行いながら、市民福祉の向上に寄与していくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。	
			よ	A	■評価理由 ①条文に基づき会議体を設置し、取り組みについては常に検証・改善がなされている。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。					牧瀬教授	A	「A」とする。
			公	A	記載されている取組状況は、政策検討会議において実施できている。							
			共	B	この間の取組として、条例制定や実行計画の策定を進めてきた。今後、検証等を行う際、P D C Aサイクルがまわるかなど機能不全に陥ることないようチェックする役割が求められる。							
			維	A	条文に則して取り組みが積極的に行われている。							
			藤									

議会基本条例検証シート （第23条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価		外部評価者による評価							
		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見				
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）															
第23条	（調査研究機関の設置） 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	自	C	これまで調査研究機関の設置を必要とする案件が無かったことに加え、条文に対する意識が不足していた事実があったと思われる。		B	本条は「できる規定」であり、これまで調査研究機関の設置がなかったこと自体が問題視されるものではないが、議会全体として本条に対する認識が十分であったとは言えない。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要	◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	C	確かに調査研究機関の設置は「できる」規定だが、この十数年間、本機関を設置することが求められるような事案がなかったということであれば当然のことと思われるものの、果たしてそうだろうか。他方で専門的事項の調査（自100条の2）などにより専門的知見を活用できているとしたら、この規定は屋上屋を重ねるものとも考えられる。			
			よ	B	■評価理由 ①調査研究機関設置の実績がないため、本条例単独での評価は困難だが、議員研修の開催や専門的知見の聴取、議会局における調査研究機能の強化など、関連する取組みは行われている。議会全体としての調査研究機能については不断の見直し・改善が求められるため本評価とした。							なお、専門的知見の活用は議会にとって必要不可欠であるものの、事案等を踏まえると今後も設置される可能性は不透明であること、地方自治法第100条の2に基づく専門的事項に係る調査の適用及び同法第115条の2に基づく参考人の規定の準用により専門的知見の活用は十分にできること、また、本条の規定がなくても調査研究機関の設置は可能であることから、調査研究機関の設置に関する規定を削除することとし、次のとおり改正すべきものとする。	「（専門的知見の活用）」に改める	【見出し 改正案】	
			公	B	条例に基づく調査研究機関の設置実績がないため、今後の取り組みに向けた検討が必要と考える。							【本文 改正案】			
			共	A	別紙の通り、検討協議会において有識者・学識経験者等から専門的知見を聴取したことは、政策立案等に大いに参考になったと言える。							議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。			
			維	A	議会の調査・研究機能が強化され、今後も必要に応じて運用し、成果が期待できる。							※第2項及び第3項は削除			
			藤												

議会基本条例検証シート （第24条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）													
第24条	（議員研修） 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。	【第1項】 ○議員研修会実施要領の策定 議員研修の充実強化のため、実施要領を策定。原則年2回実施している ※実績は別紙17 【第2項】 該当する議員研修会等の実績はなし 【第3項】 ○初当選議員説明会の実施 改選後、初当選議員を対象に「横須賀市議会基本条例について」をテーマに説明を行っている	自	A	第1項については年2回行われる議員研修会として、第3項については初当選議員に対する研修会として、現状ではそれぞれ適正に実施されている。しかし、第2項については実績なしとされているが、どのような形式の研修会を想定しているのかイメージしづらくなっていることも要因のひとつであることが推察される。	B	これまで実施されてきた年2回の議員研修会の開催は、議員の政策立案能力の向上に寄与してきた。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要	◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	第1項及び第3項の研修は適切に実施している。	
			よ	B	■評価理由 ①専門家を招いての議員研修会は実施されているが、第2項に記載されているような、他自治体の議会や市民と共に行う研修の実績はない。本条例第14条と併せて、さらなる充実強化が求められるのではないかと考える。						他方で、第2項を議会自ら規定したにもかかわらず、十数年間一度も該当する研修会を開催していない。同規定を認識していれば企画はできるはずであり、規定化が目的であったと見ざるを得ない。		
			公	A	取組状況の通り、実施できている。						今回の見直しはともかく、今後も同様な状況が続くようであれば、同項は廃止すべきである。		
			共	B	これまで定期的に行ってきた議員研修は、有意義であり継続すべき。議会として主体的に研修を開催するにあたり、第2項においては検証の余地がある。						「A」とする。		
			維	A	条文の取組みが出来ている。議員の政策形成及び立案能力の向上のためにも定期的な研修が必要である。						【その他】 第2項の実績がないのならば、削除してもよいと考える。 今後、実施する予定はあるのか。 第3項は評価する。単に議員研修をするのではなく、試験も課したらどうか。		
			藤										

議会基本条例検証シート （第25条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 （実績は平成22年以降）		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）													
第25条	（広報広聴会議の設置） 議会は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するため、広報広聴会議を設置する。 2 前項の広報広聴会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。 【H29.3.29改正】	○広報広聴会議の活動実績 ※詳細は 別紙18 ・よこすか市議会だより定期発行（年4回） ・よこすか市議会だよりのリニューアル ・議会報告会及び広報広聴会の開催（令和4年、議会報告会を広報広聴会に変更） ・議会日程周知ポスターのリニューアル ・SNSを活用した情報発信の開始 ・市議会アンケートの実施 【第2項】 広報広聴会議運営要綱	自	A	よこすか市議会だよりの定期発行をはじめ、先日も高校生を対象とした広報広聴会を開催するなど具体的な実績を積み上げており、また一方ではアンケート等を活用し、広報広聴会議の必要性についても積極的に検証されているなど、広報広聴会議は適正に設置・運用がなされている。しかしながら、傍聴者の増加や投票率の向上など市民の関心に直接結びついているとは必ずしも言い切れないため、今後も多角的に取り組むなどさらなる努力が必要と考える。	B	広報広聴会議を設置したことにより、市議会だよりのリニューアル、議会報告会の在り方の見直し（広報広聴会への変更）、SNSを活用した情報発信など、議会の広報広聴機能の強化が図られてきたと考える。 一方で、市議会アンケートの結果や市議会議員選挙の低い投票率を見る限り、市民の議会に対する関心は高いとは言えないことから、今後もより効果的な広報広聴について、常に検証・改善を行っていくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	委員会の評価に基本的に異論ない。 ただし、第14条でも述べたが、広報広聴会（議会報告会）が市民参加として実効性を上げているとはいいがたい。発信することに満足せず、市民の理解度を高める広報広聴活動の戦略的実施が肝要である。 広報広聴会議がエンジンとなり、これらの改善を図ることが求められる。		
				公	A					議会報告会では、市民の参加者数が減少していることや、報告会の進め方などの課題があったが、広報広聴会に変更することにより、参加者数の増加や円滑な双方の意見交換の改善がなされるなど、取組状況は実施できている。	（戦略的と計画的の意味がつかめないが）「A」とする。		
			共	B	広報広聴会議は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するために、それまでの市議会だより編集委員会と議会報告会等準備会を統合し、平成29年5月に広報広聴会議として設置された経緯がある。改めて統合の検証をする必要があるのではないかと。								
			維	B	条文に則して活発に活動できている。課題としては、市民ニーズに合った広報を常に工夫することが求められる。								
			藤										

議会基本条例検証シート （第26条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会 派 等	評 価	評価の理由・課題等	評 価	評価の理由	今後の課題	評価 者	評 価	評価の理由・意見	
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）													
第26条	（予算の確保） 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務活動機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。 【H25.3.1改正】	○議会費予算の推移 ※詳細は別紙19 時々の必要性により予算は編成されている ○議会費の重要予算についての審査 議会運営委員会所管事項に(9) 重要な議会予算に関することがあり、以下の項目について議会運営委員会で審査を行い、決定した事項を議長から市長に対して申し入れを行っている ・議員報酬 ・視察旅費 ・政務活動費	自	A	現状は市長の努力義務規定として設けられている内容だが、議会運営に必要な予算の確保ができているため、内容は適当であると考え。しかし、現状は問題がないとはいえ、時代の変化に合わせ、確保されるべき予算の内容及び予算額については引き続き柔軟に対応をしていただきたい。	A	議会費予算については必要に応じ適宜見直しがなされ、円滑な議会運営や政務活動に必要な予算を確保できている。 議会としては、市の財政状況も考慮しつつ、今後も適時適切な予算の確保を求めていくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 ☐要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 ☐要 ■不要	出石教授	B	市長による予算の確保だけでなく、議会による視察や議員報酬、政務活動費のあり方についても、別途検証・検討する必要があるのではないかと。		
			よ	A	■評価理由 ①議会費予算については適時見直しがなされており、必要に応じて議長から市長への申し入れが行われている。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。					牧瀬教授	A	「A」とする。	
			公	A	議会運営委員会で審査を行うなど、取り組みは実施されている。								
			共	B	議会として自立した取組に対する予算計上であることから鑑みて、一考の余地を感じる。								
			維	A	条文の取組みが、必要に応じて出来ている。								
			藤										

議会基本条例検証シート （第27条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）													
第27条	（議員及び会派の積極的な政務活動） 議員及び会派は、法第 100 条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。 【H25.3.1改正】	○政務活動費の執行率は近年減少傾向にあるものの、それだけで積極的な政務活動がされていないと判断できるものではない。 参考：別紙20 ○議会（委員会）活動や会派・議員による活動を通じて、市長等に対して様々な要望や政策提言などを行っている。	自	A	各会派の視察をはじめ、様々な勉強会や研修などの調査研究から得られた知見は、一般質問や代表質問を通じた政策提言等にも活かされている。また、政務活動費の執行率からしても議会活動に有効活用されていると判断できる。	A	会派視察や様々な勉強会・研修会等への参加を通して得られた知見は、市長への予算要望や一般質問などの政策提言に活かされている。 今後も透明性の確保に努めながら政務活動費を有効に活用し、市民福祉の向上及び市政の発展に資する活動を積極的に行っていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。		
			よ	A	■評価理由 ①今後とも、透明性向上に努めつつ、政務活動費を有効に活用するよう、各議員及び会派は努める必要がある。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。					牧瀬教授	「A」とする。		
			公	A	取組状況の通り、実施できている。								
			共	B	政務活動費のみならず、議会図書室等の有効活用による調査研究を行い、政策提言等に活かすことも重要である。								
			維	B	積極的な政務活動が行われているが、その政務活動の成果を市民に分かりやすく示すことが重要な課題である。								
			藤										
			【その他】										
政務活動費の返還率があるが、それをどう捉えるか。													
返還率が高いほうがいい？													
返還率が低いほうがいい？													

議会基本条例検証シート （第28条）

【会派名】 自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価			委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第7章 議会改革の推進（第28条・第29条）												
第28条	(検討会議等の設置) 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会議を設置する。 2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。 3 第1項の議会制度検討会議及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。 【H29.3.29改正】	○議員任期ごとに議長の諮問機関として設置・検討が行われていた議会制度検討会を常設の会議体とした ○議会制度検討会議の検討実績（平成23年-令和6年3月協議中のものを除く） ※詳細は別紙21 《検討数 177件》 ・検討会議発議：157件 ・議会運営委員会からの依頼：17件 ・他の会議からの依頼：3件 ⇒ 上記検討数のうち制度等の変更に至った件数：81件 ○検討課題の決定について ・議会運営委員会等の他の会議からの検討依頼による検討 ・検討会議内での課題募集及び随時提案による検討（課題の募集先） H23 会派 H25 議員・事務局・執行部 H27 議員・事務局 R01 議員・事務局・執行部 R02① 議員のみ R02② 議員・事務局・執行部 R05 議員・議会局・執行部	自	A	条文に基づき設置された議会制度検討会議では、議会改革に加えて本条例の運用なども積極的に検討がなされており、適切に運用されている。	A	これまで議会制度検討会議では様々な課題を検討し、円滑な議会運営に資する結論を導き出してきた。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要	◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。
			よ	A	■評価理由 ①条文に基づき会議体を設置し、取り組みについては常に検証・改善がなされている。							
			公	A	取組状況の通り、実施できている。							
			共	A	課題を継続して引き継ぎ議論する経緯があり、実際に検討されている。							
			維	A	条文に則した積極的な取り組みが行われている。							
			藤									
											「A」とする。	
											【その他】 先の研究機関も常設の会議体にしてもよいのではないかと。研究機関が設置されれば、否応なしに研究がはじまると考える。	

議会基本条例検証シート（第29条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会 派 等	評 価	評価の理由・課題等		評 価	評価の理由		今後の課題	評 価 者	評 価
第7章 議会改革の推進（第28条・第29条）													
第29条	（交流及び連携の推進） 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	○他自治体議会との交流 《議長としての交流》 以下の各種会議に出席 ・全国市議会議長会 ・全国市議会議長会研究フォーラム ・市議会議員共済会（役員の年に出席） ・全国市議会議長会基地協議会 ・全国市議会議長会基地協議会（関東部会） ・関東市議会議長会 ・中核市議会議長会 ・神奈川県市議会議長会 ・三浦半島関係議会議長会 ・旧軍港市議会議長会 《議会議長としての交流》 「議長としての交流」の各種会議出席及び以下の各種会議に出席 ・神奈川県市議会事務局長会 ・神奈川県Aブロック市議会事務局長会 《議会局職員の交流》 ・三浦半島関係議会職員研修会 ○他自治体議会との連携 なし	自	B	会派単位や議員単位など、個々の交流は行われていると思うが、取組状況を見ても議長同士や議会局長同士の交流が中心となっており、議会全体としての交流には至っていない現状がある。他の自治体の議会とのより積極的な交流や連携により議会のさらなる活性化に資すると考える。	B	これまでの議長間・議会局長間の交流が中心であり、議会単位での交流や連携の実績はなかった。 今後は他の自治体議会の事例なども参考にしながら、継続性や目的なども十分に検討した上で、議会の在り方に関する調査研究のための議会間の交流及び連携を推進していくことが必要である。 なお、より有意義な調査研究や議会及び議員のさらなる資質向上のためには、他の自治体の議会だけでなく、学術研究機関や民間企業等との交流及び連携も考えられることから、次のとおり改正すべきものと考ええる。 【改正案】 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、学術研究機関等との交流及び連携を推進するものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	C	既存の会議に出席するだけでは、本条の趣旨に合った取り組みとは言えないのではないかと。 テーマを設けて個別の中核市や近隣自治体の議会と情報交換や意見交換をするなど、お互いの顔が見える平場での交流・連携策を検討することが強く求められる。		
			公	A	取組状況の通り、実施できている。					A	「A」と判断する。 【その他】 議長、局長、局職員の交流は資料からわかったが、議員の交流はどうか（議員個人ではなく、議会としての議員の交流となる）。		
			共	B	議長及び議会局長としての交流はあるが、議会としての連携実績は見受けられない。								
			維	A	議長、議会局長、議会局職員の取り組みが行われている。								
			藤										

議会基本条例検証シート（第30条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 8 章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条）												
第30条	（議員の身分及び待遇） 議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務活動費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。 【H25.3.1改正】	○議員報酬における広報について ・HPにて議員報酬の推移の公表 ・期末手当支給時に報道発表 ○政務活動費における広報について ・HPにて、政務活動費に関する仕組み等の公開（政務活動費運用マニュアルも公開） ・収支報告書及び視察等報告書のHP公開（5年分） ・収支報告書及び視察等報告書の「市政情報コーナー」への配架（1年分）	自	A	議会を維持するためには、議員の身分保障や待遇・報酬を公開することも重要な要素である。	A	議員報酬及び政務活動費については、ホームページ等で積極的に情報発信を行っている。 今後も引き続き市民の理解を得られるよう、必要に応じ情報発信の方法を工夫するなど、開かれた議会の実現に向けた情報発信を行っていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。	
			よ	A	■評価理由 ①今後ともHP等を活用するなど、広くわかりやすい情報発信を行っていくことが重要である。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。					牧瀬教授	A	「A」と捉える。 【その他】 一方的に理解してもらう・・・という感じはする。 「市長退職金は市民の投票で1 0 0点なら2 0 3 9万円、0点だったら…2 2円にします。 https://www.yomiuri.co.jp/national/20241103-OYT1T50066/ 寝屋川市は、市民の評価を特別職の給料に反映させる条例を制定している。
			公	A	取組状況の通り、実施できている。							
			共	A	議員報酬・政務活動費・視察等報告書をHP等で市民に公開してきた。どれだけ周知されているかが課題。							
			維	A	条例に則した取組みが行われている。議員報酬及び政務活動費を市民に対し明確に公表し、透明性を担保している。							
			藤									

議会基本条例検証シート（第31条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第8章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条）											
第31条	（議員報酬等） 議員報酬及び政務活動費については、別に条例で定める。 2 第5条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。 【H25.3.1改正】	○条例等 ・議会議員の議員報酬等に関する条例 ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例 ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する議会要綱 ○報酬推移 ・議員報酬については、変更なし（別紙22） ・議員期末手当の推移については、別紙22に記載 ○政務活動費の推移 ・年額1,560,000円（令和3年改正） ○政務活動費執行率 別紙20 に記載 ○議員報酬及び政務活動費の検討 毎年度、重要な議会費予算として議会運営委員会で審査【第2項】 ○期末手当の改正時の提案者 H22 議員 R01 市長 R02 議会運営委員長 R03 議会運営委員長 R04 市長 R05 市長 ○政務活動費の改正時の提案者 R03 議会運営委員長	自	A	都度、必要に応じて適正に協議・検討が行われているため、特に問題はないと考える。	A	議員報酬及び政務活動費については条例に規定されており、毎年、議会運営委員会で審査を行い、本市の財政状況や社会情勢等を勘案しながら、適切な額となるよう決定してきた。 今後にも必要に応じて議員報酬及び政務活動費の見直し等の検討を行いながら、適切に執行されるよう努めるべきである。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。
			よ	A	■評価理由 議員報酬及び政務活動費については毎年度議会運営委員会で審査を行っている。今後とも本市の財政状況や社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直しがなされるべきである。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。						
			公	A	取組の通り実施されている。						
			共	B	期末手当の改正時の提案者が、報酬増の時は市長で、減額の時は議会側であるが、一考すべきではないか。						
			維	B	課題としては、時代の変化、人口減少傾向に対応し、他都市とのバランスなども考慮し、議員報酬及び政務活動費の適切性について定期的に検証する必要がある。						
			藤								

議会基本条例検証シート （第32条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 9 章 議会局等（第32条・第33条）													
第32条	（議会局） 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。 【R2.12.3改正】	○議会局への変更 令和2年「市議会事務局の機能強化・組織改正等」について審査を行い、令和3年度より議会局として組織変更を行った。 ※詳細は別紙23 ○令和5年、会派または議員からの依頼に基づき、文書による他都市調査を行う仕組みを構築 ○執行部の法規担当職員の併任 総務部総務課法規担当職員を議会局の併任職員とし、条例等の制定・改正時にチェックを実施 ○議会局職員の定期的な研修への参加 ・全国市議会議長会事務局職員研修 ・関東議長会事務局職員研修 ・神奈川県事務局職員研修会 ・神奈川県事務局職員研修会（管理職） ・三浦半島関係議会職員研修会 ・市町村アカデミー ・日本経営協会主催のセミナー（新規配属職員への政策立案セミナー等）受講	自	A	議会の政策立案能力の向上という点では、政策検討会議及び課題別検討会議の運営について議会局の積極的な支援が行われていると考える。 また近年では、令和5年度に総務調査課の「調査機能強化」の提案が行われた点も、議会の機能強化に繋がっていると評価できる。	B	令和3年度に議会事務局から議会局への組織変更を行い、限られた人員の中で政策調査・政策法務・広報の機能強化を図り、現状では円滑かつ効率的な議会活動を行うための体制は整っていると考える。 一方で、社会情勢等の急激な変化への対応など、一時的な業務の増大により議会活動に支障をきたすことが見込まれる場合は、局内及び他部局も含めて柔軟な応援体制を敷くなど、今後も議会局に必要な機能が損なわれることがないよう努めることが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	委員会の評価に基本的に異論ない。 加えて、議会局が強化された機能を効果的に活用していくかが問われる。他自治体議会の議会事務局との意見交換などにより、議会局の調査・政策法務能力の向上を図ってはどうか。 また、難しい問題だが、議会局と市長等の事務局との規模・能力の差が指摘されることがある。あるいは、自治体の人事制度では議会局と市長部局等との異動があることなどからも、議会局職員が議長の補助機関として十分な機能を果たしていくことができるかが課題となっている。 地方分権時代の地方議会のあり方として、これらを解決するための戦略、例えば、近隣自治体との議会事務局の共同設置の検討などを議論すべき時期に来ているのではないか。		
			公	B	令和5年、会派または議員からの依頼に基づき、文書による他都市調査を行う仕組みを構築とあるが、まだ実績がないため、今後は積極的に活用していくように、促す必要性が考えられる。					牧瀬教授	A	「A」とする。 【その他】 「議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。」の一つの取組が議会局への変更と捉えたが、議会局の変更により、どのように政策立案能力が向上したのだろうか（これはアウトカム評価になる）。	
			共	B	議会局としての組織体制の整備等が求められるが、その時々的情勢を踏まえた対応に向けて、現状の体制で課題があるのではないか。								
			維	A	市議会事務局から機能強化され議会局となり、積極的な取り組みを行なっている。								
			藤										

議会基本条例検証シート（第33条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 9 章 議会局等（第32条・第33条）													
第33条	（議会図書室） 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	○議会図書室－図書の推移は別紙24 ○議会図書室のリニューアル 令和2年にリニューアル。変更点は以下のとおり。 ・閲覧頻度の低い蔵書を別の場所に移し、閲覧頻度の高い図書のみ図書室配架とした ・図書閲覧スペースにおいて、少人数での会議を可能とした ・調査能力の強化の一環として、WEB版有料情報サービスを図書室に配置するPCで利用可能とした ○「議会図書室通信」を発行し、議会図書室の機能紹介や、新規購入書籍の紹介を実施 ○関東学院大学との包括的パートナーシップ協定に基づき、関東学院大学の図書館の活用を可能とした	自	A	現状でも市政や議会関係資料の充実化が図られているが、より一層の利用促進に向け、図書の充実化はもちろん新着図書の情報発信などを行うことにより、さらなる利用の活性化に寄与できると考える。	B	限られたスペースの中で適宜リニューアルを行い、図書の充実に努めながら議会図書室通信を発行するなどの取組を行ってきたことは評価できる。 今後も、議員の調査研究に資するための図書室となるよう、議員のニーズを踏まえた資料収集、配架、利用方法の改善といった環境整備に努めていくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	議会図書室がリニューアルされ、豊富な蔵書数が確保されており、本条の目的は適っていると思われる。 ただし、議会図書や資料等の借用実績が少なく、議会図書室を生かし切れていない。		
			よ	A	■評価理由 ①限られたスペースを有効活用し、適宜リニューアルを行うなど必要な取り組みがなされている。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。						また、議会図書室整備には相当の市民の税金が投入されている。したがって、豊富な蔵書は市民共有財産ともいえることから、議会図書室は市民に開放しても良いのではないかと、これを明確にするため、本条に次の第2項を設けてはどうか。		
			公	B	「議会図書室通信」の認知度が低いことや、また議会図書室の在り方についても検討をしている。						『2 議会図書室は、議員の利用のほか、一般の利用に供する。』		
			共	B	図書室の実際の利用状況（Web版の活用状況含む）について、不明な点は致し方ないとみるか。議会図書室通信の編集・発行等については評価できる。								
			維	B	議会図書室に関して、利用頻度が少ない。課題として、より活用し易い工夫の検討が必要である。								
			藤										

議会基本条例検証シート （第34条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第10章 継続的な検討（第34条）													
第34条	（継続的な検討） 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。	○議会基本条例の改正について ・ 8 回の改正（別紙25） ・ 令和 5 年10月、全体的な検証を行うため、本特別委員会を設置 【第 2 項】 通常、本条例の改正に当たっては、議会運営委員会の議決を経て、議案として提出され、同委員長が本会議において提案説明を行っている（平成22年の改正は議員提案）	自	A	これまで議会基本条例は8回の改正が行われているが、基本的には議員定数の変更に伴ったものなど、どちらかというと受動的に行われてきた経緯がある。	B	本条例の制定以降、議会内の組織や運用の変更に伴う条例改正は行ってきたが、今回のような全体的な検証はこれまで実施してこなかった。 社会情勢の変化に伴い、市政の課題やニーズが多様化する中、定期的に議会の在り方を見直すことは重要であり、次のとおり改正すべきものとする。 【見出し 改正案】 「（継続的な<u>検証</u>）」に改める 【第 1 項 改正案】 議会は、一般選挙を経た任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め所要の措置を講ずるものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 ■要 □不要	出石教授	B	議会基本条例の執行状況等について、今回のように能動的な検証を行い、条例改正や運用見直しを行うことは適切な取り組みであり、かつ、議会をめぐる社会情勢等の変化なども想定されることから、継続・反復して行うべきである。 その点から、『一般選挙を経た任期中に』として、検証とその結果を受けた所要の措置を講ずる「定期見直し」規定とすることは意義深く、強く賛同する。		
				よ	C					■評価理由 ①運用に準じた条例改正はなされてきたが、施行後13年の間、今回のような検証作業がなされてこなかった。本条例の位置付けを考えれば、例えば政策検討会議における条例検証の期間に合わせて5年ごとに検証を行い、市民に報告するのはどうか。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：要 理由：条文の内容に継続的な評価・検討を行う旨修正すべきと考える。 例）「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案するとともに、この条例の目的に沿った運用がなされているかどうかについて5年ごとに検証を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」	牧瀬教授	A	今回実施しているため「 A」とする。 【その他】 今回が「必要がある」と認めたと推測するが、なんで今回なのか。 改正案の「継続的」の意味は何になるのか。毎年度であると、負担だけが増えることになりかねない。
			公	A	取組の通り実施できている。								
			共	A	議会基本条例を制定後、議会がどのような活動をしていくのかが重要。								
			維	A	議会基本条例は議会の最高規範であるため、社会情勢の変化や技術革新に対応していくために、継続的な検討、検証が必要である。								
					藤								

臨時議会の回数及び地方自治法第179条に基づく専決処分の件数の推移

年	臨時会・臨時議会の回数 (議会内人事のための臨時会を除く)	法第179条専決の件数
平成22年	2	4
平成23年	0	2
平成24年	1	5
平成25年	0	1
平成26年	0	3
平成27年	1	3
平成28年	0	0
平成29年	1	0
平成30年	2	0
令和元年	3	0
令和 2 年	4	0
令和 3 年	6	0
令和 4 年	2	0
令和 5 年	0	0

※平成29年通年議会導入

【第6条関係】

広報広聴会等による市民参加機会の拡充等の状況

別紙2

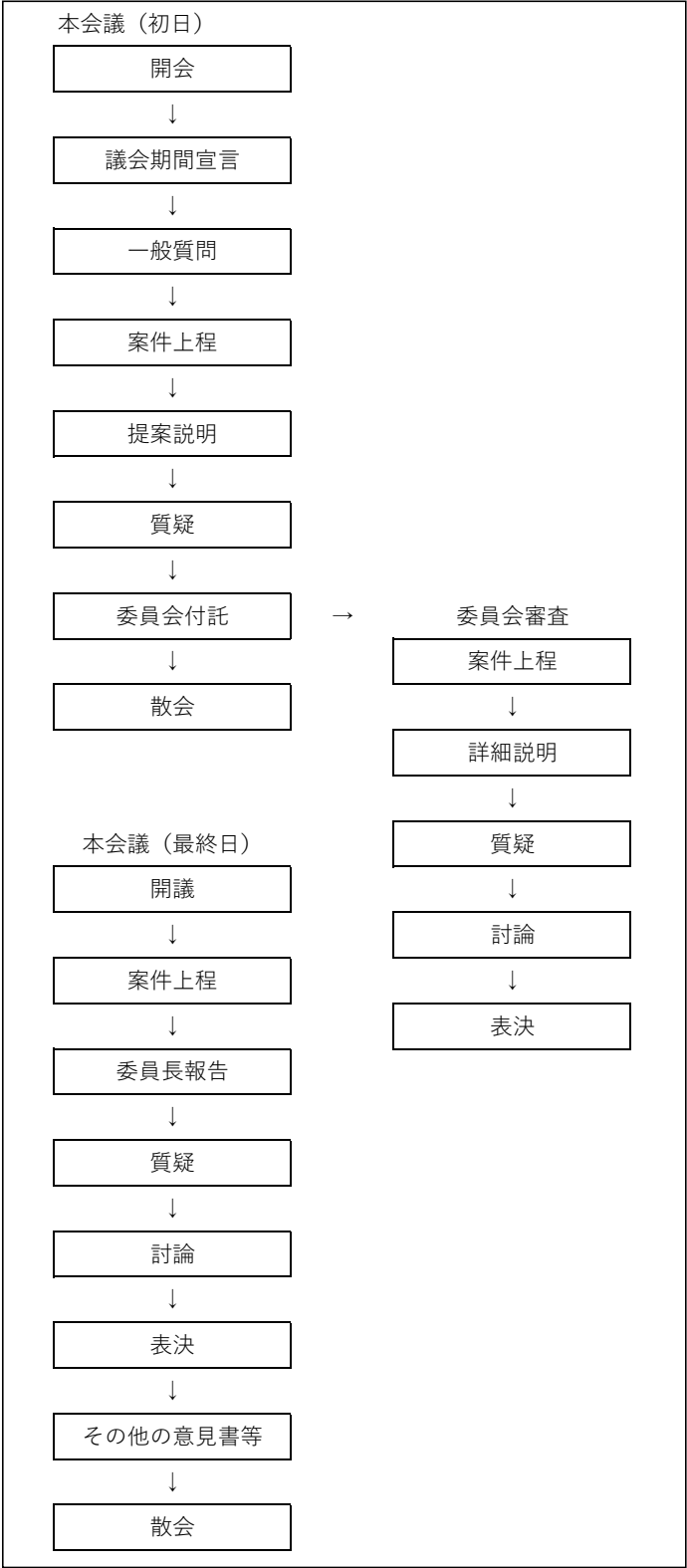
実施年度	種別	テーマ	市民意見による政策立案
平成22年度	議会報告会	議会基本条例	テーマについて、報告し、質疑応答を実施。市民意見による政策立案に関する取り決めはなし
平成23年度（改選年）	議会報告会	平成23年度予算	
平成24年度	議会報告会	平成24年度予算	
平成25年度	議会報告会	平成25年度予算	
平成26年度	議会報告会	平成26年度予算	
平成27年度（改選年）	議会報告会	平成27年度予算	
平成28年度	議会報告会	平成28年度予算/特別委員会審査状況	
平成29年度	議会報告会	平成29年度予算/特別委員会審査状況	
平成30年度	議会報告会	平成30年度予算/特別委員会審査状況	報告のテーマの他にも別途、意見聴取のテーマ（横須賀を魅力的なまちにするには）に基づいた意見聴取を実施
令和元年度（改選年）	議会報告会	令和元年度予算/特別委員会審査状況	報告のテーマの他にも別途、意見聴取のテーマ（新時代をむかえた横須賀のまちづくりについて）に基づいた意見聴取を実施。横須賀市議会実行計画において、市民意見による政策立案を規定※するが、協議会を立ち上げる市民意見はなし
令和2年度	-	新型コロナウイルス感染症感染拡大のため実施なし	-
令和3年度	懇談会	子どもの権利条例について	テーマについて報告し、意見を聴取した。聴取した意見は「子どもの権利検討協議会」で検討
令和4年度	広報広聴会	公共交通の在り方の政策提言について	テーマについて報告し、意見を聴取した。聴取した意見は「公共交通の在り方検討協議会」で検討

※令和元年策定の「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤2023～」、令和5年策定の「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤2027～」においては、政策立案として「広報広聴会議からの提案課題」を規定しており、広聴で得た市民意見のうち、早急に政策につなげるべきと判断した課題があった場合、その課題に対する政策を検討するため協議会を設置するとしています。

市議会の運営
定例会の流れ

月	議会日程
5月	市長による定例会招集
	招集議会 定例会の会期の決定、議会内の人事
6月	6月定例議会
7月	補正予算案など
8月	
9月	9月定例議会
10月	補正予算案・決算議案など
11月	
12月	12月定例議会 補正予算案など
1月	
2月	
3月	3月定例議会
4月	補正予算案・当初予算案など

会議の流れ



委員会開催実績

別紙 4

年度	項目	総務	民生	建設	教育経済	決算特別											合計	年度
H22年度	合計実時間数	66時間04分	72時間57分	28時間16分	36時間49分	38時間28分											204時間06分	H22年度
	開催数	18	21	10	12	7											61	
							総務	生活環境	教育福祉	都市整備	予算決算							
H23年度	合計実時間数						63時間59分	44時間28分	63時間30分	52時間51分	7時間04分						224時間48分	H23年度
	開催数						17	14	15	15	13						61	
H24年度	合計実時間数						49時間01分	56時間12分	62時間19分	35時間39分	7時間53分						203時間11分	H24年度
	開催数						14	17	21	12	10						64	
H25年度	合計実時間数						66時間27分	44時間48分	63時間28分	32時間49分	7時間53分						207時間32分	H25年度
	開催数						18	13	15	14	10						60	
H26年度	合計実時間数						58時間15分	39時間19分	83時間04分	26時間30分	3時間50分						207時間08分	H26年度
	開催数						17	15	18	13	8						63	
H27年度	合計実時間数						48時間21分	43時間42分	96時間39分	29時間15分	6時間32分						217時間57分	H27年度
	開催数						15	13	19	12	8						59	
H28年度	合計実時間数						52時間01分	51時間11分	76時間43分	35時間00分	5時間36分						214時間55分	H28年度
	開催数						15	13	16	13	9						57	
H29年度	合計実時間数						51時間12分	30時間44分	77時間14分	44時間31分	3時間20分						203時間41分	H29年度
	開催数						15	13	19	14	11						61	
H30年度	合計実時間数						46時間12分	44時間08分	64時間20分	24時間35分	2時間44分						179時間15分	H30年度
	開催数						14	12	18	14	8						58	
R1年度	合計実時間数						39時間09分	31時間16分	58時間35分	35時間21分	2時間42分						164時間21分	R1年度
	開催数						13	11	18	12	14						54	
R2年度	合計実時間数						44時間27分	33時間13分	62時間30分	44時間40分	3時間38分						184時間50分	R2年度
	開催数						21	14	22	13	19						70	
R3年度	合計実時間数						42時間56分	40時間49分	62時間58分	29時間05分	2時間42分						175時間48分	R3年度
	開催数						20	16	20	14	18						70	
												総務	民生	環境教育	都市整備	予算決算		
R4年度	合計実時間数											49時間22分	53時間54分	32時間18分	27時間48分	2時間29分	163時間22分	R4年度
	開催数											16	18	14	14	15	62	

特別委員会設置実績

設置年	特別委員会名	検討期間	検討回数
平成23年	防災体制等整備特別委員会	H23.6.24～H24.12.7	24
	自治基本条例検討特別委員会	H23.9.1～H24.12.7	13
平成25年	懲罰特別委員会	H25.12.12	1
平成27年	横須賀市観光立市推進特別委員会	H27.6.11～H28.9.13	7
	横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討特別委員会	H28.6.26～H28.12.8	8
平成28年	中学校完全給食実施等検討特別委員会	H28.6.27～H30.3.27	19
平成30年	F M戦略プラン審査特別委員会	H30.2.16～H31.3.4	10
令和2年	基本構想・基本計画策定特別委員会	R2.5.14～R4.3.1	17
令和5年	議会基本条例検証特別委員会	R5.10.4～	

※地方自治法第98条（検査権）・第100条（調査権）に基づく特別委員会

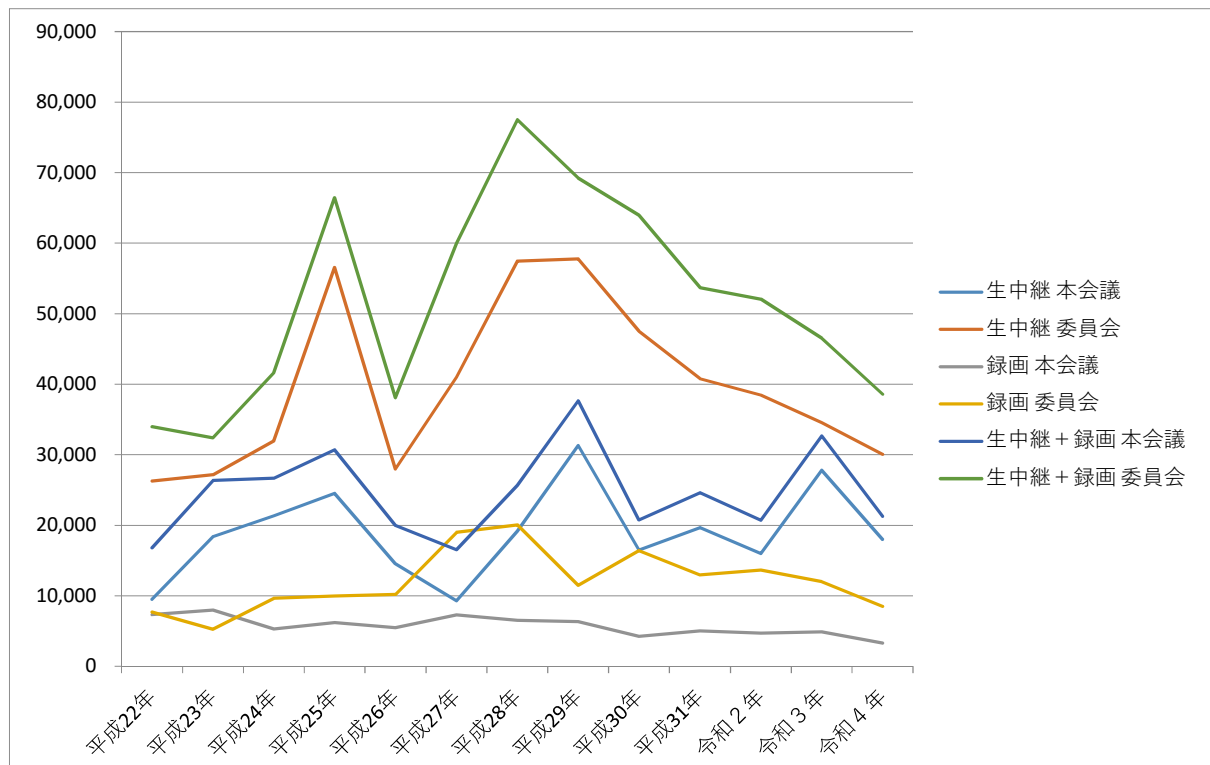
設置年	特別委員会名	検討期間	検討回数
平成27年	吉田市長の不透明な市政運営に関する検査特別委員会	H27.9.16～H27.9.30	2
	吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会	H27.10.6～H28.10.4	22

議会による情報発信の詳細

項目	内容	備考
市議会HP	議員名簿、本会議・委員会案内（開催スケジュール、傍聴の方法、審議結果等）、資料等のHP掲載、発言通告内容、報告書（広報広聴会・所管事務調査報告書）、市議会中継・会議録、議会改革の取組、その他各種案内	・平成26年HPリニューアル-現在の形へ ・令和3年本会議・委員会資料等のHP掲載をスタート ・令和元年・2年にHPの外部化・独立化が検討されるも現状どおりと決定
市議会中継	インターネット・庁内テレビで中継、中継対象は原則常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、常任委員会協議会及び全員協議会その他議長が特に必要と認めたもの	・議長が特に必要と認めた場合として「新型コロナウイルス感染症対策検討協議会」は市民に深くかかわるものとして、中継を実施 ・左記のものの中で、正副委員長の互選などのみを行う場合や意見陳述の可否のみを協議、急遽開催により操作員を手配する暇がない場合などは中継しないこととしている ・市議会中継・録画アクセス数推移は別紙7
本会議での手話通訳者の配置	本会議中継でのワイプ式での表示、議場での聴覚障がい者の優先席の設置	
市議会だより	平成12年発刊、年4回発行、タブロイド判フルカラー4P、新聞折込、発行部数85,000部・印刷単価7.2円（50号）	・令和2年に紙面リニューアル ・令和3年に発行日の前倒しを実施（従来の定例議会終了後1か月半程度から1か月後程度へ短縮） ・令和元年・2年に判型・配布方法の変更が検討されるも現状どおりと決定
SNS（X）の活用	開始は令和2年6月2日。様々な問題に対する市議会の対応や市議会の開催スケジュール等、多くの人に市議会の広報を行うことを目的として、X（旧ツイッター）による議会情報等の発信。内容は議長メッセージ・本会議、委員会等スケジュール・審議結果・市議会だよりの発行のお知らせ、羅針の小径の紹介、議員紹介等	・フォロワー数：1,085（R06.1.11時点） ・ポスト数：608（R06.1.11時点）
広報広聴会	議会報告会として平成22年度より毎年開催（令和2年コロナのため開催なし）、令和3年より広報広聴会として開催	・広報広聴会（議会報告会）の詳細は別紙8
記者発表	議員提出議案提出時など記者会見を実施、特別委員会設置や議会内役職者の選出などは報道発表を実施	記者会見実績（H26-議員定数、観光立市・軍港資料館／H28パートナーシップ協定／H30-がん克服条例、議員定数／R2-歯と口腔条例／R3-犯罪被害者条例／R4子どもの権利条例）

	生中継		録画		生中継＋録画	
	本会議	委員会	本会議	委員会	本会議	委員会
平成22年	9,487	26,268	7,333	7,691	16,820	33,959
平成23年	18,373	27,154	7,954	5,252	26,327	32,406
平成24年	21,361	31,966	5,279	9,645	26,640	41,611
平成25年	24,521	56,539	6,167	9,928	30,688	66,467
平成26年	14,525	27,945	5,444	10,155	19,969	38,100
平成27年	9,275	40,981	7,254	18,997	16,529	59,978
平成28年	19,150	57,458	6,496	20,049	25,646	77,507
平成29年	31,303	57,772	6,329	11,472	37,632	69,244
平成30年	16,493	47,546	4,238	16,413	20,731	63,959
平成31年	19,642	40,769	4,984	12,954	24,626	53,723
令和 2 年	15,997	38,452	4,694	13,638	20,691	52,090
令和 3 年	27,776	34,541	4,856	12,009	32,632	46,550
令和 4 年	17,960	30,057	3,269	8,512	21,229	38,569

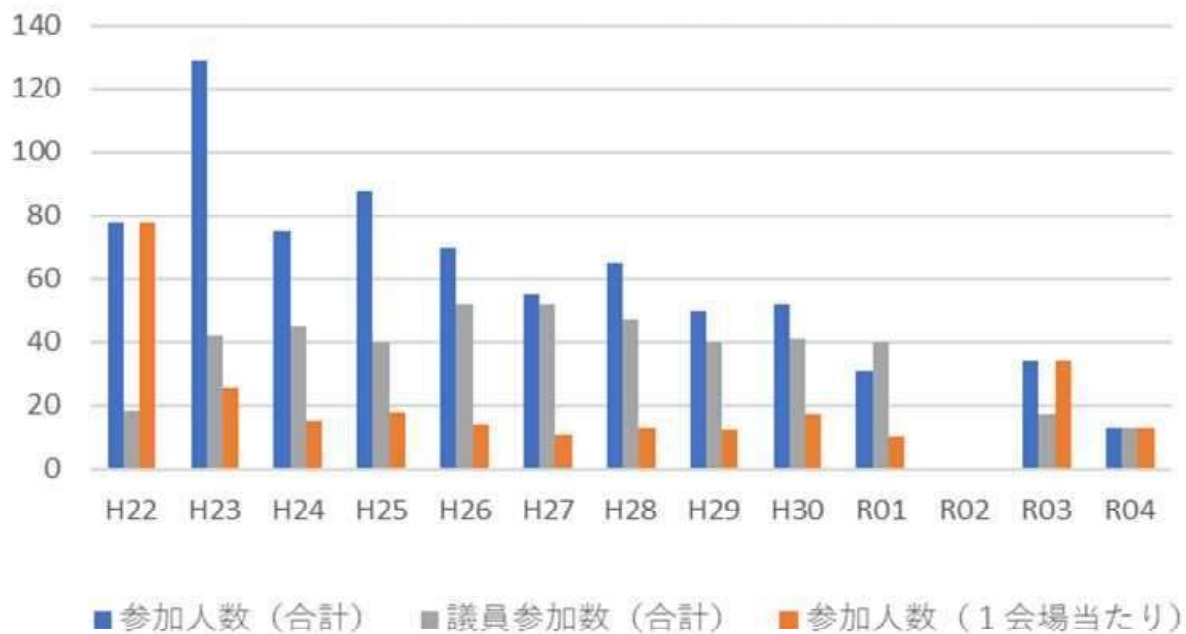
* 本会議の中継は平成15年10月から開始、委員会の中継は平成20年12月から開始



広報広聴会（議会報告会）の詳細

実施年度	テーマ	参加者数	その他
平成22年度	議会基本条例	78	1月に1会場で実施
平成23年度（改選年）	平成23年度予算	129	7月に2日間・5会場で実施
平成24年度	平成24年度予算	75	4月に2日間・5会場で実施
平成25年度	平成25年度予算	88	4月に2日間・5会場で実施
平成26年度	平成26年度予算	70	4月に2日間・5会場で実施
平成27年度（改選年）	平成27年度予算	55	7月に2日間・5会場で実施
平成28年度	平成28年度予算/特別委員会審査状況	65	4月に2日間・5会場で実施
平成29年度	平成29年度予算/特別委員会審査状況	50	4月に2日間・4会場で実施
平成30年度	平成30年度予算/特別委員会審査状況	52	4月に2日間・3会場で実施
令和元年度	令和元年度予算/特別委員会審査状況	31	7月に2日間・3会場で実施
令和2年度	新型コロナウイルス感染症感染拡大のため実施なし		
令和3年度	子どもの権利条例について（懇談会）	34	11月に1日間・1会場で実施
令和4年度	公共交通の在り方の政策提言について（広報広聴会）	13	1月に1日間・1会場で実施

参加人数等推移



傍聴実績

年度	本会議	委員会等			合計
		常任委員会等 ※ 1	各種会議等 ※ 2	合計	
H22	396	131	28	159	555
H23	541	249	10	259	800
H24	495	240	11	251	746
H25	474	136	6	142	616
H26	480	194	8	202	682
H27	488	372	14	386	874
H28	367	268	23	291	658
H29	362	229	26	255	617
H30	278	242	16	258	536
R1	200	161	33	194	394
R2	198	192	22	214	412
R3	142	152	17	169	311
R4	147	141	10	151	298

※ 1 常任委員会等

常任委員会・予算決算常任委員会・特別委員会・議会運営委員会・政治倫理審査会等

※ 2 各種会議等

政策検討会議・広報広聴会議・議会制度検討会議・議会 I C T 化運営協議会・
課題別検討会議等

請願・陳情受付実績及び陳情の委員会不送付実績

1 請願

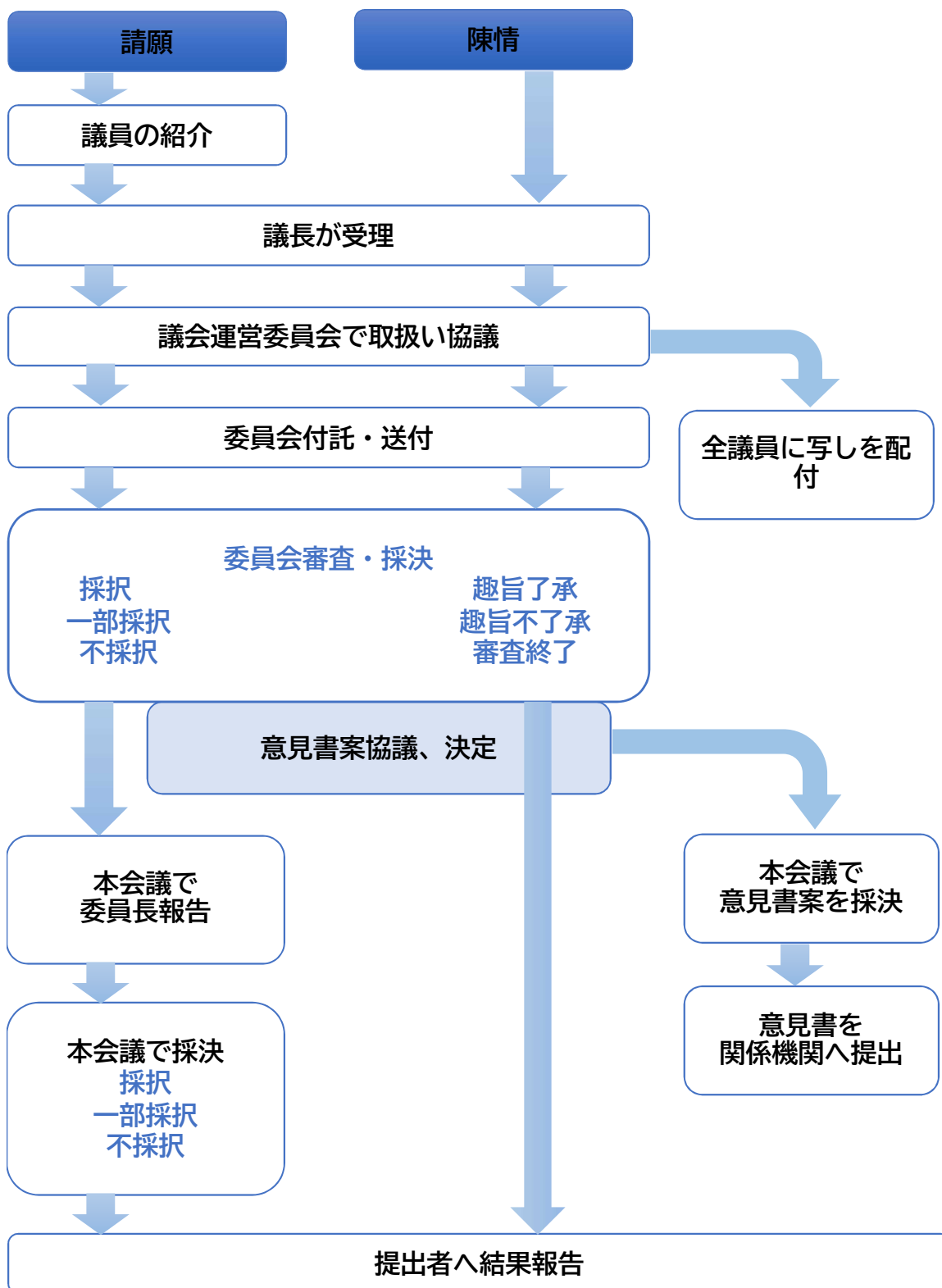
年	件数	陳述申出数	陳述許可数
平成22年	5		
平成23年	9		
平成24年	14		
平成25年	4	1	0
平成26年	8	5	4
平成27年	9	2	2
平成28年	3	1	1
平成29年	4	3	3
平成30年	11	9	9
令和元年	8	7	7
令和2年	6	5	5
令和3年	3	2	2
令和4年	3	1	1
令和5年	7	7	7

2 陳情

年	件数	内委員会不送付	陳述申出数	陳述許可数
平成22年	35	2		
平成23年	22	4		
平成24年	15	4		
平成25年	20	5	2	2
平成26年	19	3	4	4
平成27年	22	5	4	4
平成28年	25	7	2	2
平成29年	20	6	3	3
平成30年	15	2	2	2
令和元年	21	6	8	8
令和2年	19	1	4	4
令和3年	19	5	3	3
令和4年	26	4	7	7
令和5年	20	3	5	5

【第13条関係】

請願・陳情の流れ



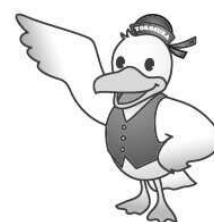
横須賀市議会 「市議会アンケート調査」 報告書



令和2年（2020年）3月
横 須 賀 市 議 会

目 次

I	調査目的および実施方法等	1
II	調査回答者の属性	2
III	集計結果	3
(1)	市議会への関心度	4
①	関心がない理由	5
(2)	市議会の情報発信について	6
(3)	市議会の情報の取得方法	7
(4)	「市議会だより」について	9
①	定期的に読まない理由	10
②	興味をもった記事	11
③	今後に期待すること	12
④	適当なサイズについて	14
(5)	「市議会ホームページ」について	15
①	定期的に閲覧をしない理由	16
②	興味をもったページ	17
③	今後に期待すること	19
(6)	「議会報告会」について	21
①	参加の有無	22
②	参加したことがない理由	23
③	今後に期待すること	24
(7)	市議会の広聴について	25
(8)	市民の声の市政への反映	26
(9)	市議会に望むこと	27
(10)	市議会ができていないこと	29
(11)	今後、市議会が取り組み、改革すべきこと	31
(12)	自由意見	34
IV	考察	38
V	調査票	40



I 調査目的および実施方法等

1 調査目的

横須賀市議会では、市政の発展と市民福祉の向上に向けて、様々な議会活動を行なっています。そうした中、「市民から市議会はどのように見られているのか」その現状を把握しなければならぬという問題意識から、市民の市議会に対する認識を把握し、今後の議会改革の参考とするために、アンケートを実施しました。

2 調査概要

調査対象	18歳以上の市民3,000人 (令和元年9月30日現在：住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	対象者に調査票を送付 回答方法は、郵送とインターネットのいずれかを選択
調査期間	令和元年12月16日～令和2年1月12日
回収数	711件 うち、インターネット回答66件(9.3%)
回収率	23.7%

3 その他

集計結果をご覧ください際は、以下についてご注意ください。

- 「○はひとつ」の設問における回答割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。また、「複数回答可」の設問では、割合の合計は100%にならない。
- 「○はひとつ」の設問では、全回答者数における当該回答の占める割合で表示している。ただし、性別、年代別回答割合においては、その性別、年代の有効回答者数における占める割合を示している。
- 「複数回答可」の設問における割合は、当該回答数を有効回答者数で除したもので、その回答を選んだ人の割合を示している。
例：問5 「何をしているのかよく分からないから」63.4%
→「問5を回答した人の63.4%がこの回答を選んでいる」ということを示している。
- 性別、年代別回答割合においては、性別回答の「その他」「無回答」は回答数僅少のため、掲載をしていない。
- 性別、年代別回答割合の表中、薄いグレーでの色塗り箇所は、該当回答についての全体の割合よりも高いことを示している。
- 赤強調は各設問における特徴的な結果を示している。

Ⅱ 調査回答者の属性

1 性別 (問1)

	件数 (人)	構成比 (%)
男性	304	42.8
女性	396	55.7
その他	1	0.1
無回答	7	1.0
無回答 (回答なし)	3	0.4
合計	711	100.0

2 回答方法

	件数 (人)	構成比 (%)
郵送	645	90.7
インターネット	66	9.3
合計	711	100.0

3 年代／性別 (問2)

	全体		男性		女性		その他、無回答等	
	件数 (人)	構成比 (%)	件数 (人)	構成比 (%)	件数 (人)	構成比 (%)	件数 (人)	構成比 (%)
10代	13	1.8	7	2.3	5	1.3	1	9.1
20代	66	9.3	20	6.6	44	11.1	2	18.2
30代	94	13.2	39	12.8	53	13.4	2	18.2
40代	88	12.4	31	10.2	57	14.4	0	0.0
50代	115	16.2	43	14.1	71	17.9	1	9.1
60代	160	22.5	71	23.4	88	22.2	1	9.1
70代以上	172	24.2	93	30.6	78	19.7	1	9.1
無回答	3	0.4	0	0.0	0	0.0	3	27.3
合計	711	100.0	304	100.0	396	100.0	11	100.0

4 居住地域 (問3)

	件数 (人)	構成比 (%)
追浜地域	44	6.2
田浦地域	35	4.9
逸見地域	27	3.8
本庁地域	96	13.5
衣笠地域	110	15.5
大津地域	69	9.7
浦賀地域	84	11.8
久里浜地域	112	15.8
北下浦地域	60	8.4
西地域	70	9.8
無回答	4	0.6
合計	711	100.0

Ⅲ 集計結果

(1) 市議会への関心度

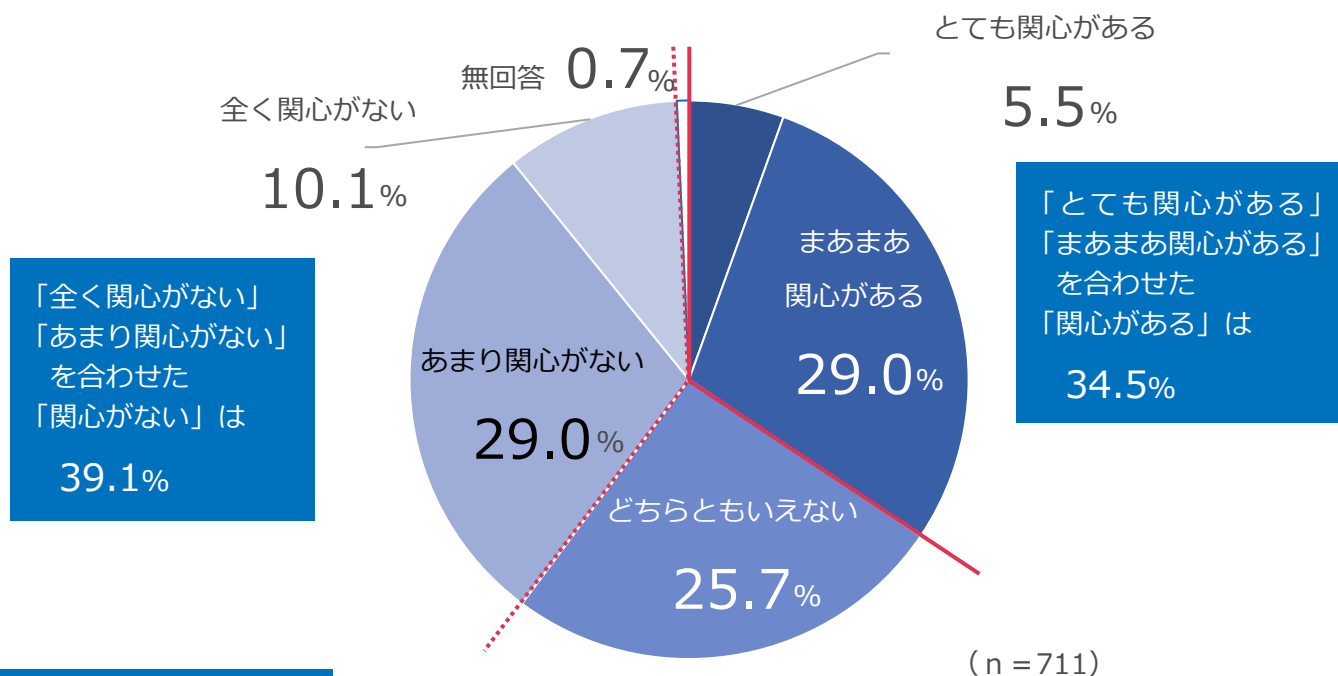
問4 あなたは市議会に関心がありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. とても関心がある | 2. まあまあ関心がある | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり関心がない | 5. 全く関心がない | |

「まあまあ関心がある」「あまり関心がない」が29.0%と最も高く、次いで、「どちらともいえない」(25.7%)が高くなっています。

年代別では、年代が下がるとともに「あまり関心がない」「全く関心がない」の「関心がない」の割合が高くなる傾向となっています。

あなたは市議会に関心がありますか。(○は1つ)



性別・年代別回答割合

(単位：%)

	とても関心がある	まあまあ関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	全く関心がない
男性	9.6	32.3	20.8	27.4	9.9
女性	2.5	26.8	30.4	30.4	9.9
10代	0.0	15.4	7.7	69.2	7.7
20代	4.5	12.1	19.7	36.4	27.3
30代	3.2	20.2	27.7	31.9	17.0
40代	5.7	23.9	31.8	28.4	10.2
50代	6.1	34.8	27.0	22.6	9.6
60代	6.9	29.6	26.4	28.9	8.2
70代以上	5.8	40.4	24.6	26.9	2.3

■ とても関心がある
 ■ まあまあ関心がある
 ■ どちらともいえない
 ■ あまり関心がない
 ■ 全く関心がない

(1) 市議会への関心度 ①関心がない理由

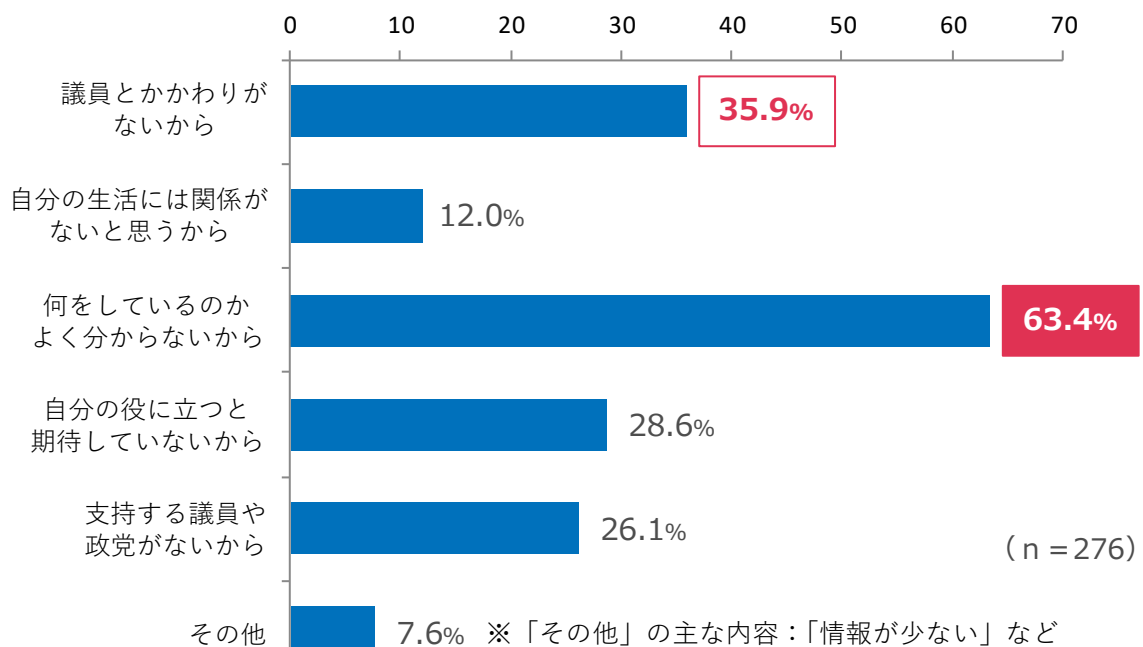
問5 問4で「あまり関心がない」、「全く関心がない」と回答した方に伺います。関心がない理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 議員とかかわりがないから | 2. 自分の生活には関係がないと思うから |
| 3. 何をしているのかよく分からないから | 4. 自分の役に立つと期待していないから |
| 5. 支持する議員や政党がないから | 6. その他 () |

「何をしているのかよく分からないから」が63.4%と最も高く、次いで、「議員とかかわりがないから」(35.9%)が高くなっています。

性別・年代別では、女性に「何をしているのかよく分からないから」の意見がより多く、また、10代・20代が「自分の生活には関係がないと思うから」の割合が高くなっています。

関心がない理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)



性別・年代別回答割合

		有効回答者数 (人)	(%)					
			議員とかかわりがないから	自分の生活には関係がないと思うから	何をしているのかよく分からないから	自分の役に立つと期待していないから	支持する議員や政党がないから	その他
全体		276	35.9	12.0	63.4	28.6	26.1	7.6
性別	男性	112	34.8	13.4	58.9	29.5	26.8	8.0
	女性	158	37.3	11.4	66.5	28.5	24.7	7.6
年代別	10代	10	40.0	20.0	50.0	0.0	20.0	0.0
	20代	42	35.7	21.4	71.4	33.3	40.5	4.8
	30代	45	42.2	11.1	66.7	26.7	17.8	13.3
	40代	34	44.1	8.8	61.8	35.3	23.5	2.9
	50代	36	38.9	5.6	58.3	30.6	16.7	5.6
	60代	59	30.5	16.9	71.2	28.8	28.8	8.5
	70代以上	50	28.0	4.0	52.0	26.0	28.0	10.0

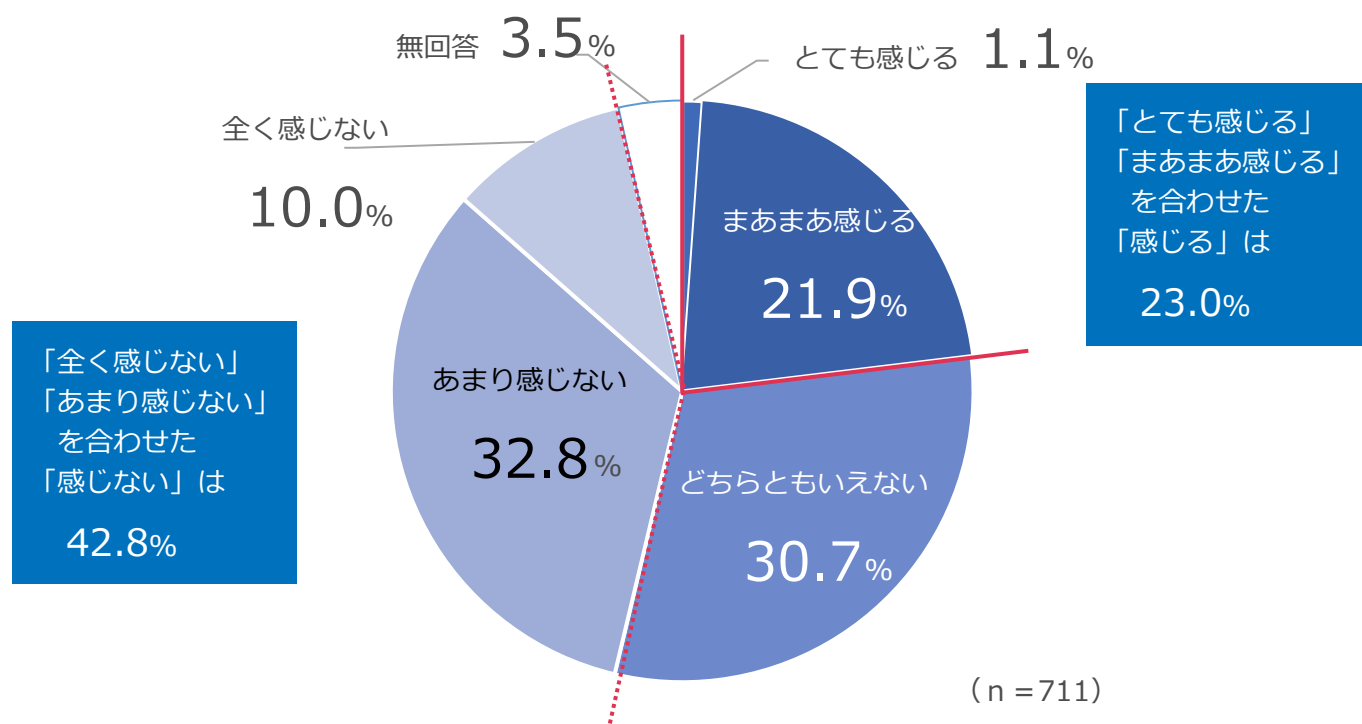
(2) 市議会の情報発信について

問6 市議会には、必要な情報を市民にきちんと提供していると感じますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| 1. とても感じる | 2. まあまあ感じる | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり感じない | 5. 全く感じない | |

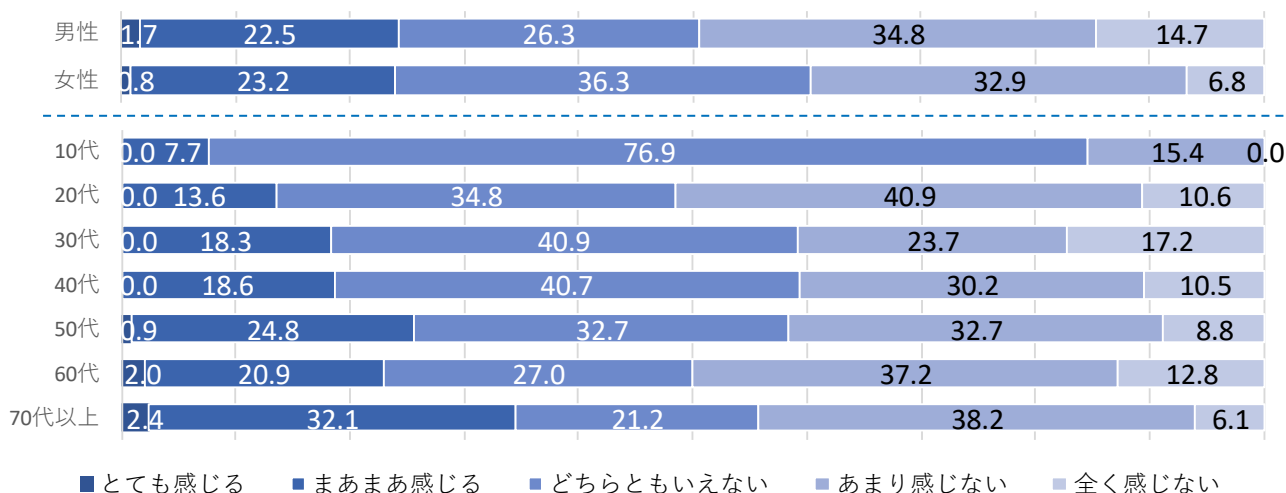
「あまり感じない」が32.8%と最も高く、次いで、「どちらともいえない」(30.7%)が高くなっています。年代別では、年代が下がるとともに「とても感じる」「まあまあ感じる」の「感じる」の割合が低くなる傾向となっています。

市議会には、必要な情報を市民にきちんと提供していると感じますか。(○は1つ)



性別・年代別回答割合

(単位: %)



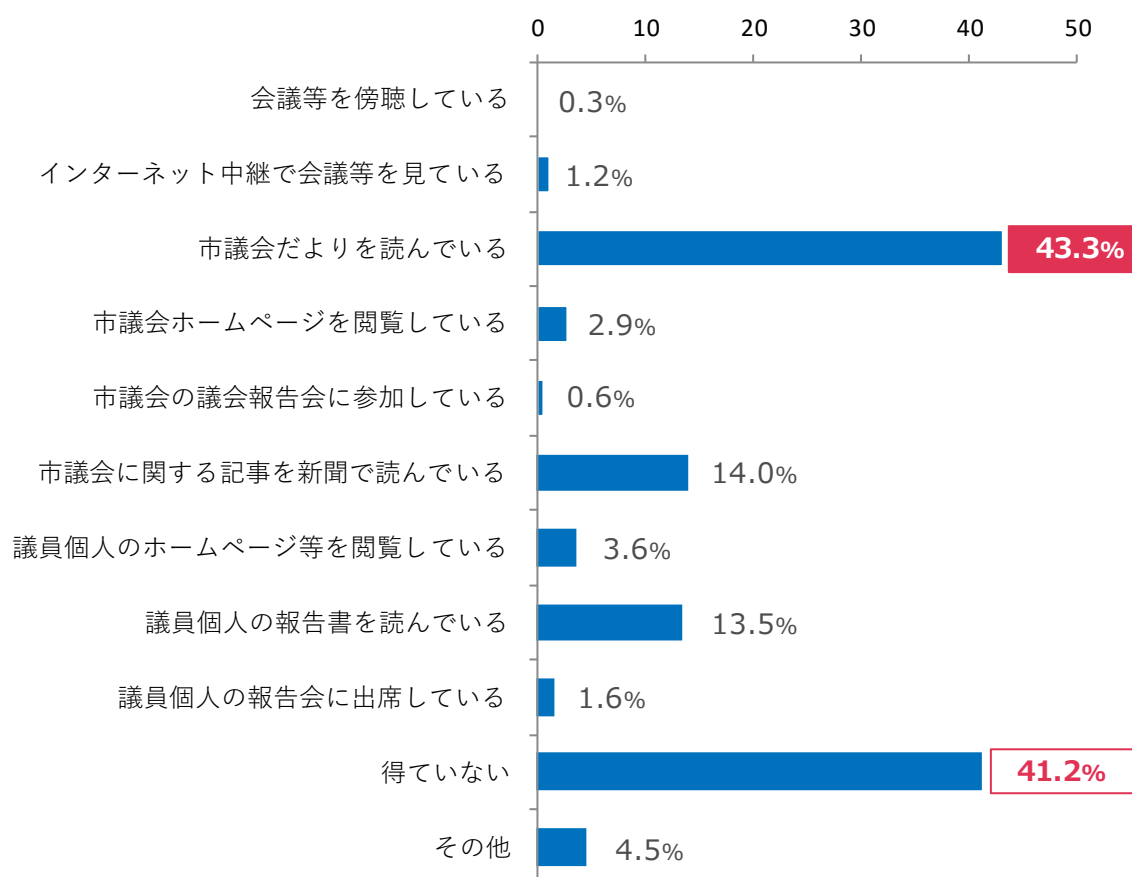
(3) 市議会の情報の取得方法

問7 あなたはどのように市議会の情報を得ていますか。(複数回答可)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 会議等を傍聴している | 2. インターネット中継で会議等を見ている |
| 3. 市議会だよりを読んでいる | 4. 市議会ホームページを閲覧している |
| 5. 市議会の議会報告会に参加している | 6. 市議会に関する記事を新聞で読んでいる |
| 7. 議員個人のホームページ等を閲覧している | 8. 議員個人の報告書を読んでいる |
| 9. 議員個人の報告会に出席している | 10. 得ていない |
| 11. その他 () | |

「市議会だよりを読んでいる」が43.3%と最も高く、次いで、「得ていない」(41.2%)が高くなっています。年代別では、10代から30代が「得ていない」の割合が特にながななっています。また、40代以上の年代が「市議会だよりを読んでいる」の割合が高くなっています。

あなたはどのように市議会の情報を得ていますか。(複数回答可)



※「その他」の主な内容：「知人」「町内会の例会に時々議員が来て情報を話してくれる」「ツイッター」「議員のSNS」「広報よこすか」など

性別・年代別回答割合

		有効回答者数 (人)	(%)										
			会議等を傍聴している	インターネット中継で会議等を見ている	市議会だよりを読んでいる	市議会ホームページを閲覧している	市議会の議会報告会に参加している	市議会に関する記事を新聞で読んでいる	議員個人のホームページ等を閲覧している	議員個人の報告書を読んでいる	議員個人の報告会に出席している	得ていない	その他
全体		695	0.3	1.2	43.3	2.9	0.6	14.0	3.6	13.5	1.6	41.2	4.5
性別	男性	297	0.3	1.7	43.4	4.0	1.0	14.1	3.0	16.5	2.4	40.4	4.7
	女性	389	0.3	0.8	43.7	1.8	0.3	14.1	3.9	11.3	1.0	41.4	4.4
年代別	10代	13	0.0	0.0	7.7	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	84.6	0.0
	20代	66	1.5	0.0	13.6	3.0	0.0	4.5	4.5	3.0	1.5	72.7	4.5
	30代	94	0.0	0.0	25.5	3.2	0.0	4.3	4.3	8.5	0.0	62.8	4.3
	40代	86	0.0	1.2	45.3	2.3	0.0	11.6	4.7	10.5	0.0	39.5	5.8
	50代	111	0.0	1.8	46.8	2.7	0.0	9.9	6.3	9.9	0.9	38.7	4.5
	60代	156	0.0	1.9	51.9	1.3	0.6	16.0	2.6	14.7	1.9	33.3	3.8
	70代以上	168	0.6	1.2	56.0	4.2	1.8	26.2	1.8	24.4	3.6	23.2	4.8

(4)「市議会だより」について

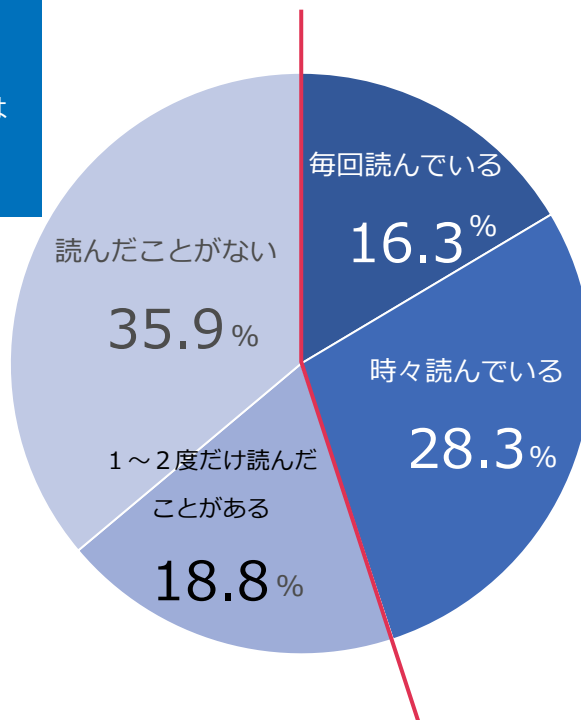
問8 「市議会だより」は、年に4回発行されています。どの程度読んでいますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 毎回読んでいる | 2. 時々読んでいる |
| 3. 1～2度だけ読んだことがある | 4. 読んだことがない |

「読んだことがない」が35.9%と最も高く、次いで、「時々読んでいる」(28.3%)が高くなっています。年代別では、年代が下がるとともに「毎回読んでいる」「時々読んでいる」の「定期的に読んでいる」の割合が低くなる傾向となっています。

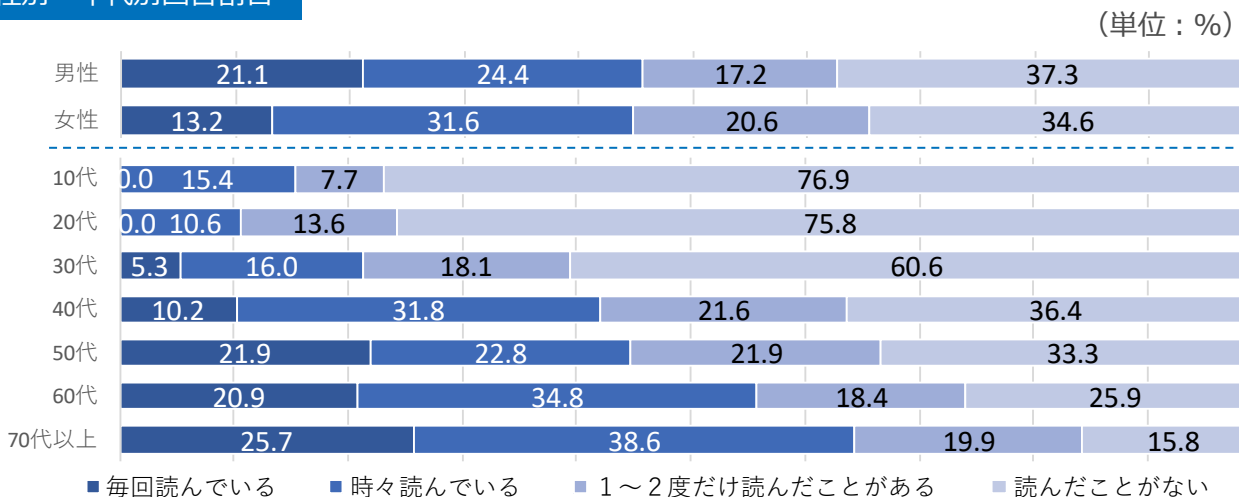
「市議会だより」は、年に4回発行されています。どの程度読んでいますか。(○は1つ)

「1～2度だけ読んだことがある」
「読んだことがない」
を合わせた
「定期的に読んでいない」は
54.7%



「毎回読んでいる」
「時々読んでいる」
を合わせた
「定期的に読んでいる」は
44.6%

性別・年代別回答割合



(4)「市議会だより」について ①定期的に読まない理由

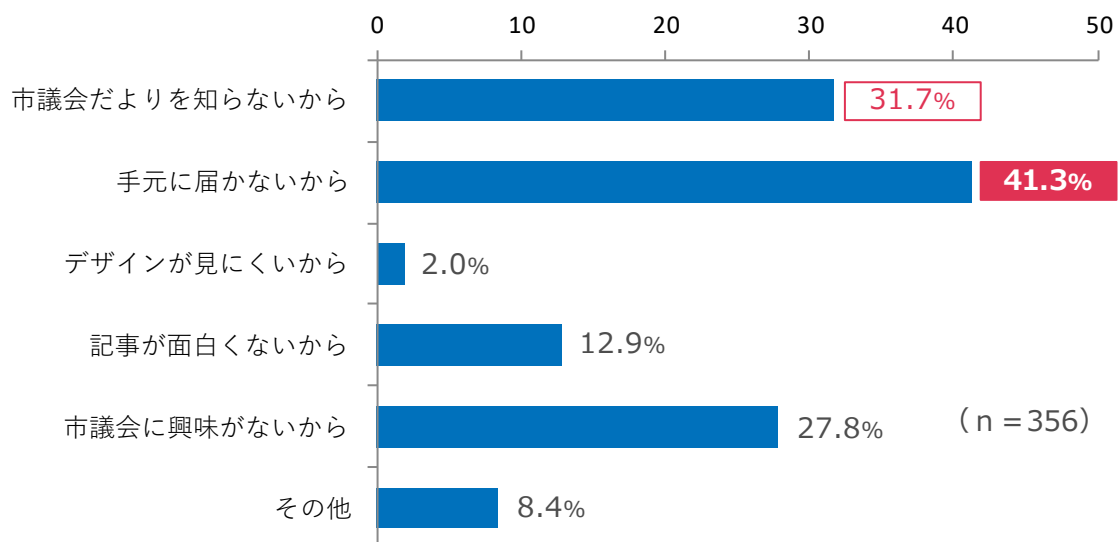
問9 問8で「1～2度だけ読んだことがある」「読んだことがない」と回答した方に伺います。定期的に読まない、又は読んだことがない理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 市議会だよりを知らないから | 2. (新聞折り込みのため) 手元に届かないから |
| 3. デザインが見にくいから | 4. 記事が面白くないから |
| 5. 市議会に興味がないから | 6. その他 () |

「手元に届かないから」が41.3%と最も高く、次いで、「市議会だよりを知らないから」(31.7%)が高くなっています。

性別・年代別では、男性が「市議会だよりを知らないから」と回答した割合が高くなっています。また、20代から40代が「手元に届かないから」の割合が、さらに10代の「市議会に興味がないから」の割合が高くなっています。

定期的に読まない等の理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)



※「その他」の主な内容：「読んでいる暇がない」「忘れた頃にやってくるので継続的に理解できない」など

性別・年代別回答割合

		有効回答 者数 (人)	(%)					
			市議会だより を知らないから	手元に届かない から	デザインが見 にくいから	記事が面白く ないから	市議会に興味 がないから	その他
全体		356	31.7	41.3	2.0	12.9	27.8	8.4
性別	男性	152	38.2	37.5	3.3	15.1	22.4	7.2
	女性	197	26.9	44.7	1.0	11.7	31.5	9.1
年代別	10代	11	63.6	0.0	0.0	9.1	36.4	0.0
	20代	52	44.2	44.2	0.0	9.6	26.9	7.7
	30代	67	32.8	55.2	0.0	10.4	20.9	7.5
	40代	47	29.8	46.8	2.1	14.9	31.9	8.5
	50代	57	28.1	36.8	3.5	12.3	22.8	5.3
	60代	66	27.3	36.4	1.5	13.6	30.3	12.1
	70代以上	56	23.2	35.7	5.4	17.9	33.9	10.7

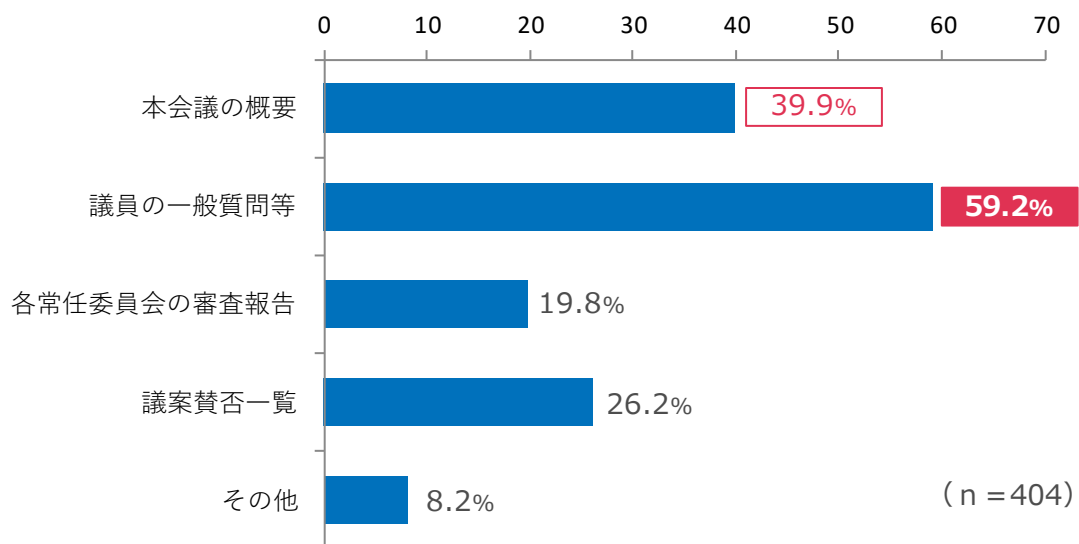
(4)「市議会だより」について ②興味をもった記事

問 10 問 8 で「毎回読んでいる」「時々読んでいる」「1～2度だけ読んだことがある」と回答した方に伺います。市議会だよりのどの記事に興味をもたれましたか。(複数回答可)

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 1. 本会議の概要 | 2. 議員の一般質問等 | 3. 各常任委員会の審査報告 |
| 4. 議案賛否一覧 | 5. その他 () | |

「議員の一般質問等」が 59.2%と最も高く、次いで、「本会議の概要」(39.9%)が高くなっています。性別・年代別では、男性の「議員の一般質問等」の割合が高くなっています。また、70 代以上において「各常任委員会の審査報告」への注目度が高くなっています。

市議会だよりのどの記事に興味をもたれましたか。(複数回答可)



※「その他」の主な内容：「特になし」「施設やインフラ」など

性別・年代別回答割合

		有効回答者数 (人)	(%)				
			本会議の概要	議員の一般質問等	各常任委員会の審査報告	議案賛否一覧	その他
全体		404	39.9	59.2	19.8	26.2	8.2
性別	男性	174	37.9	66.1	23.0	26.4	5.7
	女性	228	41.7	53.9	17.5	25.4	10.1
年代別	10代	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	20代	13	46.2	38.5	7.7	7.7	7.7
	30代	30	30.0	56.7	13.3	13.3	16.7
	40代	51	47.1	45.1	13.7	21.6	9.8
	50代	70	45.7	61.4	18.6	32.9	7.1
	60代	105	38.1	64.8	15.2	29.5	5.7
	70代以上	133	36.8	62.4	28.6	27.1	8.3

(4)「市議会だより」について ③今後に期待すること

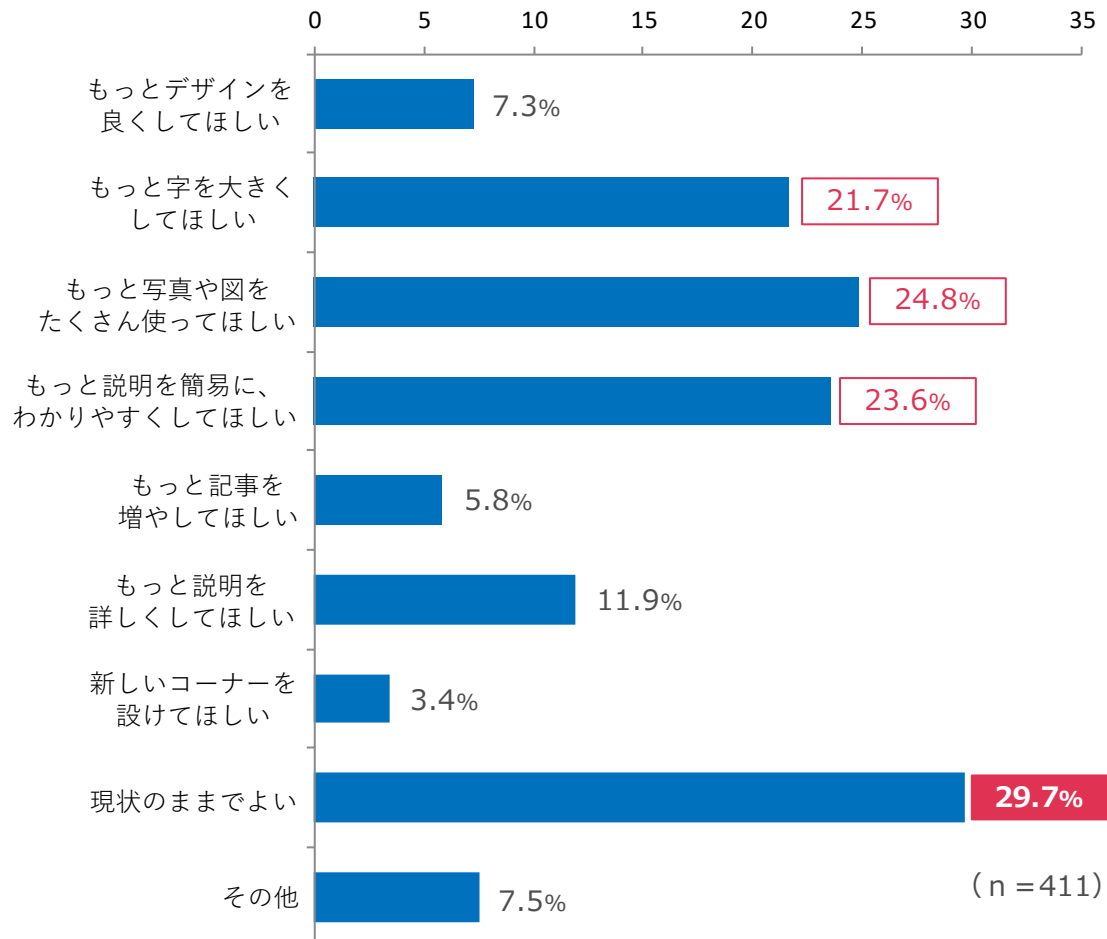
問 11 問 8 で「毎回読んでいる」「時々読んでいる」「1～2度だけ読んだことがある」と回答した方に伺います。今後、市議会だよりに、どのようなことを期待しますか。(複数回答可)

1. もっとデザインを良くしてほしい
2. もっと字を大きくしてほしい
3. もっと写真や図をたくさん使ってほしい
4. もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい (どの部分を:)
5. もっと記事を増やしてほしい (何の記事を:)
6. もっと説明を詳しくしてほしい (何の記事を:)
7. 新しいコーナーを設けてほしい (例:)
8. 現状のままでよい
9. その他 ()

「現状のままでよい」が 29.7%と最も高く、次いで、「もっと写真や図をたくさん使ってほしい」(24.8%)「もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい」(23.6%)「もっと字を大きくしてほしい」(21.7%)という順に意見が多くなっています。

性別・年代別では、男性は「もっと写真や図をたくさん使ってほしい」が、女性は「もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい」との要望が高くなっています。また、「現状のままでよい」という意見が、60代以上で多く見られます。

今後、市議会だよりに、どのようなことを期待しますか。(複数回答可)



※その他等の主な内容（抜粋）

4. もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい（どの部分を： ）
- ・全体的に字がつまりすぎていると思う
 - ・専門用語の注説を付けてほしい など
5. もっと記事を増やしてほしい（何の記事を： ）
- ・賛否の内容、なぜ賛・否なのか？
 - ・議案の内容や各議員の意見の紹介 など
6. もっと説明を詳しくしてほしい（何の記事を： ）
- ・テーマについて市の考えや状況
 - ・議案がどの程度横須賀に必要なことなのか、費用対効果費やメリット、デメリット など
7. 新しいコーナーを設けてほしい（例： ）
- ・読者の声
 - ・議員の行きつけのグルメ店 など
9. その他（ ）
- ・たくさんの市民が読めるような方法を検討してもらいたい
 - ・月1回発行するべき など

性別・年代別回答割合

		有効回答者数 (人)	(%)								
			もっとデザインを 良くしてほしい	もっと字を大きく してほしい	もっと写真や図を たくさん使ってほしい	もっと説明を簡易に、わか りやすくしてほしい	もっと記事を増や してほしい	もっと説明を詳し くしてほしい	新しい コーナーを設けて ほしい	現状のま までよい	その他
全体		411	7.3	21.7	24.8	23.6	5.8	11.9	3.4	29.7	7.5
性別	男性	174	5.7	21.8	29.3	17.2	8.6	13.8	2.9	31.0	7.5
	女性	234	8.5	21.4	20.9	28.2	3.8	10.7	3.8	29.1	7.7
年代別	10代	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	20代	14	0.0	7.1	21.4	28.6	7.1	14.3	21.4	50.0	0.0
	30代	33	15.2	12.1	39.4	33.3	6.1	12.1	0.0	12.1	9.1
	40代	52	15.4	11.5	28.8	13.5	3.8	5.8	1.9	26.9	17.3
	50代	71	11.3	26.8	26.8	22.5	5.6	15.5	5.6	22.5	7.0
	60代	106	2.8	22.6	17.9	33.0	6.6	8.5	3.8	32.1	6.6
	70代以上	132	4.5	25.8	23.5	18.2	6.1	14.4	1.5	35.6	5.3

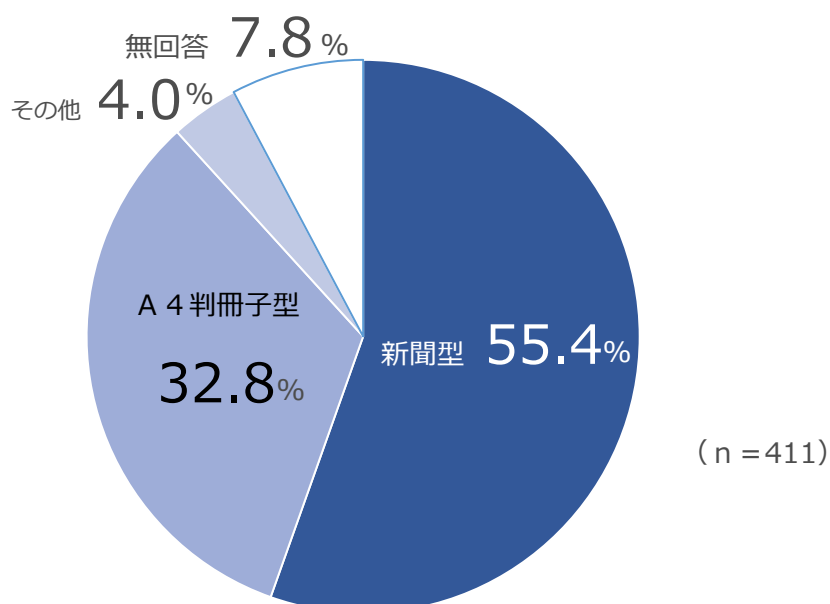
(4)「市議会だより」について ④適切なサイズについて

問 12 問 8 で「毎回読んでいる」「時々読んでいる」「1～2度だけ読んだことがある」と回答した方に伺います。市議会だよりは、どのようなサイズが適当だと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 新聞型（現在の形） | 2. A 4 判冊子型 |
| 3. その他（ | ） |

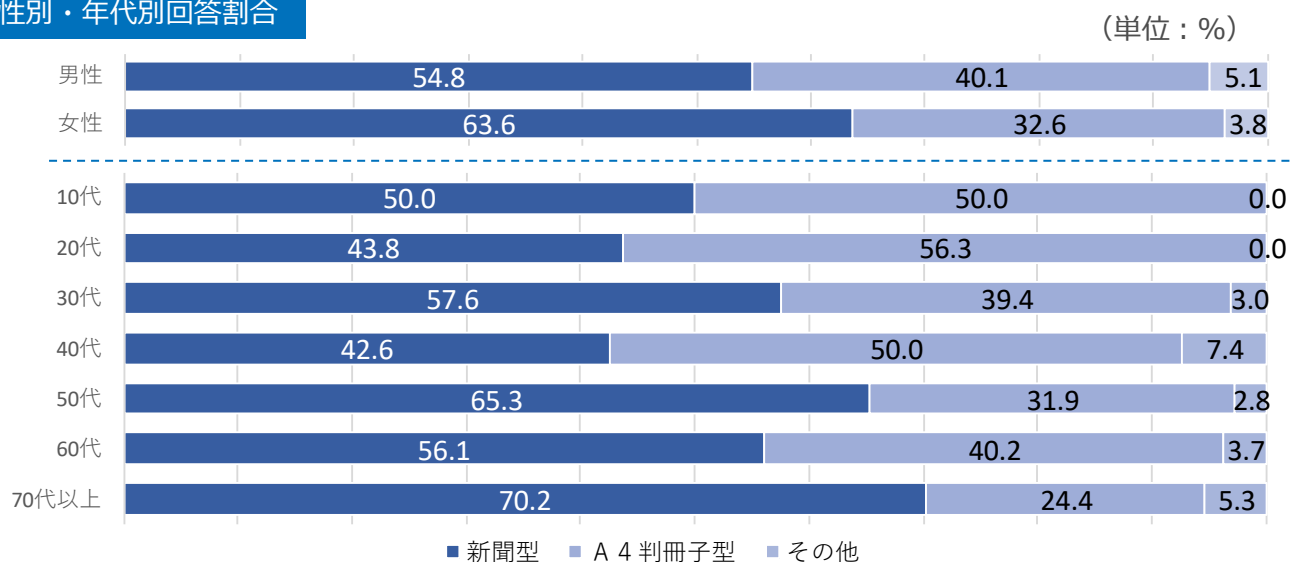
「新聞型（現在の形）」が 55.4%と最も高くなっています。
年代別では、年代が上がるとともに「新聞型（現在の形）」と答える割合が高くなる傾向があります。

市議会だよりは、どのようなサイズが適当だと思いますか。(○は1つ)



※「その他」の主な内容：「どの様にでも。市にお金がないのなら考えて」「内容がわかれば良いかと」など

性別・年代別回答割合



（５）「市議会ホームページ」について

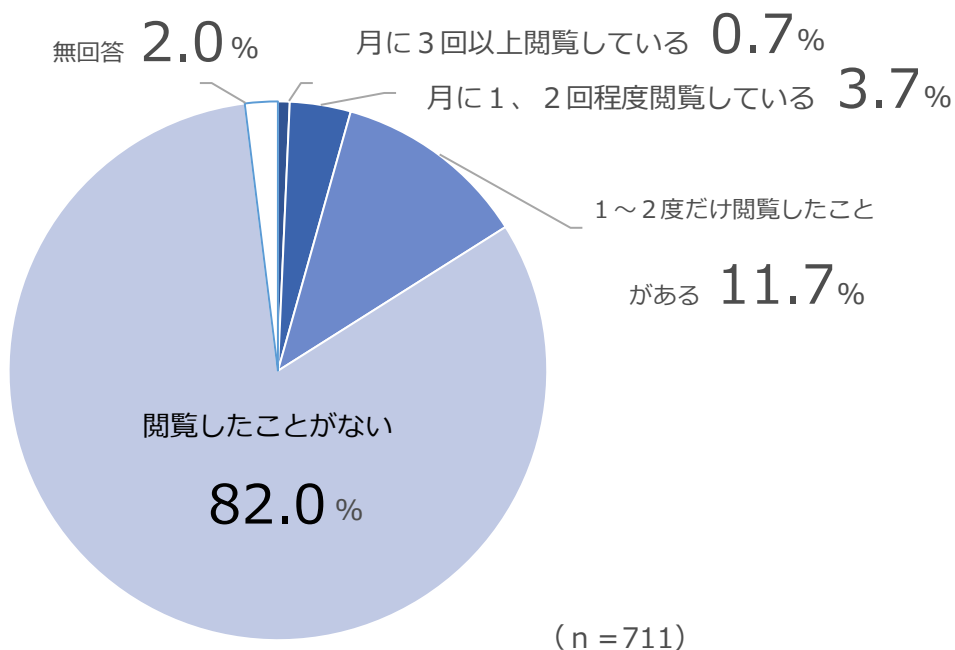
問 13 市議会ホームページを見たことがありますか。（○は１つ）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 月に３回以上閲覧している | 2. 月に１、２回程度閲覧している |
| 3. １～２度だけ閲覧したことがある | 4. 閲覧したことがない |

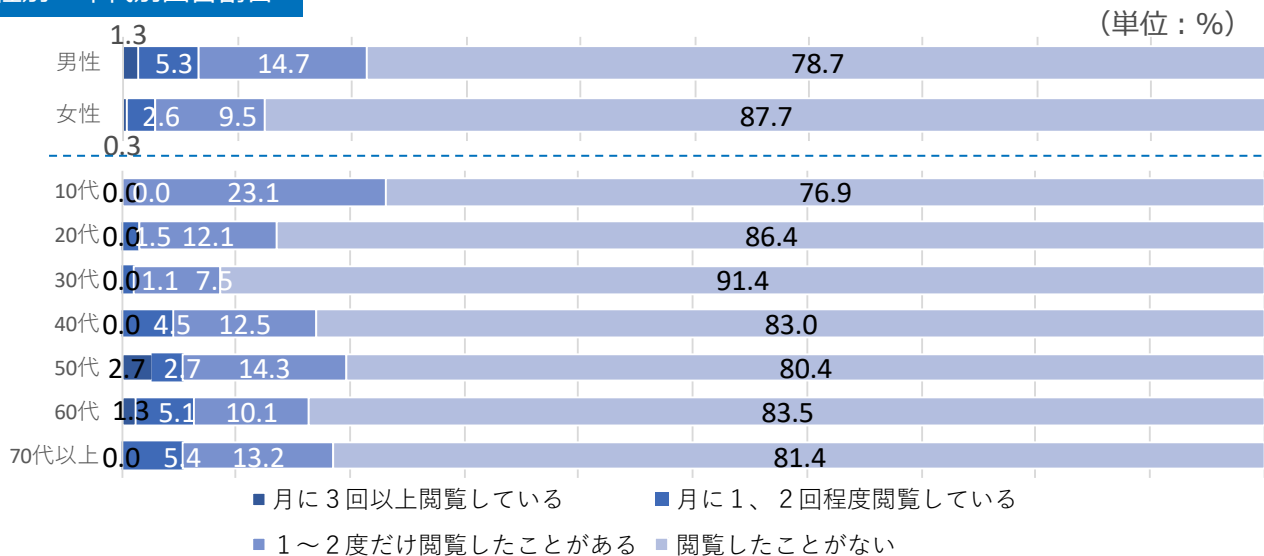
「閲覧したことがない」が 82.0%と大半を占め、次いで、「１～２度だけ閲覧したことがある」（11.7%）となっています。

性別では、「月に３回以上閲覧している」「月に１、２回程度閲覧している」「１～２度だけ閲覧したことがある」の「閲覧したことがある」について、男性の割合が女性よりもやや高くなっています。

市議会ホームページを見たことがありますか。（○は１つ）



性別・年代別回答割合



(5)「市議会ホームページ」について ①定期的に閲覧をしない理由

問 14 問 13 で「1～2度だけ閲覧したことがある」「閲覧したことがない」と回答した方に伺います。

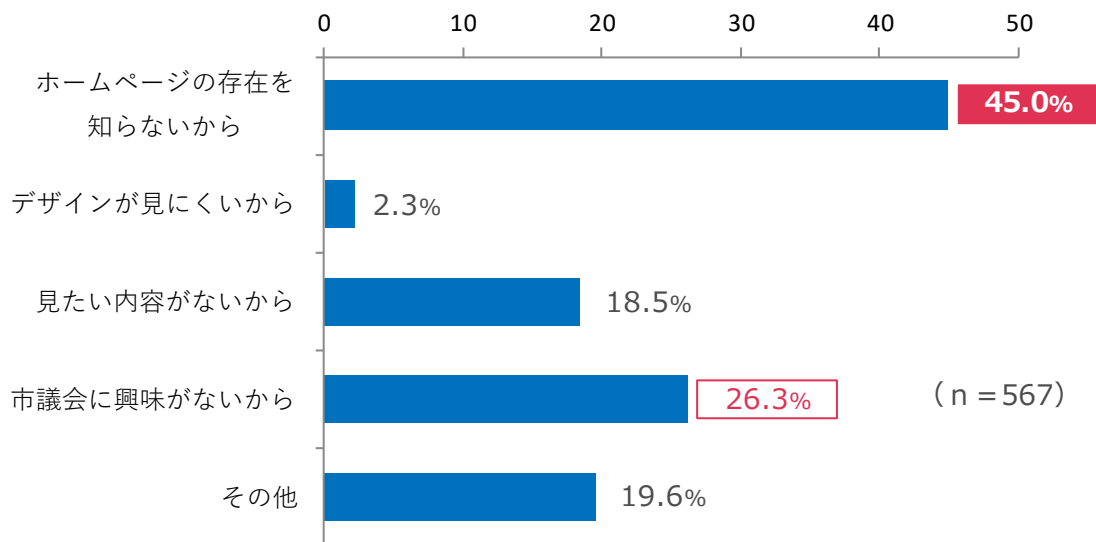
定期的に、または全く閲覧をしない理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. ホームページの存在を知らないから | 2. デザインが見にくいから |
| 3. 見たい内容がないから | 4. 市議会に興味がないから |
| 5. その他 () | |

「ホームページの存在を知らないから」が45.0%と最も高く、次いで、「市議会に興味がないから」(26.3%)が高くなっています。

年代別では、20代から40代の「ホームページの存在を知らないから」の割合が高くなっています。

定期的に閲覧をしない等の理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)



※「その他」の主な内容：「もっと身近な内容もあれば良いと思う」「必要な情報は議員のHPで閲覧出来ている気がするから」など

性別・年代別回答割合

			(%)				
		有効回答者数 (人)	ホームページの存在を知らないから	デザインが見にくいから	見たい内容がないから	市議会に興味がないから	その他
全体		567	45.0	2.3	18.5	26.3	19.6
性別	男性	252	47.6	2.4	19.4	21.4	20.6
	女性	308	43.5	2.3	17.5	29.9	18.8
年代別	10代	11	36.4	0.0	45.5	45.5	9.1
	20代	58	53.4	6.9	25.9	34.5	1.7
	30代	83	63.9	1.2	14.5	28.9	6.0
	40代	75	45.3	4.0	18.7	33.3	12.0
	50代	87	39.1	1.1	16.1	23.0	27.6
	60代	124	43.5	0.8	15.3	25.8	23.4
	70代以上	129	34.9	2.3	20.2	17.8	32.6

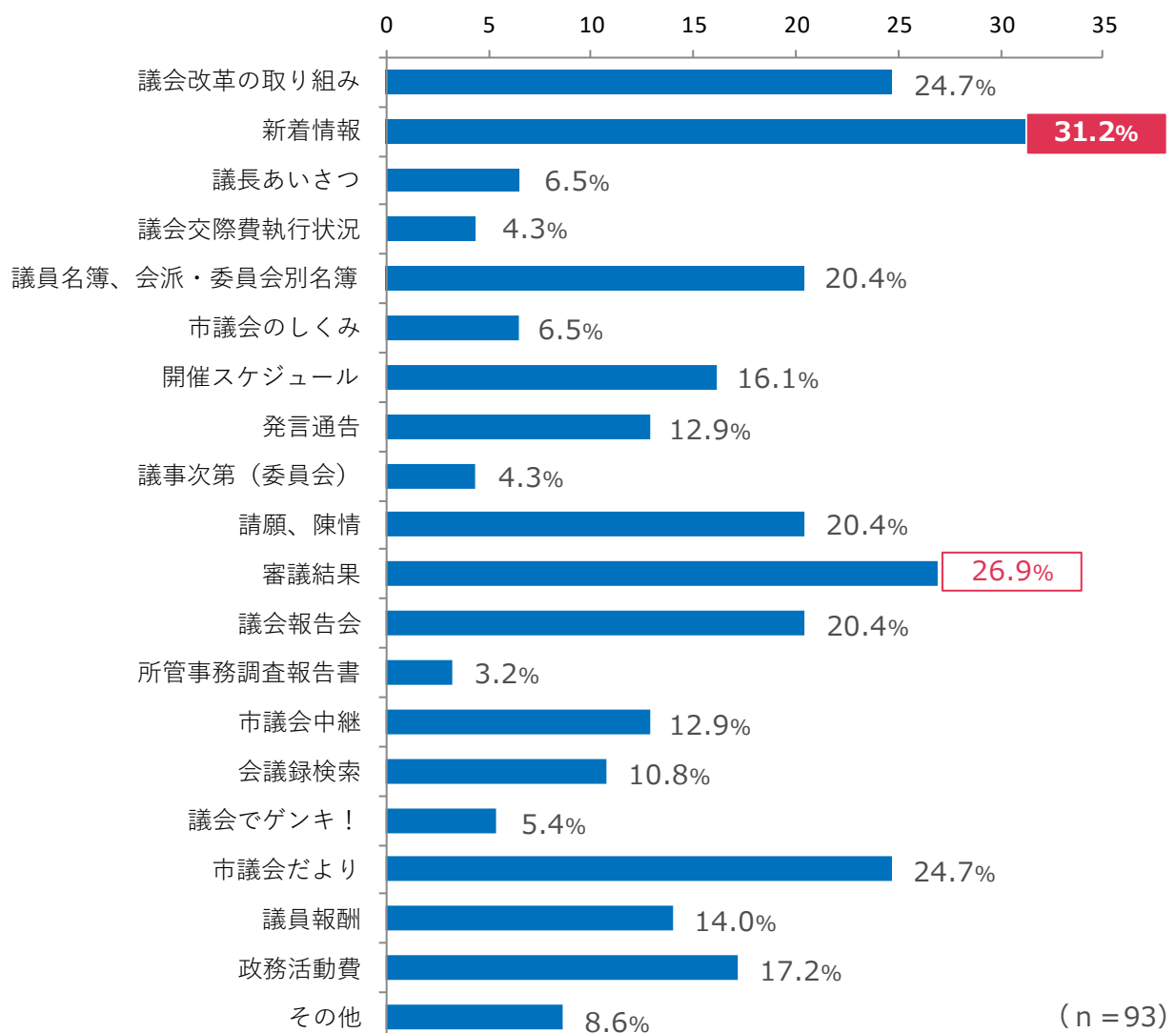
(5)「市議会ホームページ」について ②興味をもったページ

問 15 問 13 で「月に3回以上閲覧している」「月に1、2回程度閲覧している」「1～2度だけ閲覧したことがある」と回答した方に伺います。市議会ホームページのどの内容に、興味をもたれましたか。
(複数回答可)

- | | | |
|---------------|-------------------|--------------|
| 1. 議会改革の取り組み | 2. 新着情報 | 3. 議長あいさつ |
| 4. 議会交際費執行状況 | 5. 議員名簿、会派・委員会別名簿 | 6. 市議会のしくみ |
| 7. 開催スケジュール | 8. 発言通告 | 9. 議事次第（委員会） |
| 10. 請願、陳情 | 11. 審議結果 | 12. 議会報告会 |
| 13. 所管事務調査報告書 | 14. 市議会中継 | 15. 会議録検索 |
| 16. 議会でゲンキ！ | 17. 市議会だより | 18. 議員報酬 |
| 19. 政務活動費 | 20. その他（ | ） |

「新着情報」が31.2%と最も高く、次いで、「審議結果」（26.9%）が高くなっています。
性別・年代別では、男性は「審議結果」、女性では「議員報酬」の割合が高くなっています。また、70代以上に「請願、陳情」「議会報告会」「市議会だより」に高い割合が見られます。

市議会ホームページのどの内容に、興味をもたれましたか。（複数回答可）



※「その他」の主な内容：「年度予算案等」「見づらく興味がわからない」など

性別・年代別回答割合

		有効回答者数 (人)	(%)									
			議会改革の取り組み	新着情報	議長あいさつ	議会交際費執行状況	議員名簿、会派・委員会別名簿	市議会のしくみ	開催スケジュール	発言通告	議事次第(委員会)	請願、陳情
全体		93	24.7	31.2	6.5	4.3	20.4	6.5	16.1	12.9	4.3	20.4
性別	男性	53	26.4	28.3	3.8	7.5	18.9	7.5	17.0	13.2	7.5	20.8
	女性	39	23.1	33.3	10.3	0.0	23.1	5.1	15.4	12.8	0.0	17.9
年代別	10代	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20代	8	25.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	30代	6	16.7	33.3	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	16.7	0.0	16.7
	40代	12	33.3	25.0	8.3	8.3	16.7	16.7	16.7	16.7	8.3	0.0
	50代	20	25.0	30.0	5.0	5.0	40.0	5.0	5.0	15.0	0.0	30.0
	60代	21	23.8	42.9	4.8	9.5	14.3	4.8	23.8	4.8	4.8	14.3
	70代以上	26	23.1	30.8	7.7	0.0	19.2	7.7	19.2	11.5	7.7	34.6

		有効回答者数 (人)	(%)									
			審議結果	議会報告会	所管事務調査報告書	市議会中継	会議録検索	議会でゲンキ!	市議会だより	議員報酬	政務活動費	その他
全体		93	26.9	20.4	3.2	12.9	10.8	5.4	24.7	14.0	17.2	8.6
性別	男性	53	37.7	24.5	5.7	13.2	15.1	7.5	24.5	9.4	17.0	11.3
	女性	39	12.8	15.4	0.0	12.8	5.1	2.6	25.6	20.5	17.9	5.1
年代別	10代	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20代	8	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
	30代	6	16.7	0.0	0.0	16.7	16.7	33.3	16.7	33.3	0.0	0.0
	40代	12	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	8.3	8.3	25.0
	50代	20	30.0	10.0	0.0	20.0	0.0	0.0	30.0	10.0	20.0	0.0
	60代	21	38.1	28.6	4.8	4.8	23.8	9.5	14.3	19.0	28.6	9.5
	70代以上	26	26.9	34.6	7.7	23.1	15.4	0.0	38.5	11.5	15.4	7.7

(5)「市議会ホームページ」について ③今後に期待すること

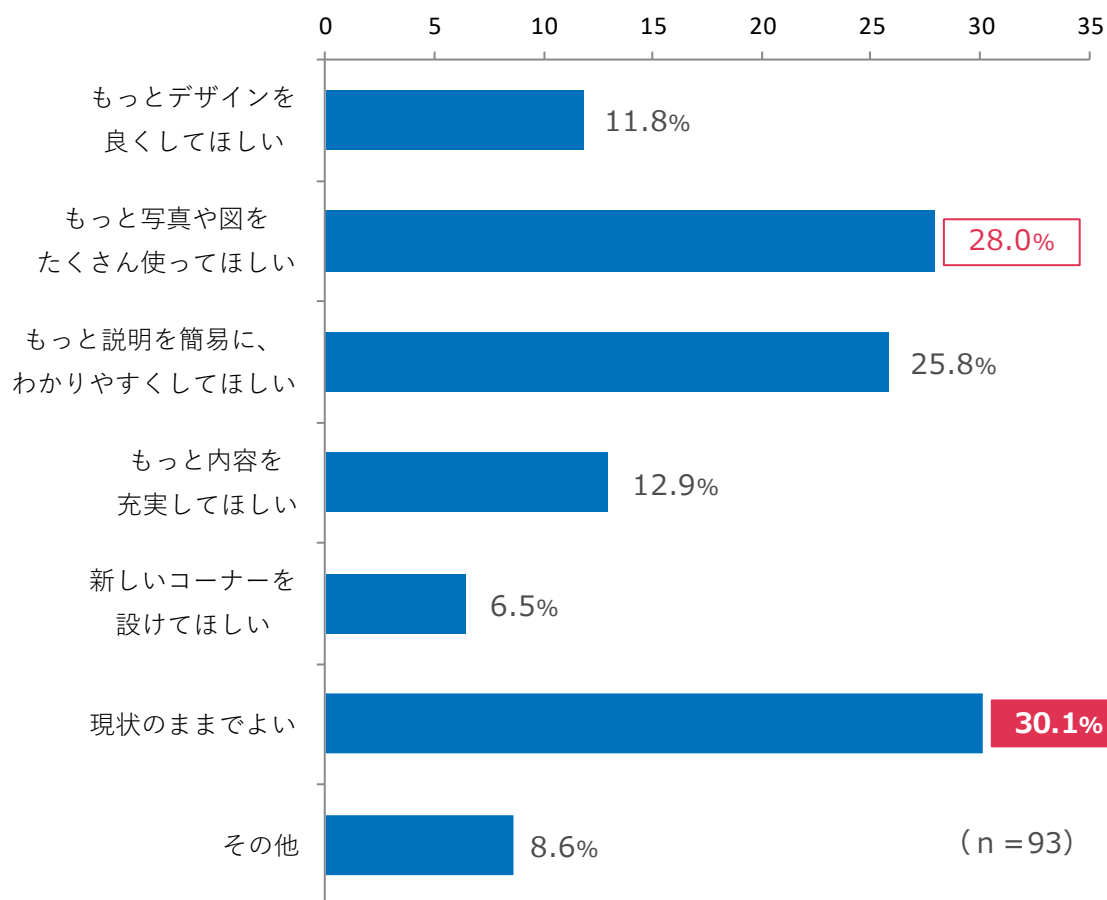
問 16 問 13 で「月に3回以上閲覧している」「月に1、2回程度閲覧している」「1～2度だけ閲覧したことがある」と回答した方に伺います。今後、市議会ホームページに、どのようなことを期待しますか。(複数回答可)

1. もっとデザインを良くしてほしい
2. もっと写真や図をたくさん使ってほしい
3. もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい (どの部分を:)
4. もっと内容を充実してほしい (何の項目を:)
5. 新しいコーナーを設けてほしい (例:)
6. 現状のままでよい
7. その他 ()

「現状のままでよい」が30.1%と最も高く、次いで、「もっと写真や図をたくさん使ってほしい」(28.0%)が高くなっています。

年代別では、50代以上に「現状のままでよい」との割合が高くなっています。

今後、市議会ホームページに、どのようなことを期待しますか。(複数回答可)



※その他等の主な内容（抜粋）

3. もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい（どの部分を： ）
- ・説明部分
 - ・全体的に など
4. もっと内容を充実してほしい（何の項目を： ）
- ・議論の内容
 - ・横須賀市に興味を示す様な紹介等 など
5. 新しいコーナーを設けてほしい（例： ）
- ・市議の取り組み方
 - ・新横須賀の未来像
7. その他（ ）
- ・今のところ市議会だよりで充分なので何かあった時に特に調べたい時にホームページは利用する
 - ・専門用語？難しい言葉ばかりで分りにくい。要点だけまとめて簡単に読める様にしてほしい など

性別・年代別回答割合

		有効回答者数 (人)	(%)						
			もっとデザインを良くしてほしい	もっと写真や図をたくさん使ってほしい	もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい	もっと内容を充実してほしい	新しいコーナーを設けてほしい	現状のままでよい	その他
全体		93	11.8	28.0	25.8	12.9	6.5	30.1	8.6
性別	男性	53	7.5	32.1	26.4	11.3	7.5	30.2	9.4
	女性	39	17.9	23.1	23.1	15.4	2.6	30.8	7.7
年代別	10代	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20代	9	33.3	11.1	22.2	11.1	11.1	22.2	33.3
	30代	7	14.3	28.6	28.6	0.0	14.3	28.6	14.3
	40代	11	18.2	45.5	18.2	9.1	9.1	9.1	9.1
	50代	19	5.3	26.3	31.6	10.5	0.0	42.1	0.0
	60代	21	4.8	23.8	28.6	14.3	4.8	33.3	4.8
	70代以上	25	12.0	28.0	24.0	20.0	8.0	32.0	8.0

(6)「議会報告会」について

問 17 市議会の議会報告会が開催されていることを知っていますか。(○は1つ)

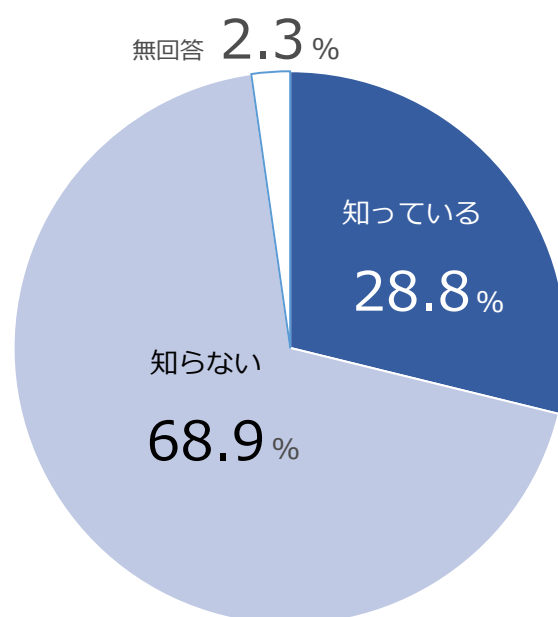
1. 知っている

2. 知らない

「知らない」が68.9%と多くの割合を占めています。

年代別では、10代では「知っている」と答えた人はいませんでした。

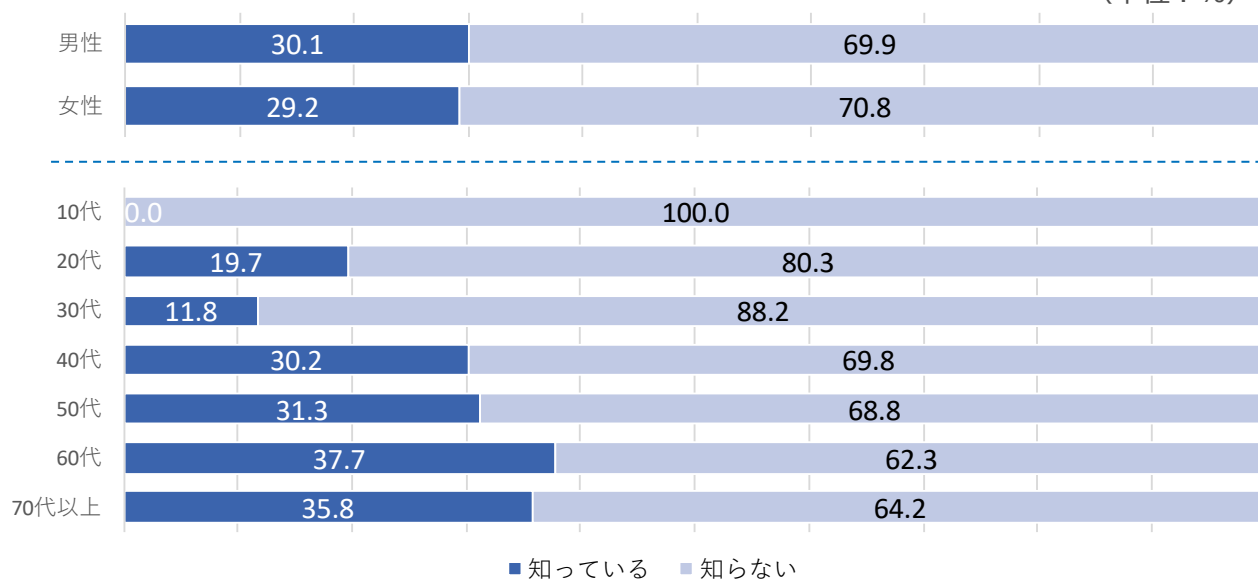
市議会の議会報告会が開催されていることを知っていますか。(○は1つ)



(n = 711)

性別・年代別回答割合

(単位 : %)



(6)「議会報告会」について ①参加の有無

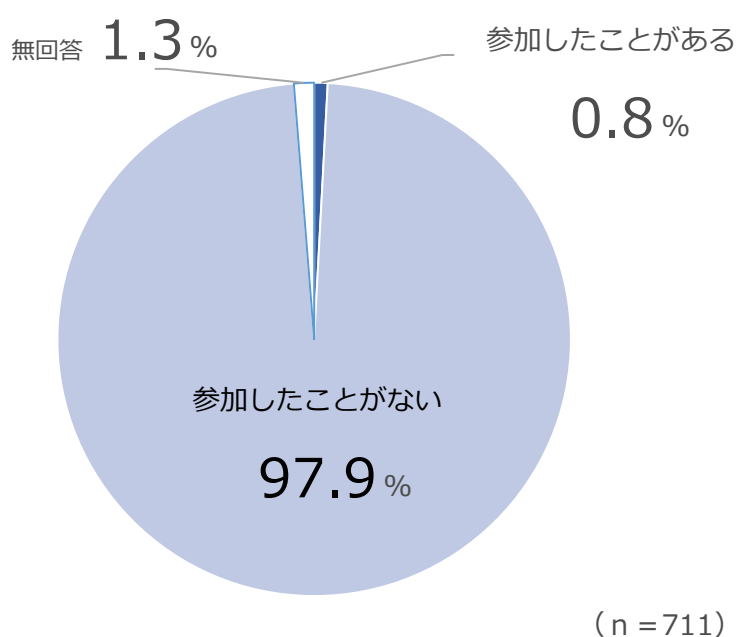
問 18 市議会の議会報告会に参加したことがありますか。(○は1つ)

1. 参加したことがある

2. 参加したことがない

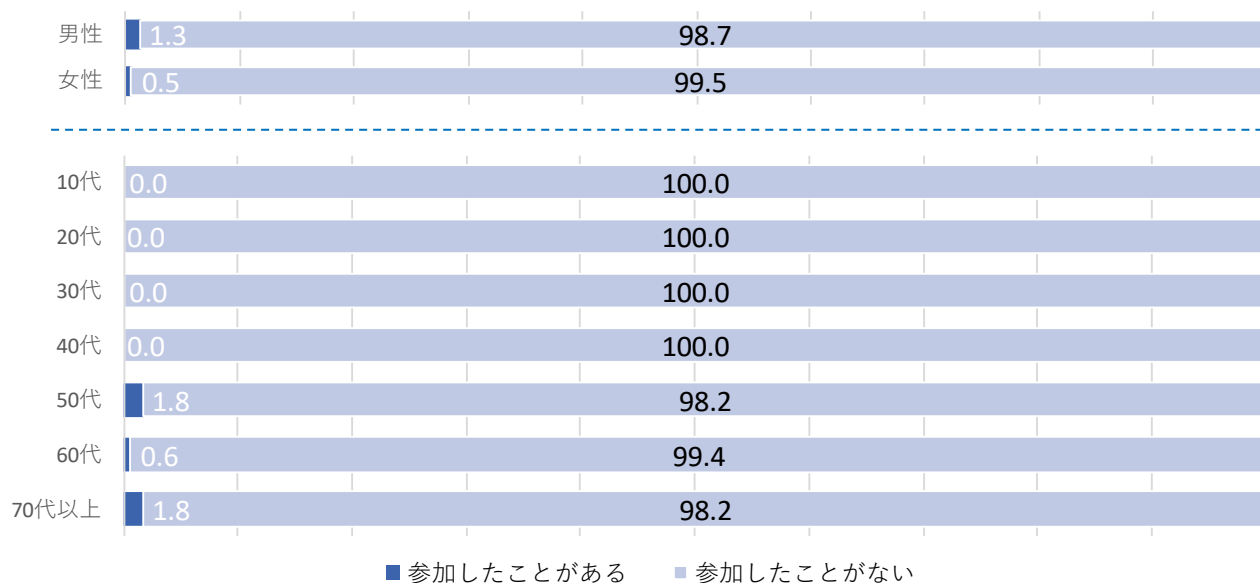
「参加したことがない」が97.9%と大半を占めています。問17の議会報告会の認知度に比べ、実際に参加したことがある人は少ない結果となっています。

市議会の議会報告会に参加したことがありますか。(○は1つ)



性別・年代別回答割合

(単位 : %)



（６）「議会報告会」について ②参加したことがない理由

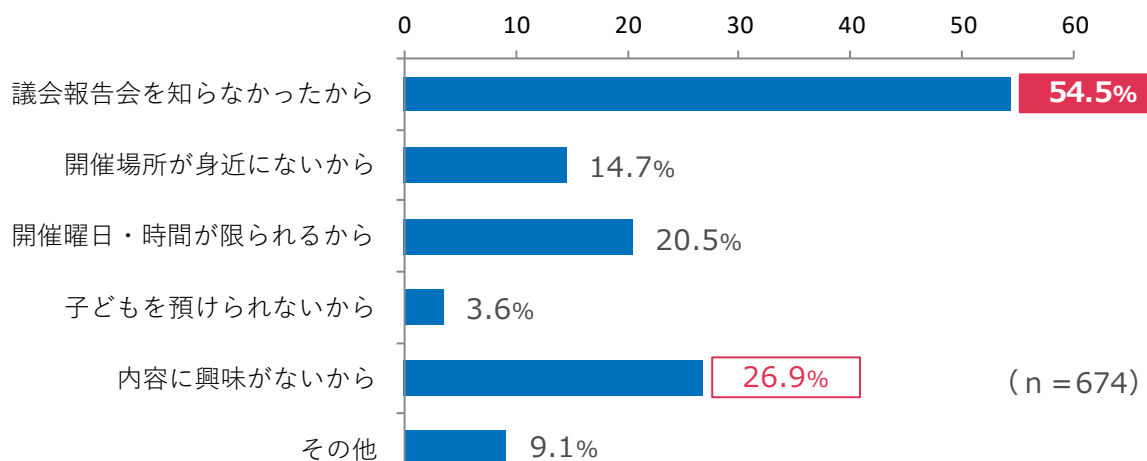
問 19 問 18 で「参加したことがない」と回答した方に伺います。参加したことがない理由について、あてはまるものを選んでください。（複数回答可）

1. 議会報告会を知らなかったから
2. 開催場所が身近にないから（現在は横須賀中央・汐入周辺の３か所で開催）
3. 開催曜日・時間が限られるから（現在は金曜日夜、土曜日開催）
4. 子どもを預けられないから
5. 内容に興味がないから
6. その他（ ）

「議会報告会を知らなかったから」が 54.5%と最も高く、次いで、「内容に興味がないから」（26.9%）が高くなっています。

性別・年代別では、男性が「開催場所が身近にないから」の割合が高くなっています。また、10代から30代では「議会報告会を知らなかったから」の割合が、30代に「子どもを預けられないから」の割合が高くなっています。

参加したことがない理由について、あてはまるものを選んでください。（複数回答可）



※「その他」の主な内容：「若者が行ったら浮きそう」「場所わからないから」など

性別・年代別回答割合

		有効回答 者数 (人)	(%)					
			議会報告会を 知らなかった から	開催場所が身 近にないから	開催曜日・時 間に限られる から	子どもを預け られないから	内容に興味が ないから	その他
全体		674	54.5	14.7	20.5	3.6	26.9	9.1
性別	男性	290	54.5	21.0	22.4	1.0	24.1	8.6
	女性	375	54.7	10.1	19.2	5.6	28.5	9.3
年代別	10代	13	69.2	0.0	7.7	0.0	23.1	7.7
	20代	65	72.3	7.7	10.8	4.6	35.4	3.1
	30代	93	66.7	7.5	15.1	14.0	29.0	4.3
	40代	86	48.8	7.0	26.7	5.8	32.6	4.7
	50代	110	50.9	11.8	25.5	0.9	25.5	13.6
	60代	151	48.3	15.2	20.5	1.3	22.5	12.6
	70代以上	155	50.3	29.0	21.9	0.0	24.5	9.7

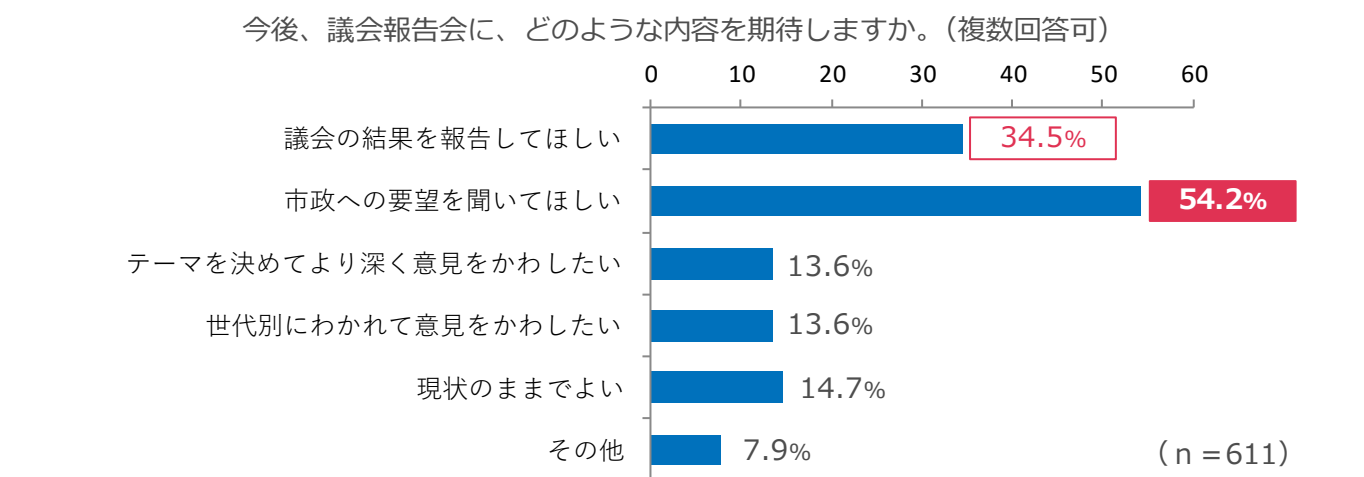
(6)「議会報告会」について ③今後に期待すること

問 20 今後、議会報告会に、どのような内容を期待しますか。(複数回答可)

1. 議会の結果を報告してほしい
2. 市政への要望（市民の提案や困りごとなど）を聞いてほしい
3. テーマを決めてより深く意見をかわしたい
4. 世代別にわかれて意見をかわしたい
5. 現状のままでよい
6. その他（ ）

「市政への要望を聞いてほしい」が 54.2%と最も高く、次いで、「議会の結果を報告してほしい」（34.5%）が最も低くなっています。

性別・年代別では、男性が「議会の結果を報告してほしい」の割合が、女性では、「市政への要望を聞いてほしい」の割合が高くなっています。また、10代から30代が「世代別にわかれて意見をかわしたい」の項目が高い割合となっています。



※「その他」の主な内容：「若い世代を取り込む（参加させる）企画」「わからなさすぎて期待もない」など

性別・年代別回答割合

		有効回答 者数 (人)	(%)					
			議会の結果を 報告してほしい	市政への要望 を聞いてほしい	テーマを決め てより深く意 見をかわした い	世代別にわか れて意見をか わしたい	現状のままで よい	その他
全体		611	34.5	54.2	13.6	13.6	14.7	7.9
性別	男性	271	38.4	49.4	16.2	12.5	15.5	10.0
	女性	333	30.9	58.3	11.4	14.7	14.1	6.0
年代別	10代	10	20.0	40.0	0.0	50.0	10.0	10.0
	20代	61	34.4	47.5	13.1	29.5	18.0	8.2
	30代	85	30.6	44.7	14.1	22.4	16.5	9.4
	40代	82	32.9	65.9	17.1	11.0	15.9	3.7
	50代	108	30.6	56.5	14.8	10.2	13.9	9.3
	60代	127	42.5	58.3	14.2	7.1	11.0	8.7
	70代以上	138	34.8	51.4	10.9	8.7	15.9	7.2

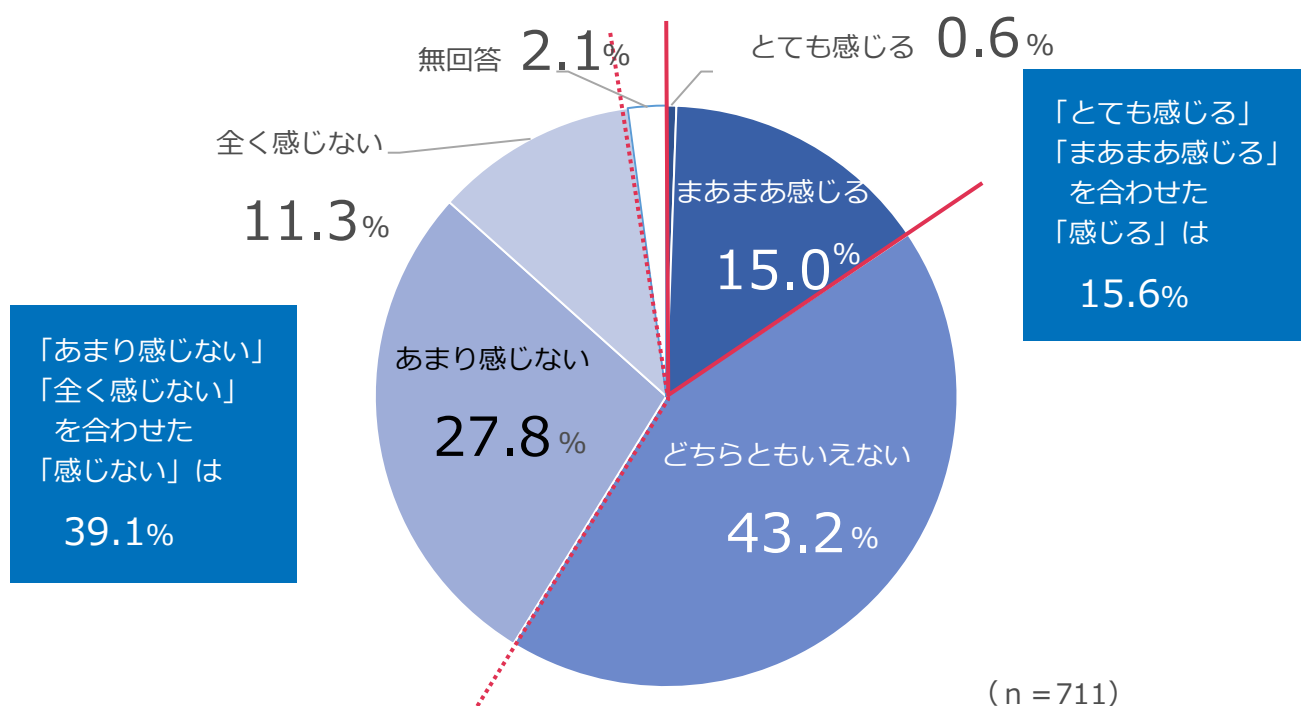
(7) 市議会の広聴について

問 21 市議会は、市民の声にきちんと耳を傾けることができていると感じますか。(○は1つ)

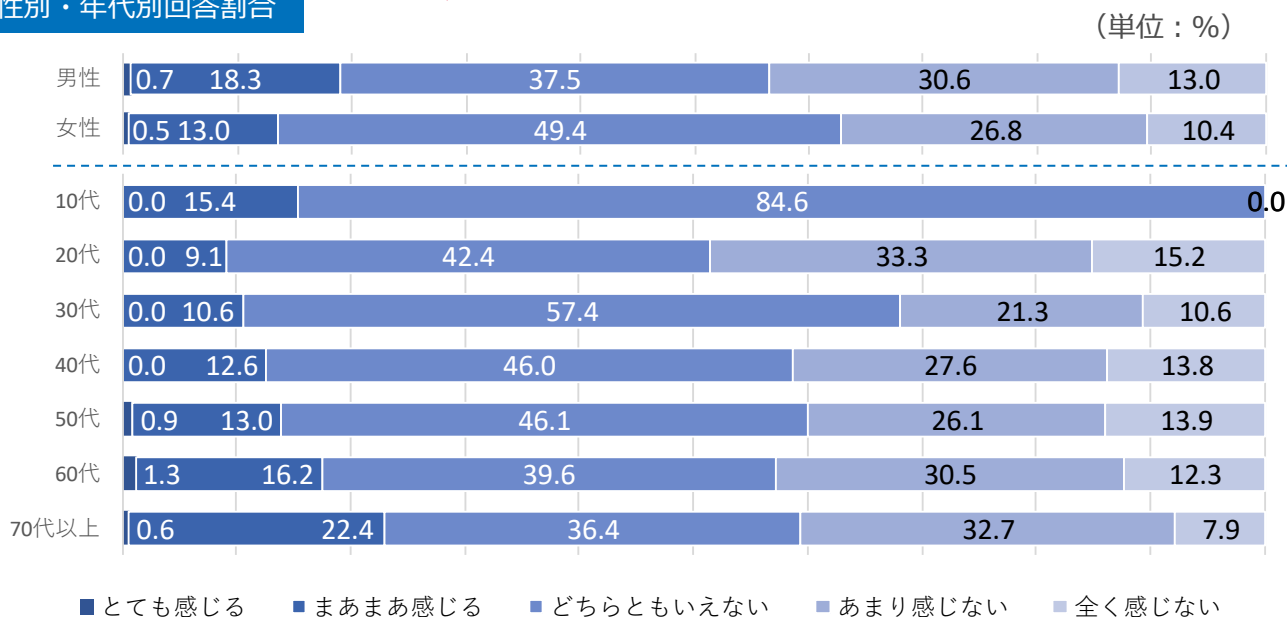
- | | | |
|------------|------------|--------------|
| 1. とても感じる | 2. まあまあ感じる | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり感じない | 5. 全く感じない | |

「どちらともいえない」が43.2%と最も高く、次いで、「あまり感じない」(27.8%)が高くなっています。年代別では、年代が下がるとともに「とても感じる」「まあまあ感じる」の「感じる」の割合が低くなる傾向となっています。

市議会は、市民の声にきちんと耳を傾けることができていると感じますか。(○は1つ)



性別・年代別回答割合



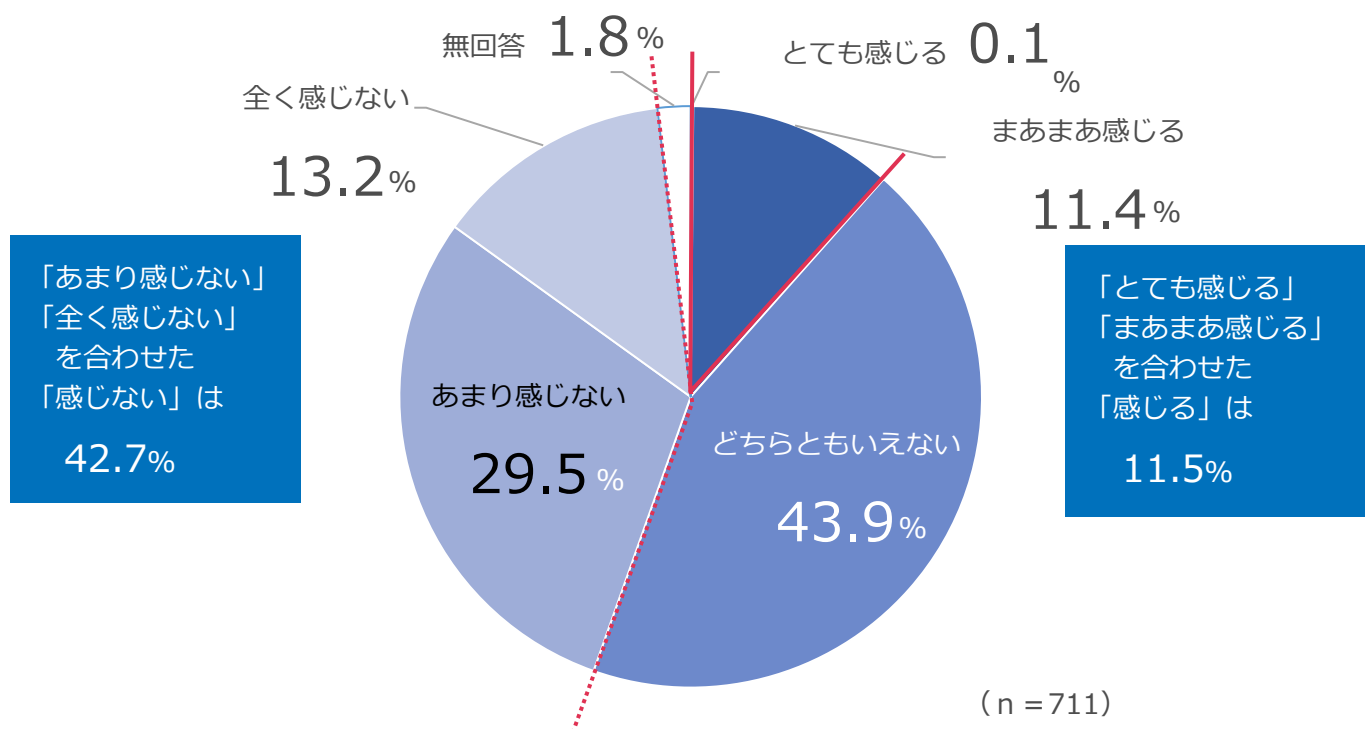
(8) 市民の声の市政への反映

問 22 あなたの意見や市民の声を、市議会は市政に反映できていると感じますか。(○は1つ)

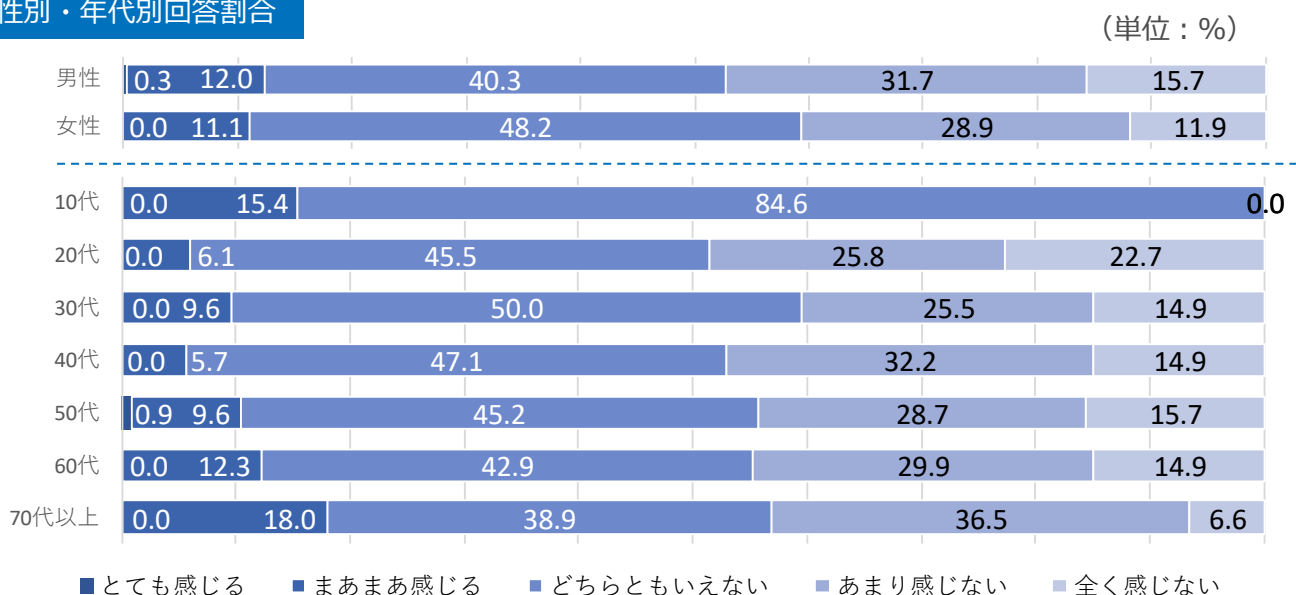
- | | | |
|------------|------------|--------------|
| 1. とても感じる | 2. まあまあ感じる | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり感じない | 5. 全く感じない | |

「どちらともいえない」が43.9%と最も高く、次いで、「あまり感じない」(29.5%)が高くなっています。年代別では、年代が上がるとともに「感じる」の割合が高くなる傾向にあります。

あなたの意見や市民の声を、市議会は市政に反映できていると感じますか。(○は1つ)



性別・年代別回答割合



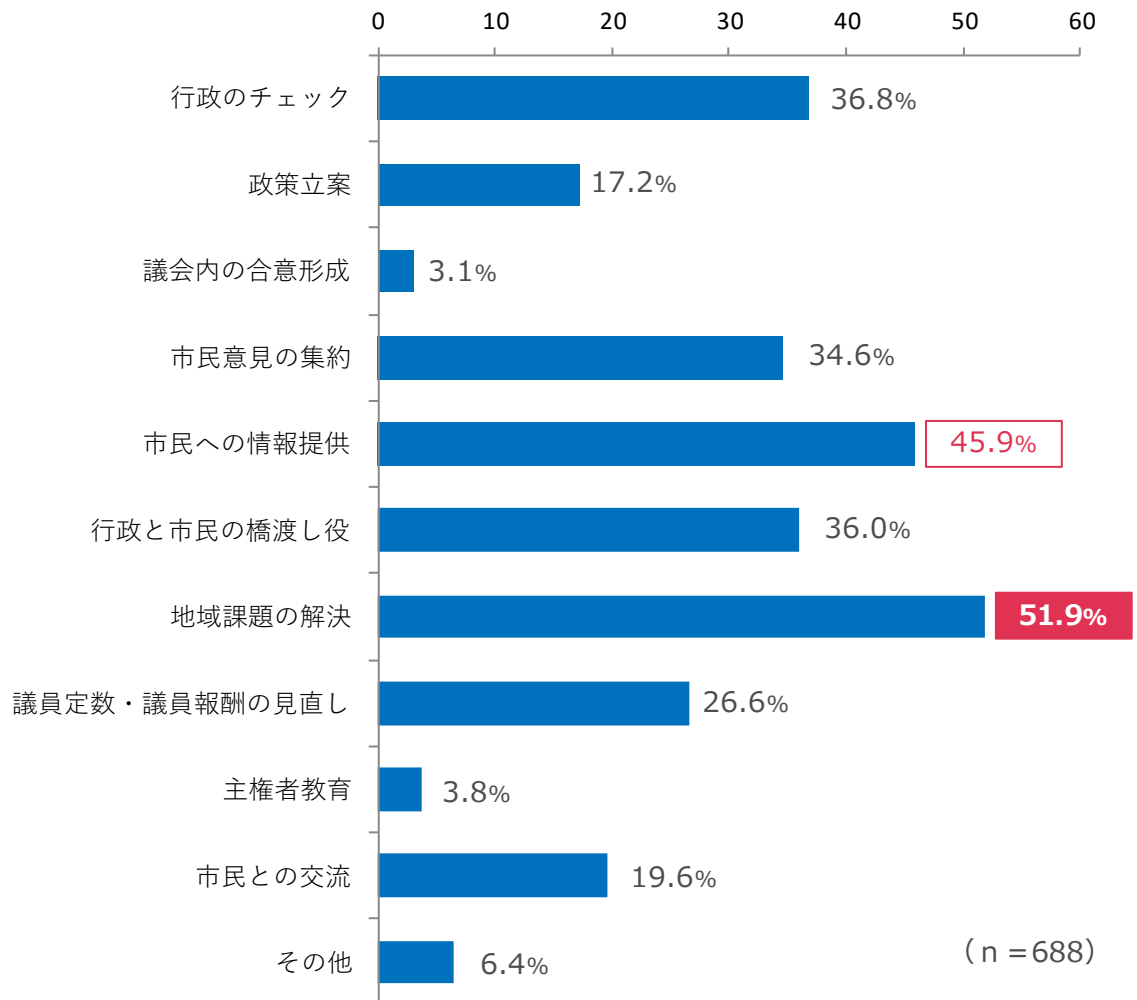
(9) 市議会に望むこと

問 23 市議会に何を望みますか。(複数回答可)

- | | | |
|------------|------------------|---------------|
| 1. 行政のチェック | 2. 政策立案 | 3. 議会内の合意形成 |
| 4. 市民意見の集約 | 5. 市民への情報提供 | 6. 行政と市民の橋渡し役 |
| 7. 地域課題の解決 | 8. 議員定数・議員報酬の見直し | 9. 主権者教育 |
| 10. 市民との交流 | 11. その他 () | |

「地域課題の解決」が51.9%と最も高く、次いで、「市民への情報提供」(45.9%)が高くなっています。性別・年代別では、男性が「政策立案」の割合が、女性が「行政と市民の橋渡し役」の割合が高くなっています。また、10代・20代の「地域課題の解決」の割合が、70代以上が「議員定数・議員報酬の見直し」の項目が高い割合となっています。

市議会に何を望みますか。(複数回答可)



※「その他」の主な内容：「若い人との交流、意見など聞いてあげて欲しい」「議員の身を正す」など

性別・年代別回答割合

		有効回答者数 (人)	(%)										
			行政の チェック	政策立案	議会内 の合意 形成	市民意 見の集 約	市民へ の情報 提供	行政と 市民の 橋渡し 役	地域課 題の解 決	議員定 数・議 員報酬 の見直 し	主権者 教育	市民と の交流	その他
全体		688	36.8	17.2	3.1	34.6	45.9	36.0	51.9	26.6	3.8	19.6	6.4
性別	男性	301	39.2	23.9	3.0	32.6	42.2	29.9	48.2	28.2	1.7	17.3	7.3
	女性	377	35.3	11.7	2.9	36.6	49.1	40.6	54.9	24.9	5.0	21.5	5.6
年代別	10代	13	7.7	0.0	0.0	30.8	30.8	38.5	61.5	7.7	0.0	23.1	7.7
	20代	61	34.4	18.0	3.3	39.3	45.9	37.7	62.3	26.2	9.8	16.4	3.3
	30代	91	25.3	13.2	2.2	27.5	44.0	34.1	46.2	13.2	5.5	22.0	12.1
	40代	87	43.7	20.7	6.9	43.7	46.0	31.0	62.1	32.2	3.4	23.0	6.9
	50代	113	47.8	23.0	2.7	41.6	50.4	39.8	61.1	16.8	3.5	22.1	5.3
	60代	154	36.4	14.3	2.6	37.7	45.5	31.8	48.1	31.8	2.6	19.5	6.5
	70代以上	167	35.9	17.4	2.4	25.1	46.1	40.7	42.5	34.1	2.4	16.2	4.8

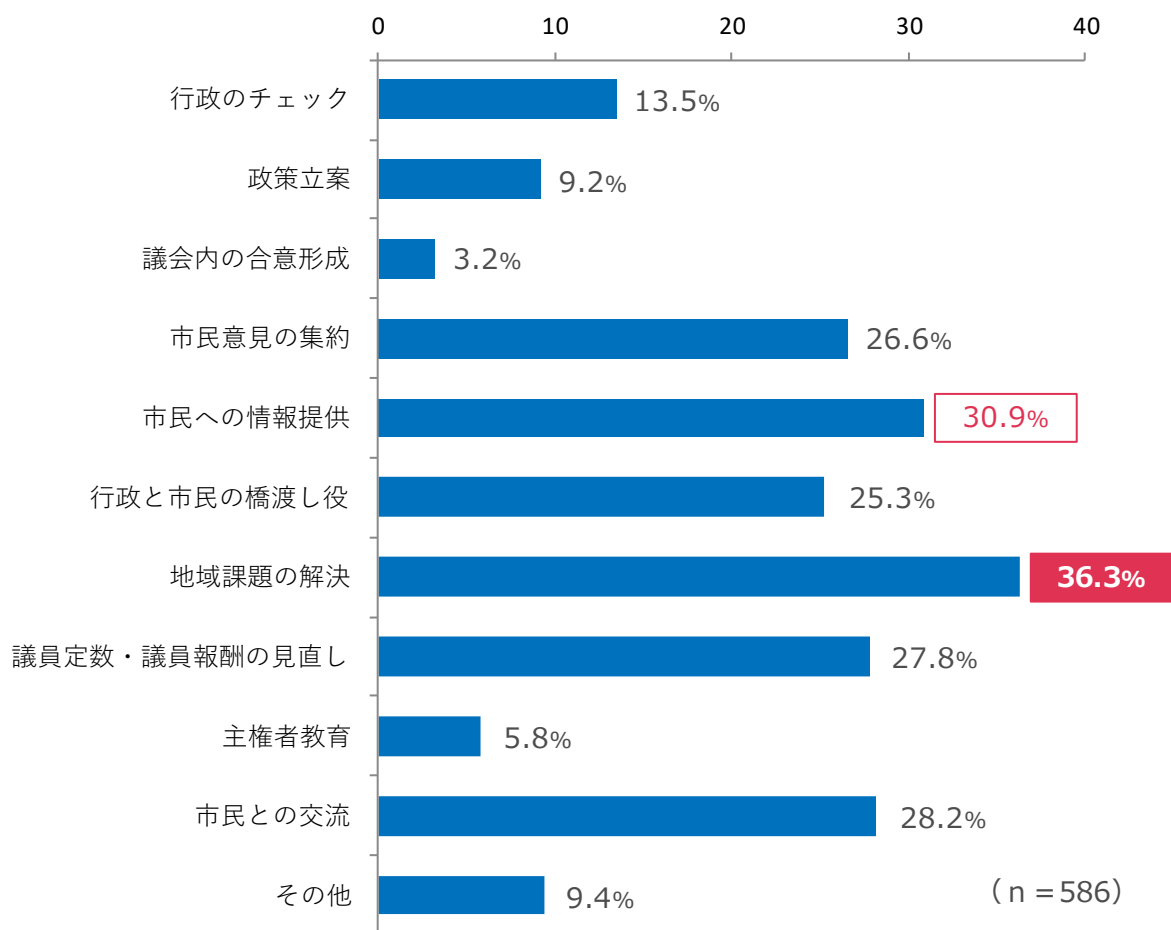
(10) 市議会ができていないこと

問 24 市議会ができていないことは、どのようなことだと思いますか。(複数回答可)

- | | | |
|------------|------------------|---------------|
| 1. 行政のチェック | 2. 政策立案 | 3. 議会内の合意形成 |
| 4. 市民意見の集約 | 5. 市民への情報提供 | 6. 行政と市民の橋渡し役 |
| 7. 地域課題の解決 | 8. 議員定数・議員報酬の見直し | 9. 主権者教育 |
| 10. 市民との交流 | 11. その他 () | |

「地域課題の解決」が 36.3%と最も高く、次いで、「市民への情報提供」(30.9%)が高くなっています。性別・年代別では、男性が「政策立案」の項目が高くなっています。また、20 代から 40 代までが特に「市民との交流」の割合が、70 代以上が「議員定数・議員報酬の見直し」の項目が高い割合となっています。

市議会ができていないことは、どのようなことだと思いますか。(複数回答可)



※「その他」の主な内容：「議員の質の向上」「市議会について何も知らないので、わかりません」など

性別・年代別回答割合

		有効回答者数 (人)	(%)										
			行政の チェック	政策立案	議会内の合意 形成	市民意見の集約	市民への情報提供	行政と市民の橋渡し役	地域課題の解決	議員定数・議員報酬の見直し	主権者教育	市民との交流	その他
全体		586	13.5	9.2	3.2	26.6	30.9	25.3	36.3	27.8	5.8	28.2	9.4
性別	男性	254	16.9	13.8	2.8	24.0	31.5	26.0	33.1	29.5	6.3	27.2	7.5
	女性	323	10.8	5.6	3.4	28.8	30.3	24.8	39.3	26.3	5.3	29.1	10.5
年代別	10代	10	10.0	0.0	10.0	30.0	20.0	30.0	40.0	10.0	10.0	30.0	10.0
	20代	57	8.8	7.0	5.3	22.8	26.3	22.8	36.8	22.8	14.0	35.1	7.0
	30代	78	7.7	3.8	0.0	21.8	41.0	21.8	33.3	14.1	1.3	33.3	11.5
	40代	77	10.4	10.4	3.9	27.3	29.9	20.8	41.6	24.7	6.5	37.7	14.3
	50代	90	18.9	7.8	7.8	26.7	25.6	25.6	43.3	31.1	6.7	28.9	12.2
	60代	130	14.6	11.5	1.5	30.0	35.4	24.6	36.2	27.7	4.6	23.8	7.7
	70代以上	143	16.1	11.9	2.1	27.3	28.0	30.8	30.8	37.8	4.9	21.0	6.3

(11) 今後、市議会が取り組み、改革すべきこと

問 25 今後、市議会はどのようなことに取り組み、どのような改革をすべきだとお考えになりますか。

(自由記述)

1 集計結果

回答者数	217 人
------	-------

番号	項目名	件数
①	市議会の情報発信について	32 件
②	市議会の広聴機能について	32 件
③	市議会の取り組み等（市の施策等も含む）について	125 件
④	議員定数について	17 件
⑤	議員報酬について	9 件
⑥	議員について	9 件
⑦	その他	4 件
計		228 件

※複数回答のため回答者数と一致しません。

自由記述の集計結果および主な意見をご覧ください。以下の点にご留意ください。

- 原則、原文を記載しているが、誤字、脱字は修正している。
- 複数の項目にわたって記述いただいている場合、以下のとおりとする。
 - (1) それぞれの項目でカウント
 - (2) 「主な意見」に取り上げる場合は、いずれか1つの項目にあげている

2 主な意見

① 市議会の情報発信について

- ・もっと市民が身近に感じられるような議会であってほしいと思います。自分が情報収集をしていないのかもしれませんが、具体的に何を話し合って、どのような決議がなされているかがよく分かりません。(40代 女性)
- ・現在、どのような課題があるかが、市民に伝わってこない。そしてそれがどのように話し合われたかが分らない。市議会がどのような活動をしているかが市民に見えない。もう少し横須賀市の現状をどうとらえどのように解決しようとしているのかを市民に分るようにしてほしい。議会の仕事が見えない。(60代 男性)
- ・新聞を取らないと情報が手元に届かない。ネットやSNSを活用して欲しい。(20代 女性)
- ・今の若い世代は市の政治に全く関心がありません。私の友達間で話題に上がったこともありません。

しかし、将来、その役割を担っていくのは私たちの世代です。もっと若い人に届ける工夫、または共に行う工夫をした方が良くはないでしょうか？（20代 男性）

- ・やっていることが広く市民に伝わる活動。今、何が問題で、何がどう話されているのか。市議会だよりの「議員の質問と答え」では、いかにも形式的。上記のように、両方の意見とか、市民の声とか総合的に1つの問題について伝えてほしい。（60代 女性）
- ・政策にはロードマップを明示し、年度ごとの進捗や修正を明らかに伝えて欲しい。（60代 男性）

② 市議会の広聴機能について

- ・若者の要望に対し、耳を傾けるべき。（70代以上 女性）
- ・もっと身近になり地域に密着した話し合いの場所を作ってほしい。（70代以上 男性）
- ・町内会の役員会議等になるべく同席し、直に役員からの意見を聞いてほしい。（70代以上 男性）
- ・市民の意見を聞き、市民との橋渡し役であってほしい。（70代以上 男性）
- ・各地域の行政センターで定期的に各地域の要望、事項等を聞いて欲しい。（60代 男性）
- ・市民の納税に負担のないよう議員定数や報酬の見直しや開示を行い開かれた身近な行政であってほしいと思います。また、広く、市民の声を拾えるよう市役所や行政センター、コンビニやスーパーに目安箱（セキュリティーをしっかりと）を設置し議会で議事に上げてほしいと思います。またそれを必ず報告してほしいです。（50代 女性）

③ 市議会の取り組み等（市の施策等も含む）について

- ・地区から議員が出てない地区にも、もっと交流を持ってもらいたいと思います。（70代以上 女性）
- ・距離感を縮める工夫をお願いします。若い人、次の世代の良い所をのばしてあげられる市議の集まりであってほしいですね。（60代 男性）
- ・行政を批判するだけならば、誰でもできること。自分の意見や近い人の意見のみを吸い上げて、主張のみをすべきではないはず。何かを取り組む際には、必ずメリットデメリットがあるので、冷静に判断をした上でそれを議会で図れるようにすべきである。（40代 女性）
- ・若者が市議会を身近に感じられる取り組みを考えるべきだと思います。意見をあまり出さない若者が多いのが問題ですが若い意見は必ず必要だと思います。（20代 男性）
- ・やらなくてはいけないことが後回しになっているように思えます。なのでみんなが興味を持つような議会にしたらどうでしょう。（30代 男性）
- ・地理的な制約のある半島のリーダー的な市議会として、高齢化・人口減少する今後について、どのような対策を講じるのか考え方を明確にして市民に協力を得る必要があると思います。（50代 男性）
- ・市議会が市民や市をどのように良くしていこうか？また、どう良くしたかが全く見えません。人口が減っている現在、人民が増えるよう努力をするべきだと思います。（40代 女性）
- ・子育てのしやすい環境を。駐車場（とめやすい）を増やしてほしい。商業施設を増やしてほし

い。他市のよいところをとり入れて住みたくなる街を目指して市民を増やしてほしい。子どもが学びやすい環境、学力アップ、体力アップ（スポーツ）、病院（小児科）にも力を入れてほしい。空き物件を安く賃貸させてほしい。年配の方と一緒に子育てしたい。孤立をふせいでほしい。働く場所をふやして。（30代 女性）

- ・傾斜地の防災対策に力を入れて貰いたい。（60代 男性）
- ・定数削減か議員報酬の削減を期待する。また、一般市民が市政に参加できるよう夜間・休日で議会が開催される制度改革を期待する。（70代以上 男性）
- ・1.若年層の教育政策強化・充実化。（市内にSSH指定校設置を目標にする。職業教育の充実etc…。三浦学苑高校が様々な教育方針を掲げて結果を出しているのでとても評価できると思います。市の方針としてもっと重点的に取り組むべきと考えます。将来の人材教育投資の意味を含めて。）2.市内からの人口流出は止められないと思うので、その流出スピード抑制を考える必要があると思います。（40代 男性）

④ 議員定数について

- ・人口が減っているので議員の人数も減らしてほしい。（50代 女性）
- ・議員定数は30～35人で十分です。（70代以上 男性）
- ・議員定数の見直し（定数減）、災害への対応、産業・経済の発展（企業・工場の誘致）、商業施設の充実（買い物はしないで）、横須賀の特徴を引き出す。（70代以上 男性）

⑤ 議員報酬について

- ・市議の方々の身を切る取組み・改革をまず第一に行うべきと考えます！具体的には市議定数と報酬の削減です。これをなくして市議の方々の政策や活動等々は信じられない。（60代 男性）
- ・議員報酬の見直しなど十分に議論してほしい。（70代以上 女性）

⑥ 議員について

- ・一言でいうと、サラリーマン議員（最高の就職口）ではなく、市民のために！（70代以上 女性）
- ・まずは市民の声を聞いて欲しい。伝える術が無いのもっと身近に伝える事が出来るような形をとって欲しい。駅立ちをされている方には直接お話は出来ても、しない方は全く、全くしない！！！議員になってしまえば市民は関係ないようで不愉快。（30代 男性）

⑦ その他

- ・市議会情報はそれなりに発信されているようですが、市民が積極的に関与していない（自らの事です。）感があります。（60代 男性）
- ・この様なアンケート調査の依頼を受け、自分が何と無関心に生きている事に心が痛みました。議員さん達は一生懸命努力なさっていると思います。有難うございます。（70代以上 女性）

(12) 自由意見

問 26 その他、市議会に対する意見や希望がありましたら、何でもご自由にお書きください。

(自由記述)

1 集計結果

回答者数	201 人
------	-------

番号	項目名	件数
①	市議会の情報発信について	30 件
②	市議会の広聴機能について	11 件
③	市議会の取り組み等（市の施策等も含む）について	113 件
④	議員定数について	7 件
⑤	議員報酬について	7 件
⑥	議員について	22 件
⑦	その他	13 件
計		203 件

※複数回答のため回答者数と一致しません。

自由記述の集計結果および主な意見をご覧いただく際は、以下の点にご留意ください。

- 原則、原文を記載しているが、誤字、脱字は修正している。
- 複数の項目にわたって記述いただいている場合、以下のとおりとする。
 - (1) それぞれの項目でカウント
 - (2) 「主な意見」に取り上げる場合は、いずれか1つの項目にあげている

2 主な意見

① 市議会の情報発信について

- ・議会の内容を要約した議事録を作成し、公開して欲しい。市議会だよりの存在を知りませんでした。私もそうですが、新聞を購読しない人も多い時代なので、考えて欲しいです。広報よこすかのページ数を増やして入れ込むのはいかがですか。経費がおさえられ、かつ、全市民に行き届きます。直接意見が言えるようなフォームを市 HP に設けてはいかがですか。このようなアンケートのように市民を抽出し、市議会に呼んで意見を聞くのも面白いかもしれません。めんどろうだと思える人が多いと思いますが、開かれた議会、行政と市民の橋渡し等を真剣に考えるなら、少々手荒な事も必要かもしれません。(40代 女性)
- ・良い機会でしたので市議会のホームページを拝見させていただきました。その中で議員名簿のページに注目してみたのですが、簡易的かつ事務的でなんだか殺風景で冷たい印象を受けました。議員の方々の個々のページに記載されている情報があまりにも必要最低限すぎて、その人がど

のような理念を抱いていて、どのような事に取り組んでいるのか、また実施に成し遂げた事なども載せて欲しいです。さらに、趣味や特技などもう一步踏み込んだプライベートな一面が垣間見えるような情報も載せてみてはいかがでしょうか。どのような人なのか大まかにでも知ることができれば、市議会との距離感もより縮まるのではと思います。長々と失礼しました。(20代 男性)

- ・地方議会に関心のある住民が増えないと市議会議員選挙も形骸化してしまい、市議会の取り組みも行政側の一方的な発信で終わってしまうので、住民が議会に関心を持つきっかけづくりとなるような広報活動をお願いしたい。また、議員個人の活動報告だけでなく、市議会として個々の議員の活動や市政への貢献状況がわかる仕組みがあると良いと思います。(30代 男性)
- ・選挙の時にしか、市議会の存在が見えませんか。ポスターを見て、「こんなにいるんだ」って思うのみです。横須賀市の住民税は相当払って（と思っていますが）ましたが、あまりその恩恵が見えません。もっとその成果をじょうずに発信されたら良いと思います。(60代 男性)
- ・ホームページをこの機会に拝見しましたが、他の情報プラットフォームはないのでしょうか。Instagram、Facebookなどで若い層、海外の方へ届けることもアリなのでは？と思います。新聞の閲覧者は着実に減っています。古い体制に固執しては、現状維持どころか、市としての活気、団結力は失われていくと思います。(20代 男性)
- ・私はパソコン、スマートフォンなど使用していません。世の中のでき事はテレビやかながわ県のたより、広報よこすかで情報を得るぐらいです。私達の暮らしに大切な市議会の活動など毎月届く広報よこすかに書いて頂けるコーナーが有るともっと市政に関心がもてると思います。(70代以上 女性)
- ・市議会だよりの紙面が読みにくい。縦書きから横書きが読みやすい。一般質問でも問を大きくし文字も太字にして目立つように。答を大きくし分りやすくしてほしい。さがみはら市議会だよりは読みやすいよ。写真も多く良い。記事のスペースあり。色使いも良い。(70代以上 男性)
- ・一部の人たちだけでなく、すべての市民に情報が伝わるしくみにしてほしい。インターネット環境のない方出歩くことが困難な方にも、今横須賀でどのような問題がありどのようにしたいと市民が考えているかを考える環境作りをしてほしいと思います。(50代 女性)

② 市議会の広聴機能について

- ・目安箱等の様なものを設置（市民の身近なところに）市民の意見要望を出しやすくすること。(70代以上 女性)
- ・普段、仕事をしていて、さらに他のことが加わると「議会」を意識する機会はほとんど無いように感じます。そのような時に、朝、駅で議員の方が立っているのを見かけると、少し関心を持ってみようというキッカケになるように思います。議員の方々は（イメージですが…）特定の方とのパイプは大切にするものの、私たち一般市民へはあまり興味を持ってくださらないようにも感じるため、選挙の時以外にも関わりが持てる機会があれば…と思っています。今回、アンケートをいただき、意見を述べる機会ができたことを嬉しく思います。議会へ興味を持つ余裕がない人へもこういった形で興味を持たせてくれる機会や意見を述べられる機会がこれ

からも増えていくと嬉しいです。(20代 女性)

③ 市議会の取り組み等（市の施策等も含む）について

- ・選挙の際、どの議員さんも、高齢者の支援をアピールしていたように感じますが、もっと下の世代のことも応援してほしい。働く側として、横須賀は働く所が少ないと感じる。高齢者のことばかりやっていると、これからもどんどん若い世代が横須賀を離れていくと感じる。(30代 女性)
- ・年々、災害の規模が大きくなり、近くのカケでも、大木の根が上に向いて今にもくずれそうになっています。国、県、市の国民に対する責任分担が分かりません。市の問題が、どこまで市の力で解決出来るのか、もっと市民が関心を持つ事により、解決出来る事があるのか？そして、若い人の政活参加を、楽しんでできないか？年寄りだらけの街では無く、あらゆる年代の考えを上手に活かして下さい。(60代 男性)
- ・小中高校の安全確保。教育の充実。生活環境の更なる充実。情報開示。幼児教育の充実。今年は災害が多い年でした台風15号19号と立て続けて上陸しました横須賀市も崖等も多くいつ大きな災害が出てもおかしくないわけです。横須賀中央のがけ崩れ等、もう一度災害の総点検を行う必要があります。また横須賀市役所の文章管理状況をテレビで拝見しました、特にパソコンのハードディスクの処理は大変驚きました県の情報漏れは市のように完全に破壊して破棄業者に処理依頼するべきであります。市民の大切な個人情報を持管理しました市役所の担当の方々の対応に感謝いたします。私の住んでおります町内も古い水道管の交換等も行われています、大きな災害が起こる前にライフラインの維持管理交換等行うことも大切であると考えます備えあれば憂いなしですね。地球温暖化の影響で年々大きな台風はじめ首都直下地震も想定されます特にライフラインの破壊等が考えられます電線の地中化もお考え下さい。横須賀市は住みやすく犯罪の少ない安全な街です、維持努力されております方々に感謝いたします。(60代 男性)
- ・市内の小中学校の図書館と市内の図書館について、もう少し整備をしてほしい。小中学生のひとか月の不読率は全国平均を上回る。大人も含めて、“本”を読む環境を。子どもばかり本を読ませようとしても難しいと感じる。横浜市のような「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」を横須賀市でも立案し施行してほしい。小中学校に司書をおいて先生方も安心して図書館を開放できる環境を整備し、子どもたちに自ら学習、本を読める環境をつくってもらいたい。若い世代が横須賀市で子育てできるようお願いしたい。(50代 女性)
- ・災害対策 少子化に伴い、学校集約がこれからも増えてきますが、廃校となった校舎は避難所としての活用。校庭は仮設住宅の用地に確保。管理維持は市が主体となり、ボランティアセンターや町内会、自治会が実施する等の活用を進めてもらいたい。(70代以上 男性)
- ・企業誘致を増やして欲しい。アウトレットパーク等の商業施設を建設して欲しい。(40代 女性)
- ・市議会の人達が実際に何をやったのか具体的なことを市民が実感出来るような活動をして欲しいです！横須賀に住んでいることを他県の人達に自慢できるような市にして欲しいですね！現状では夢も希望も語れませんよ！(50代 男性)

- ・現状、興味がないため、どんなことをしているかわかっていない。こんな興味のない人にもわかるような興味ができるようになにか考えてほしい。これからもがんばって下さい。(30代 男性)
- ・議会の開催日数をもっと増やしてもらいたい。(70代以上 男性)
- ・SNSなどのツールをもっと充実させて、明るくて楽しい雰囲気を周りに発信していくことで横須賀の良さを知らせていってほしい。知らないだけで横須賀を知ったら移住したいと思う人はたくさんいるはずだと思う。議員数は人口に合わせて増減させた方が良くと思う。(20代 女性)
- ・今後のアメリカ軍の基地のあり方について、地元としての意見をまとめる議論が必要であると思うがどうでしょうか！(70代以上 男性)

④ 議員定数について

- ・議員定数を減らし、スピード感ある行政。若者がもっと参加できるようにすべき。他の市にないような、独特の発想をもってすべき。空き家対策等早急に、アイデアを市民から募る等。(特に、高校生達が興味ある政ごとにしてほしい)(70代以上 女性)
- ・人口に対して定数が多いのではないか。(60代 女性)

⑤ 議員報酬について

- ・議員の給料を下げ、市の為に使うべき。公共施設の光熱費をさらに抑えるべき。(10代 男性)
- ・議員定数はもちろん、議員報酬は見直すべき。少々定数は多い気がするし、議員報酬に見合った働きをしているかもきちんと見直すべきではないか。(40代 女性)

⑥ 議員について

- ・市議会議員の一人一人の能力と実行力を向上してほしい。(50代 男性)
- ・市議会議員の先生方は、各々の考えに基づいて市政の発展に尽力なさっていると感じております。今後も人口減により衰退しかねない本市を少しでもにぎわいのある街でありつづけられるように引継ぎ尽力されることを望みます。(40代 男性)
- ・議員の質の差がありすぎるように思えます。しっかりと働いて下さる方が必要だと感じます。(50代 女性)
- ・地域と議員さんの関わりが難しい。(70代以上 男性)

⑦ その他

- ・市議会でどのような事が行われているのかなど今まで関心を持ったことがなかったので今回このアンケートを機に考えさせられました。発信されている情報をこちら側も受け取らないと意味がないのでまずは『市議会だより』からちゃんと読もうと思いました…。(30代 女性)
- ・深く知らずに思い込みや偏見を持っていたまま記入しました。このアンケートを期に、市議会に目を向けてみようと思いをもちました。(50代 女性)

IV 考察

1 市議会への関心度（問4、問5）

「市議会への関心がある」と答えた割合 34.5%に対して、「関心がない」は 39.1%と「関心がない」がやや上回っている。その差は少ないが、3 番目に多い回答となった「どちらともいえない」は、「市議会への関心の低さ」とも捉えることができる。また、年代が下がるとともに、その関心度は低くなる傾向が見られ、若い世代へのアプローチが必要と考えられる。

関心がない理由として、「何をしているのかよく分からないから」が最も高く、また、「議員とかかわりがないから」が次いで高くなっていることから、市議会や議員の活動に関する積極的な情報発信が必要と考えられる。

2 市議会の情報発信について（問6、問7）

「市議会への関心度」に比べ、「必要な情報の提供がきちんとされている」と「感じない」割合が高くなっている。これは市議会の情報発信方法に課題があると考えられる。また「市議会への関心度」と同様に「どちらともいえない」の割合が高く、こちらも同様に、その関心の低さと捉えることができる。

情報取得方法としては「市議会だよりを読んでいる」が最も高く、重要なツールであるということができる。特に 40 代以上の回答割合は高く、「市議会だより」の充実が、この層に情報を届ける手段として有効と考えられるが、反対に、若い世代ではその割合が低くなるため、「市議会だより」以外のアプローチの検討が必要と考えられる。

3 市議会だよりについて（問8～問12）

「読んだことがない」の割合が最も高く、まずは「読んでもらう」取り組みが必要であると考えられる。また、「読んだことがある」層も過半数を超えるため、そうした層に向けて満足度を上げていくことも必要であると考えられる。

「読まない」理由として、「手元に届かないから」の割合が高くなっており、市民に「届ける」ために様々な手法の検討が必要と考えられる。

「今後に期待すること」として「現状のままでよい」の割合が最も高くなっているが、「もっと写真や図をたくさん使ってほしい」、「もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい」等の意見も多いことから改善していくことの必要性も示している。

4 市議会ホームページについて（問13～問16）

「閲覧したことがない」が8割以上と大半を占めており、その理由としては「ホームページの存在を知らないから」、「市議会に興味がないから」と市議会への関心の低さを示している。まずは「閲覧してもらう」取り組みが必要と考えられる。

また、興味をもった内容は「新着情報」、「審議結果」が多くなっていることから、更新頻度を上げ、「審議結果」の内容を充実させることが、引き続き閲覧いただくために重要と考えられる。

5 議会報告会について（問 17～問 20）

「知らない人」が多くの割合を占めているが、参加実績（人数）を考えると、認知度に比べ参加率が圧倒的に低いことが課題と考えられる。一方で「知らない人」が多いのも事実であるため、その情報発信に努めるとともに、参加しない理由として挙げられた「内容に興味が無い」、「開催曜日・時間」などの改善が必要と考えられる。

また、「市政への要望を聞いてほしい」の回答割合が高く、議会報告会に議会の広聴機能を求めていることがわかる。また、10代から30代は「世代別にわかれて意見をかわしたい」の割合が高くなっており、「若者向けの議会報告会」等の開催はそのニーズを捉えていると考えられる。

6 市議会の広聴について（問 21、問 22）

「市民の声にきちんと耳を傾けることができていると感じる」割合が、前掲の「市議会への関心」「市議会からの情報発信」に関する項目よりも評価が低くなっている。また、「どちらともいえない」の割合がこれらの中で最大となっており、「市議会の広聴」に対するイメージがわからない市民が多いと考えられる。また、「市民の声は市政に反映できていると感じていない」割合が高く、市民が市議会を通して「市政に参加している」と感じることができる取り組みがさらに必要と考えられる。

7 市議会に望むこと、できていないこと（問 23、問 24）

「市議会に望むこと」、「市議会ができていないこと」とともに「地域課題の解決」が最も高い割合となった。これは地域に密着した取り組みを望まれているが十分にできていないということを示している。

また、「望むこと」の割合に対して「できていないこと」の割合が相対的に高い項目として「市民への情報提供」、「議員定数・議員報酬の見直し」、「市民意見の集約」があり、市議会への評価として、これらの項目で低い評価となっている。

8 今後、市議会が取り組み、改革すべきことおよび自由意見（問 25、問 26）

「今後、市議会が取り組み、改革すべきこと」、「市議会に対する意見や希望」とともに、市の施策等も含む市議会の取り組み等について、幅広く多くの意見をいただいた。また、「市議会の情報発信」、「市議会の広聴機能」についても多くの意見をいただいております、この項目に関しても、より多くの要望があると考えられる。

最後に

このたびは、アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見を参考とし、市議会や議員の活動をご理解いただけるように、市議会だよりをはじめとした「市議会からの情報発信」、議会報告会で行ってきた「市民の意見を聴く機会」など、これまでの取り組みを検証・改善し、さらなる議会改革を進めていきます。そして市民の皆さまの負託にお応えできるよう務めてまいります。

V 調査票

横須賀市議会『市議会アンケート調査』へのご協力をお願い

横須賀市議会では、市政の発展と市民福祉の向上に向けて、皆さまの声を市政に反映させるため、様々な議会活動を行なっています。

地方創生、地域主権改革が叫ばれるなか、二元代表制の一翼を担う市議会の役割はますます重要となっています。行政の監視機能の強化はもとより、市民の皆さまの多様な意見を汲み上げ、課題解決に向けた政策力を磨いていくことが、これまで以上に求められています。

今回のアンケート調査は、広く皆さまのご意見、ご提言をお聞きし、今後のさらなる議会改革に反映していきたいと考えています。お忙しいなか大変お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年（2019年）12月 横須賀市議会議長 板橋 衛

○調査について

- ・ 調査は**無記名**で実施するため、回答者が特定されることはありません。
- ・ 調査票は、住民基本台帳（2019年9月30日現在）から無作為に抽出した18歳以上の3,000人の皆さまにお送りしています。
- ・ 回答は統計的に処理し、調査目的以外に利用することはありません。
- ・ 調査結果は、2020年3月頃、市議会ホームページなどで公表予定です。

○回答方法について

次の①、②のいずれかの方法でご回答ください。

①調査票（この冊子）で回答

- ・ 設問ごとに「○は1つ」などと指定していますので、あてはまる番号に○をつけてください。
- ・ 調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、郵便ポストに投函してください。

②パソコン・タブレット・スマートフォンでオンライン回答

【オンライン回答ページ（市ホームページ）】

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/2019cyousa.html>

- ・ ブラウザのURL欄に上記URLを入力して画面を開いてください。
- ・ スマートフォンなどからは、右のQRコードを読み取ってアクセスできます。
- ・ 回答の際は、はじめに下記の「オンライン回答用ID」を入力してください。



オンライン回答用ID « »

2020年 **1月12日（日）まで** に、ご回答（ご投函）くださいますようお願いいたします。

○お問い合わせ先

- ・ この調査に関するご不明な点は、横須賀市議会の下記部署までお問い合わせください。

横須賀市議会事務局 議事課

Tel：046（822）9394 FAX：046（824）2663

Email：pd-ccs@city.yokosuka.kanagawa.jp

地域・町名別対照表

※問 3 にて、お住まいの地域についてご不明の場合、ご参照ください。

(町 名)

浦郷町、追浜町、追浜東町、追浜本町、追浜南町、湘南鷹取、鷹取、夏島町、浜見台	→	1. 追浜地域
田浦町、田浦泉町、田浦大作町、田浦港町、長浦町、箱崎町、船越町、港が丘	→	2. 田浦地域
安針台、西逸見町、東逸見町、逸見が丘、山中町、吉倉町	→	3. 逸見地域
稲岡町、不入斗町、上町、小川町、大滝町、楠ヶ浦町、坂本町、佐野町、猿島、汐入町、汐見台、新港町、田戸台、鶴が丘、泊町、日の出町、深田台、富士見町、平成町、平和台、望洋台、本町、緑が丘、三春町、安浦町、米が浜通、若松町	→	4. 本庁地域
阿部倉、池上、大矢部、金谷、衣笠町、衣笠栄町、公郷町、小矢部、平作、森崎	→	5. 衣笠地域
池田町、大津町、桜が丘、根岸町、走水、馬堀町、馬堀海岸	→	6. 大津地域
浦賀、浦賀丘、浦上台、小原台、鴨居、光風台、西浦賀、東浦賀、二葉、南浦賀、吉井	→	7. 浦賀地域
岩戸、内川、内川新田、久比里、久村、久里浜、久里浜台、佐原、神明町、長瀬、ハイランド、舟倉、若宮台	→	8. 久里浜地域
栗田、グリーンハイツ、津久井、長沢、野比、光の丘	→	9. 北下浦地域
秋谷、芦名、太田和、荻野、子安、佐島、佐島の丘、湘南国際村、須軽谷、武、長井、長坂、林、御幸浜、山科台	→	10. 西地域

I あなたご自身についておたずねします。

問1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

1. 男性 2. 女性 3. その他 4. 無回答

問2 あなたの年代を教えてください。(○は1つ)

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代以上

問3 あなたがお住まいの地域（行政区）について教えてください。（○は1つ）

※ご不明の場合、ご協力をお願い（表紙）の裏ページに町名との対照表がありますのでご参照ください。

1. 追浜地域 2. 田浦地域 3. 逸見地域 4. 本庁地域
5. 衣笠地域 6. 大津地域 7. 浦賀地域 8. 久里浜地域
9. 北下浦地域 10. 西地域

Ⅱ 横須賀市議会についておたずねします。

問4 あなたは市議会に関心がありますか。(○は1つ)

1. とても関心がある 2. まあまあ関心がある 3. どちらともいえない
4. あまり関心がない 5. 全く関心がない

※選択肢1～3を選んだ方は、2ページの問6へ進んでください。

問5 問4で「あまり関心がない」、「全く関心がない」と回答した方に伺います。関心がない理由について、あてはまるものを選んでください。（複数回答可）

1. 議員とかかわりがないから
2. 自分の生活には関係がないと思うから
3. 何をしているのかよく分からないから
4. 自分の役に立つと期待していないから
5. 支持する議員や政党がないから
6. その他（ ）

問6 市議会は、必要な情報を市民にきちんと提供していると感じますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| 1. とても感じる | 2. まあまあ感じる | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり感じない | 5. 全く感じない | |

問7 あなたはどのように市議会の情報を得ていますか。(複数回答可)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 会議等を傍聴している | 2. インターネット中継で会議等を見ている |
| 3. 市議会だよりを読んでいる | 4. 市議会ホームページを閲覧している |
| 5. 市議会の議会報告会に参加している | 6. 市議会に関する記事を新聞で読んでいる |
| 7. 議員個人のホームページ等を閲覧している | 8. 議員個人の報告書を読んでいる |
| 9. 議員個人の報告会に出席している | 10. 得ていない |
| 11. その他 () | |

問8 「市議会だより」は、年に4回発行されています。どの程度読んでいますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 毎回読んでいる | 2. 時々読んでいる |
| 3. 1～2度だけ読んだことがある | 4. 読んだことがない |

※選択肢1、2を選んだ方は、問10へ進んでください。

問9 問8で「1～2度だけ読んだことがある」「読んだことがない」と回答した方に伺います。定期的に読まない、又は読んだことがない理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 市議会だよりを知らないから | 2. (新聞折り込みのため) 手元に届かないから |
| 3. デザインが見にくいから | 4. 記事が面白くないから |
| 5. 市議会に興味がないから | 6. その他 () |

※問8で「4. 読んだことがない」を選んだ方は、問13へ進んでください。

問10 問8で「毎回読んでいる」「時々読んでいる」「1～2度だけ読んだことがある」と回答した方に伺います。市議会だよりのどの記事に興味をもたれましたか。(複数回答可)

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 1. 本会議の概要 | 2. 議員の一般質問等 | 3. 各常任委員会の審査報告 |
| 4. 議案賛否一覧 | 5. その他 () | |

問 11 問 8 で「毎回読んでいます」「時々読んでいます」「1～2 度だけ読んだことがある」と回答した方に伺います。今後、市議会だよりに、どのようなことを期待しますか。(複数回答可)

1. もっとデザインを良くしてほしい
2. もっと字を大きくしてほしい
3. もっと写真や図をたくさん使ってほしい
4. もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい (どの部分を: _____)
5. もっと記事を増やしてほしい (何の記事を: _____)
6. もっと説明を詳しくしてほしい (何の記事を: _____)
7. 新しいコーナーを設けてほしい (例: _____)
8. 現状のままでよい
9. その他 (_____)

問 12 問 8 で「毎回読んでいます」「時々読んでいます」「1～2 度だけ読んだことがある」と回答した方に伺います。市議会だよりは、どのようなサイズが適当だと思いますか。(○は 1 つ)

1. 新聞型 (現在の形)
2. A 4 判冊子型
3. その他 (_____)

問 13 市議会ホームページを見たことがありますか。(○は 1 つ)

1. 月に 3 回以上閲覧している
2. 月に 1、2 回程度閲覧している
3. 1～2 度だけ閲覧したことがある
4. 閲覧したことがない

※選択肢 1、2 を選んだ方は、4 ページの問 15 へ進んでください。

問 14 問 13 で「1～2 度だけ閲覧したことがある」「閲覧したことがない」と回答した方に伺います。定期的に、または全く閲覧をしない理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

1. ホームページの内容を知らないから
2. デザインが見にくいから
3. 見たい内容がないから
4. 市議会に興味がないから
5. その他 (_____)

※問 13 で「4. 閲覧したことがない」を選んだ方は、問 17 へ進んでください。

問 15 問 13 で「月に 3 回以上閲覧している」「月に 1、2 回程度閲覧している」「1～2 度だけ閲覧したことがある」と回答した方に伺います。市議会ホームページのどの内容に、興味をもたれましたか。
(複数回答可)

- | | | |
|---------------|-------------------|--------------|
| 1. 議会改革の取り組み | 2. 新着情報 | 3. 議長あいさつ |
| 4. 議会交際費執行状況 | 5. 議員名簿、会派・委員会別名簿 | 6. 市議会のしくみ |
| 7. 開催スケジュール | 8. 発言通告 | 9. 議事次第（委員会） |
| 10. 請願、陳情 | 11. 審議結果 | 12. 議会報告会 |
| 13. 所管事務調査報告書 | 14. 市議会中継 | 15. 会議録検索 |
| 16. 議会でゲンキ！ | 17. 市議会だより | 18. 議員報酬 |
| 19. 政務活動費 | 20. その他（ | ） |

問 16 問 13 で「月に 3 回以上閲覧している」「月に 1、2 回程度閲覧している」「1～2 度だけ閲覧したことがある」と回答した方に伺います。今後、市議会ホームページに、どのようなことを期待しますか。(複数回答可)

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. もっとデザインを良くしてほしい | |
| 2. もっと写真や図をたくさん使ってほしい | |
| 3. もっと説明を簡易に、わかりやすくしてほしい | (どの部分を：) |
| 4. もっと内容を充実してほしい | (何の項目を：) |
| 5. 新しいコーナーを設けてほしい | (例：) |
| 6. 現状のままでよい | |
| 7. その他（ | ） |

問 17 市議会の議会報告会が開催されていることを知っていますか。(○は 1 つ)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 18 市議会の議会報告会に参加したことがありますか。(○は 1 つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 参加したことがある | 2. 参加したことがない |
|--------------|--------------|

※選択肢「1. 参加したことがある」を選んだ方は、5 ページの問 20 へ進んでください。

問 19 問 18 で「参加したことがない」と回答した方に伺います。参加したことがない理由について、あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

1. 議会報告会を知らなかったから
2. 開催場所が身近にないから(現在は横須賀中央・汐入周辺の3か所で開催)
3. 開催曜日・時間が限られるから(現在は金曜日夜、土曜日開催)
4. 子どもを預けられないから
5. 内容に興味がないから
6. その他 ()

問 20 今後、議会報告会に、どのような内容を期待しますか。(複数回答可)

1. 議会の結果を報告してほしい
2. 市政への要望(市民の提案や困りごとなど)を聞いてほしい
3. テーマを決めてより深く意見をかわしたい
4. 世代別にわかれて意見をかわしたい
5. 現状のままでよい
6. その他 ()

問 21 市議会は、市民の声にきちんと耳を傾けることができていると感じますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| 1. とても感じる | 2. まあまあ感じる | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり感じない | 5. 全く感じない | |

問 22 あなたの意見や市民の声を、市議会は市政に反映できていると感じますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| 1. とても感じる | 2. まあまあ感じる | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり感じない | 5. 全く感じない | |

問 23 市議会に何を望みますか。(複数回答可)

- | | | |
|------------|------------------|---------------|
| 1. 行政のチェック | 2. 政策立案 | 3. 議会内の合意形成 |
| 4. 市民意見の集約 | 5. 市民への情報提供 | 6. 行政と市民の橋渡し役 |
| 7. 地域課題の解決 | 8. 議員定数・議員報酬の見直し | 9. 主権者教育 |
| 10. 市民との交流 | 11. その他 () | |

【第16条関係】

議会として制定もしくは提言した条例及び政策提言の実績

別紙12

○条例

年	条例名	検討組織	検討期間
平成29年	横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例	ごみ屋敷対策検討協議会	H28.10.14～H29.11.6
平成30年	横須賀市がん克服条例	がん対策検討協議会	H30.3.16～H30.8.22
令和2年	横須賀市歯及び航空の健康づくり推進条例	歯と口腔の健康づくり検討協議会	R1.8.22～R2.5.1
令和3年	横須賀市犯罪被害者等基本条例	犯罪被害者等基本条例検討協議会	R2.5.14～R3.5.26
令和4年	横須賀市子どもの権利を守る条例	子どもの権利検討協議会	R2.12.11～R4.3.1

○提言

年	提言名	検討組織	検討期間
令和5年	公共交通の在り方に関する政策提言書	公共交通の在り方検討協議会	R3.12.1～R4.1.31

※議員任期4年間の実行計画「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤～」を策定し、政策立案や議員改革を行っている。

未来への羅針盤2023：令和元年5月～令和5年4月

未来への羅針盤2027：令和5年5月～令和9年4月

一問一答の実績

年	一問一答質問	一括質問	総質問者数	一問一答実施率
平成22年	17	5	22	77%
平成23年	34	11	45	76%
平成24年	43	4	47	91%
平成25年	42	7	49	86%
平成26年	42	8	50	84%
平成27年	43	8	51	84%
平成28年	50	3	53	94%
平成29年	48	2	50	96%
平成30年	43	0	43	100%
平成31年・令和元年	49	5	54	91%
令和2年	32	2	34	94%
令和3年	35	2	37	95%
令和4年	36	2	38	95%
令和5年	35	5	40	88%

反問権の実績

年	本会議	委員会
令和元年	2件	
令和2年	4件	
令和3年	1件	1件
令和4年	1件	

議員間討議実績（常任委員会）

年	定例議会	日付	委員会名	審査種類	提案者	内容	結果（賛成者）
令和 5 年	9 月 定例	R5.9.25	都市整備	決算審査	小林委員	港湾過怠金について、それぞれの意見の開陳を求めるため	取り下げ（ここまでの議論は会議録に残るため）
令和 5 年	3 月 定例	R5.3.15	総務	請願（石炭火力）	小林委員	採決に臨むにあたり、前提となる部分の論点（ゼロカーボン推進条例との整合性）整理のため	不成立（大村委員）
令和 5 年	3 月 定例	R5.3.15	総務	陳情（安保3文書の撤回）	大村委員	議員間で議論をして、プロセスも含めて市民の皆さんに知ってもらうため	不成立（小林委員）
令和 5 年	3 月 定例	R5.3.15	都市整備	請願（気候変動）	大村委員	議会としてこの問題に取り組むべきかどうかを議論するため	不成立（木下委員）
令和 4 年	12月 定例	R4.12.6	総務	請願（核兵器廃絶）	大村委員	執行部がないため、質問して議論を深めることができないため	不成立（小林委員）
令和 4 年	3 月 定例	R4.3.3	教育福祉	予算議案	小林委員	はつらつパス入浴券事業について異なる視点での質疑があったため、議案について論点を明らかにするため	不成立（なし）
令和 3 年	12月 定例	R3.12.6	総務	請願（核兵器廃絶）	ねぎし委員	執行部がないため、市と意見交換ができない。議員間討議や意見の表明をしてほしいため	不成立（なし）
令和 3 年	9 月 定例	R3.9.2	教育福祉	所管事項（給食センター愛称）	小林委員	手続きの瑕疵と信義の問題があるため、対応方法を議会として検証したいため	不成立（なし）
令和 2 年	12月 定例	R2.12.4	総務	陳情（思いやり予算）	小林委員	陳情審査の在り方について議論をしたいため	不成立（なし）
令和 2 年	9 月 定例	R2.9.28	総務	決算審査	小林委員	芸術文化の在り方について議会でも議論をしたいため	不成立（なし）
令和 2 年	3 月 定例	R2.3.13	総務	請願（核兵器廃絶）	小林委員長	議員間討議で会派や議員の立場を主張できるがいかがかと委員長が提起	不成立（なし）
平成 28年	第 4 回	H28.12.6	総務	所管事項（中小企業支援）	小林委員	中小企業支援に関し、他の委員の感想を求めたいため	不明（直後懇談になり終了）

議員間討議実績（常任委員会）

年	定例議会	日付	委員会名	審査種類	提案者	内容	結果（賛成者）
平成26年	第1回	H26.1.16	総務常任委員会協議議会	協議	一柳委員・青木哲正委員	ポートマーケットに対する適切な市の管理監督について、協議するため	実施
平成25年	第3回	H25.9.11	総務	一般報告	一柳委員	資料要求について、協議するため	別途協議の場を持つとして決定
平成24年	第2回	H24.6.12	教育福祉	協議	土地委員	汚染土砂の問題について東京電力へ意見を提出することについて、協議するため	実施
平成23年	第4回	H23.12.6	総務	協議	矢島委員長	土地開発公社の今後の在り方について、協議するため	実施
平成23年	第4回	H23.12.5	総務	議員提出議案	矢島委員長	議案に対する委員の考えを聞くため	実施
平成23年	第4回	H23.11.4	総務常任委員会協議議会	協議	矢島委員長	土地開発公社の今後の在り方について、協議するため	実施
平成23年	第2回	H23.6.10	都市整備	議案	土田委員長	希望意見を付すことについて、協議するため	実施

- ・議員間討議、委員間討議として提案があったものを抽出。この他にも意見書の案文協議などの場において行われているが、抽出対象外としている
- ・特別委員会では、協議において多くの議員間討議が提案され、行われているため、本実績には掲載していない

政策検討会議の活動実績

年	項目	内容
平成29年	実行計画の策定に向けた準備	必要性の協議
	ごみ屋敷対策検討協議会との調整	条例素案のパブリック・コメント実施前の議員向けの説明会について協議、決定
平成30年	政策立案課題の選定を行い、課題をがん対策推進条例と決定	H30.2.22 がん対策検討協議会設置→平成30年9月定例議会に「横須賀市がん克服条例」を提案→可決
	横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱の策定	議員提案による条例等の策定にあたり、広く市民に意見を求め、それに対する議会の考え方を公表する一連の手続きを要綱に規定
	政策立案後の検証の必要性について協議し、常任委員会の所管事務調査として行うことと決定	議会運営委員会申し合わせ事項48に規定
令和元年	政策立案課題の選定を行い、課題を歯と口腔の健康づくり条例と決定	R1.6.19 歯と口腔の健康づくり検討協議会設置→令和2年6月定例議会に「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を提案→可決
令和2年	横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」を策定。計画に基づき右記の協議会を設置し、議会改革の見える化を行った 【横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」：参照URL】 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/gikaikaikaku/documents/jikkoukeikaku2023.pdf	R2.5.7 犯罪被害者等基本条例検討協議会設置→令和3年12月定例議会に「横須賀市犯罪被害者等基本条例」を提案→可決
		R2.11.18 子どもの権利検討協議会設置→令和4年3月定例議会に「横須賀市子どもの権利を守る条例」を提案→可決
		R3.10.08 公共交通の在り方検討協議会設置→令和5年2月公共交通の在り方に関する政策提言
		議会改革に位置づけられる9つの主要課題を計画に掲載
	横須賀市議会実行計画の進捗管理表の作成 【実行計画進捗管理表：参照URL】 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/gikaikaikaku/documents/jikkoukeikakushinchokuhoukoku-r2-r4.pdf	横須賀市議会実行計画に位置づけ検討を行っている政策立案及び議会改革に関する議会の活動を分かりやすく市民等に広報する手段として、進捗管理表を作成し、市役所本庁舎9階に掲示及び市議会ホームページへ掲載。以降、3か月ごとに情報を更新。
令和3年	横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」の中間報告	【中間報告：参照URL】 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/gikaikaikaku/documents/jikkoukeikaku-sintyokuhoukoku.pdf
令和4年	常任委員会における議員提出条例の検証の一助として、資料を送付し、積極的な検討を依頼	R4.6.14の民生常任委員会において「横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例」の見直しについての協議を実施→「所管部局が行っている条例改正の方向性に同意し、引き続き条例改正の効果及び状況の推移を注視していく」との結論
令和5年	横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」の最終報告	【最終報告：URL】 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/gikaikaikaku/documents/jikkoukeikaku-saisyuhoukoku.pdf
令和5年	横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2027」を策定。計画に基づき右記の協議会を設置し、議会改革の見える化を行った 【横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2027」：参照URL】 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/gikaikaikaku/documents/jikkoukeikaku2027.pdf	R5.12.1スポーツ振興検討協議会設置→検討中
		議会改革に位置づけられる5つの主要課題を計画に掲載

専門的知見の聴取の実績

聴取の場	聴取日	専門的知見を有する者
ごみ屋敷対策検討協議会	H29.1.12	関東学院大学 副学長
がん対策検討協議会	H30.4.13	横須賀共済病院 診療部長
	H30.4.27	横須賀市医師会 理事 マールクリニック横須賀 院長
	H30.5.15	横須賀市医師会 副会長 三輪医院 院長
歯と口腔の健康づくり検討協議会	R1.11.21	横須賀市歯科医師連盟 理事長・常務理事
		横須賀市歯科医師会 理事
	R2.2.3	神奈川歯科大学大学院 全身管理医歯学講座教授・歯学研究科口腔統合医療学講座教授
犯罪被害者等基本条例検討協議会	R2.6.18	神奈川県 くらし安全防災局くらし安全部犯罪被害者支援担当課長
	R2.6.22	神奈川県警察本部 警務部警務課被害者支援室長
	R2.8.3	神奈川被害者支援センター 所長
	R2.10.12	茅ヶ崎市 市民安全部市民相談課長
	R2.11.24	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科長
	R2.12.11	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部長
		その他に犯罪被害者ご本人（１名）及びご遺族（４名）から意見聴取
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会	R2.8.5	横須賀市保育会 会長・副会長・役員
		横須賀市学童保育連絡協議会 事務局次長
		横須賀市医師会 会長・副会長（横須賀PCRセンター長）
		横須賀共済病院 病院長・呼吸器内科部長兼感染制御部長・看護部次長兼感染制御部感染管理認定看護師
		横須賀市立うわまち病院 管理者・副管理者・副病院長
		横須賀市立市民病院 管理者・顧問
	R2.8.11	横須賀市社会福祉協議会 事務局長・次長
		若松新生商業組合 組合長・副組合長 横須賀商工会議所 専務理事
子どもの権利検討協議会	R3.3.25	横須賀市児童相談所法律相談担当弁護士
	R3.3.26	川崎市 こども未来局青少年支援室担当課長
	R3.7.6	日本財団 公益事業部長
	R3.11.7	春光学園（児童養護施設） 園長
公共交通の在り方検討協議会	R4.11.1	ハマちゃんバス運行協議会 会長
	R4.11.4	日の出タクシー株式会社 代表取締役
	R4.12.1	神奈川県タクシー協会横須賀支部 支部長

※所属・役職等はいずれも知見聴取実施時のもの

議員研修会実績

実施日	テーマ	講 師
平成22年10月	地域活性化の多機能拠点	道の駅萩しーまーと 駅長 中澤さかな氏
平成22年12月	我が国の安全保障―中国の台頭と日米中関係	防衛大学校 学校長 五百旗頭真氏
平成23年9月	第三セクター等抜本的改革	北海道大学 公共政策大学院院長・教授 宮脇淳氏
平成23年10月	南海トラフ海溝型巨大地震研究の最前線～南海・東南海・東海地震研究の現状と備え～	独立行政法人海洋研究開発機構 地震津波・防災研究プロジェクトプロジェクトリーダー 金田義行氏
平成24年1月	住民投票制度及び地域自治組織について	政策研究大学院 大学比較地方自治研究センター教授 井川博氏
平成24年9月	東日本大震災における海上自衛隊の活動について	元海上自衛隊横須賀地方総監 高嶋博視氏
平成24年12月	都市間競争と地域資源の有効活用	財団法人地域開発研究所 研究部主任研究員 牧瀬稔氏
平成25年9月	電気自動車生産拠点の横須賀を自動車用電池、住宅用電池の生産拠点にするための企業誘致戦略 横須賀に生まれ育ったさまざまなジャンルの優秀な技術者に地元で起業してもらうために	Amaz技術コンサルティング合同会社 代表 博士（工学） 雨提徹氏
平成25年11月	現代人をも魅了する三浦按針について	浄土寺 住職 逸見道郎氏
平成26年9月	横須賀製鉄所と富岡製糸場のつながりについて	富岡製糸場総合研究センター 所長 今井幹夫氏
平成26年11月	魅力あるまちづくりについて	北山創造研究所 代表 北山孝雄氏
平成27年9月	E Vを基軸とした未来のまちづくり	日産自動車株式会社 渉外部担当部長 永澤実氏
平成27年11月	横須賀振興を考える	横須賀商工会議所 会頭 平松 廣司氏
平成28年4月	大津市議会の議会改革について	大津市議会局 議会総務課長 清水克士氏
平成28年6月	防災対策・減災対策として何をすべきか	関東学院大学 学長 規矩大義氏
平成28年9月	国家戦略特区について～横須賀における地方創生～	内閣府 地方創生推進事務局審議官 藤原豊氏
平成28年11月	浦賀ドックの近現代産業遺産、世界的価値と今後の活用方法について	岡山理科大学 特任教授 若村国夫氏
平成29年9月	議会の政策サイクルー政策の当事者としての地方議会の役割	法政大学 副学長・常務理事 廣瀬克哉氏
平成29年12月	水辺空間の再発見・再生によるまちづくり	法政大学 デザイン工学部建築学科教授 陣内秀信氏

議員研修会実績

実施日	テーマ	講 師
平成30年11月	横須賀発 ～見せよ、ニッポンの「底デカラ」(世界で戦う、日本の技術力)	Team KUROSHIO 共同代表・チームリーダー 中谷武志氏 Team KUROSHIO 開発運用チーム 石川暁久氏
平成30年12月	スポーツ都市戦略	早稲田大学 スポーツ科学学術院教授 原田宗彦氏
令和元年9月	ヨコスカ・スマートモビリティの現状及び今後の展開について	東京大学大学院 情報学環学環長・教授 越塚登氏
令和元年10月	議会改革第2ステージ～チーム議会を目指して～	早稲田大学 名誉教授・早稲田大学マニフェスト研究所顧問 北川正恭氏
令和2年	開催なし	
令和3年9月	米国から見たアジア・日本・横須賀	防衛大学 校長 久保文明氏
令和3年12月	地域交通政策について	愛知大学 地域政策学部地域政策学センター研究員 可児紀夫氏
令和4年9月	サイバーセキュリティ～市役所の保有する重要情報を守るために必要なこと～	(株)F F R I セキュリティ 専務取締役 最高技術責任者兼ナショナルセキュリティ研究開発本部長 金居良治氏
令和4年12月	変化を力に生きる時代～渋沢栄一の合本主義に学ぶ～	横須賀商工会議所 会頭 平松 廣司氏
令和5年9月	こども家庭庁の概要と地方自治体に求めること	こども家庭庁 長官官房(総合政策担当) 参事官補佐 新田義純氏
令和5年11月	若者の政治参画について	日本福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科講師 両角達平氏

その他の研修

実施日	テーマ	講 師
平成22年4月	総合計画策定に対する議会の関わり方	山梨学院大学 法学部教授 江藤俊昭氏
令和元年6月	ファシリテーション研修	九州大学大学院 統合新領域学府客員准教授・日本ファシリテーション協会フェロー 加留部貴行氏
令和4年2月	市議会議員として情報発信する際に求められるモラルについて	関東学院大学 副学長 出石稔氏・高等教育研究開発センター准教授 杉原亨氏
令和5年10月	ジェンダー平等に関する合同研修会	特定非営利活動法人Gender Action Platform理事・株式会社Think Impacts ジェンダーアドバイザー 大崎麻子氏

※所属・役職等はいずれも研修実施時のもの

広報広聴会議の活動実績

(H29年 5月～H6年 3月)

年	項目	内容
平成29年	広報広聴会議設置	平成29年5月1日設置
	◇よこすか市議会だより第25号・第26号を発行	第25号：8月16日発行、第26号：11月28日発行 他に平成29年は第23号（2月）、第24号（5月）を発行
	議会報告会の開催方法の決定	・議会報告会運営マニュアルを作成し、日程や会場、班の決定方法、各会場での役割について決定した ・学生版議会報告会の実施を決定
平成30年	◇よこすか市議会だより第27号～第30号を発行	第27号：2月9日発行、第28号：5月11日発行、第29号：8月24日発行、第30号：11月28日発行
	□3/29（木）市内の高校生を対象にした議会報告会を開催	参加者：高校生24名、大学生12名（サポート）/議会からの報告とグループディスカッション「横須賀を魅力的なまちにするには」
	□4/20（金）・4/22（日）議会報告会を開催	参加者：52名/議会からの報告とグループディスカッション「横須賀を魅力的なまちにするには」
	市議会だよりのツイッターでの配信	市議会だより第30号から市の公式ツイッターにより配信すると決定
	議会日程周知ポスターのデザイン変更	A3横の日程のみのデザインから、A3縦の写真入り、議会への傍聴を誘うデザインに変更
令和元年	◇よこすか市議会だより第31号～第34号を発行	第31号：2月13日発行、第32号：5月14日発行、第33号：8月22日発行、第34号：11月27日発行
	ファシリテーション研修の実施	議会報告会において、効果的に市民から意見聴取できるよう議員のファシリテーション能力の向上を図るため、ファシリテーション研修を実施した。
	□7/19（金）・7/20（土）議会報告会を開催	参加者：31名/議会からの報告と広聴ワークショップ
	市議会アンケートの実施	令和元年12月16日（月）～令和2年1月12日（日）の期間で、無作為に抽出した18歳以上の3,000人の市民を対象に実施
令和2年	◇よこすか市議会だより第35号～第38号を発行	第35号：2月12日発行、第36号：5月12日発行、第37号：8月14日発行、第38号：11月6日発行
	市議会だよりをリニューアル	議案等の審議内容を中心とした記事構成とするため、編集方針を変更
	市議会アンケートの結果を発表	回収数711件（回収率23.7%）、報告書は別紙11
	SNSを活用した情報発信について、ツイッターにより行うことを決定	SNSの運用に係るガイドラインについて、「横須賀市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」及び「横須賀市議会公式ツイッター運用ガイドライン」を策定
令和3年	◇よこすか市議会だより第39号～第42号を発行	第39号：1月22日発行、第40号：5月7日発行、第41号：7月26日発行、第42号：11月11日発行
	□11/7（日）「よこすか子どもの権利を守る条例（案）に関する懇談会」を開催	・参加者：34名/専門的知見聴取（講演会）、条例案の報告、懇談 ・子どもの権利検討協議会と共催
令和4年	◇よこすか市議会だより第43号～第46号を発行	第43号：1月27日発行、第44号：4月29日発行、第45号：7月30日発行、第46号：11月5日発行
	議会報告会を広報広聴会へ変更	今後の市民との懇談会、議会報告会等は、課題別検討会議における検討課題に対する懇談会を中心とし、特定の対象者から、または特定のテーマに関して意見を聴取する機会として行うと決定。また実施時期等については、年1回以上実施することと決定
令和5年	◇よこすか市議会だより第47号～第50号を発行	第47号：1月27日発行、第48号：4月27日発行、第49号：8月1日発行、第50号：11月9日発行
	□1/14（土）「公共交通の在り方の政策提言に関する広報広聴会」を開催	・参加者：13名/政策提言案の報告、懇談 ・公共交通の在り方検討協議会と共催
令和6年	◇よこすか市議会だより第51号を発行	第51号：1月25日発行

◇よこすか市議会だよりの定期発行に関する項目 □議会報告会・広報広聴会に関する項目

議会費予算の推移

(単位：千円)

年度	① 給与費	② 議会活動経費	③ 市議会ICT化事業費	④ 議会局移行費	⑤ 事務費等	議会費合計	主な増減理由
	議員報酬・職員給与費・共済費など	報償費・旅費・交際費・負担金など	委託料・使用料など	修繕料など	消耗品費・運搬通信費・機械器具借り上げ料など		
平成22年度	685,624	89,499	12,999	0	23,231	811,353	① 正副議長車の運転員が2人減となったことによる減
平成23年度	894,366	86,503	14,856	0	26,485	1,022,210	① 地方議会議員年金制度の廃止により議員年金に係る公費負担分の負担率が上昇したことによる増 ⑤ 改選経費を計上したことによる増
平成24年度	784,128	87,051	17,755	0	20,301	909,235	① 議員年金に係る公費負担分の負担率が減少したことによる減。H23.5月改選で定数2減。 ③ 市議会LANのPC・周辺機器更新による増
平成25年度	768,246	84,872	10,896	0	51,953	915,967	⑤ 議場音響・映像システムを更新するための経費を計上したことによる増
平成26年度	768,919	89,175	11,122	0	49,766	918,982	② 市議会だよりを年1回から年2回発行にしたことによる増（あわせて発行経費を「事務費等」から「議会活動経費」に付替）
平成27年度	807,534	92,674	14,182	0	21,489	935,879	① 議員年金に係る公費負担分の負担率が上昇したことによる増
平成28年度	732,452	88,605	14,395	0	21,608	857,060	① 議員年金に係る公費負担分の負担率が大幅に減少したことによる減。H27.11月議員逝去。
平成29年度	735,182	90,339	21,678	0	17,111	864,310	③ 市議会LAN更新に伴うペーパーレス会議システムの導入による増 ⑤ 会議録作成経費の削減による減
平成30年度	733,927	89,973	12,490	0	17,492	853,882	
平成31年度	723,466	91,971	13,039	0	20,000	848,476	① 議員定数1名減 ② 改選時にあわせて発行する市議会情報誌の作成経費を計上したことによる増 ⑤ 改選経費を計上したことによる増
令和2年度	703,797	88,897	12,174	0	12,632	817,500	① 渉外担当主査を減員
令和3年度	699,567	83,501	10,927	703	12,522	807,220	② 政務活動費や委員会視察旅費など議員活動及び議会活動に係る経費を縮減したことによる減
令和4年度	686,324	81,450	20,174	0	12,886	800,834	① 令和3年人事院勧告に準じた期末手当の減額による減 ② 市議会LANの更新などによる増
令和5年度	679,254	84,772	19,945	0	16,211	800,182	① 議員定数1名減 ⑤ 改選時にあわせて発行する市議会情報誌の作成経費を計上したことによる増。近年の開催実績を勘案し、会議録作成委託料を増額したこと等による増。

政務活動費について

(円/年額)

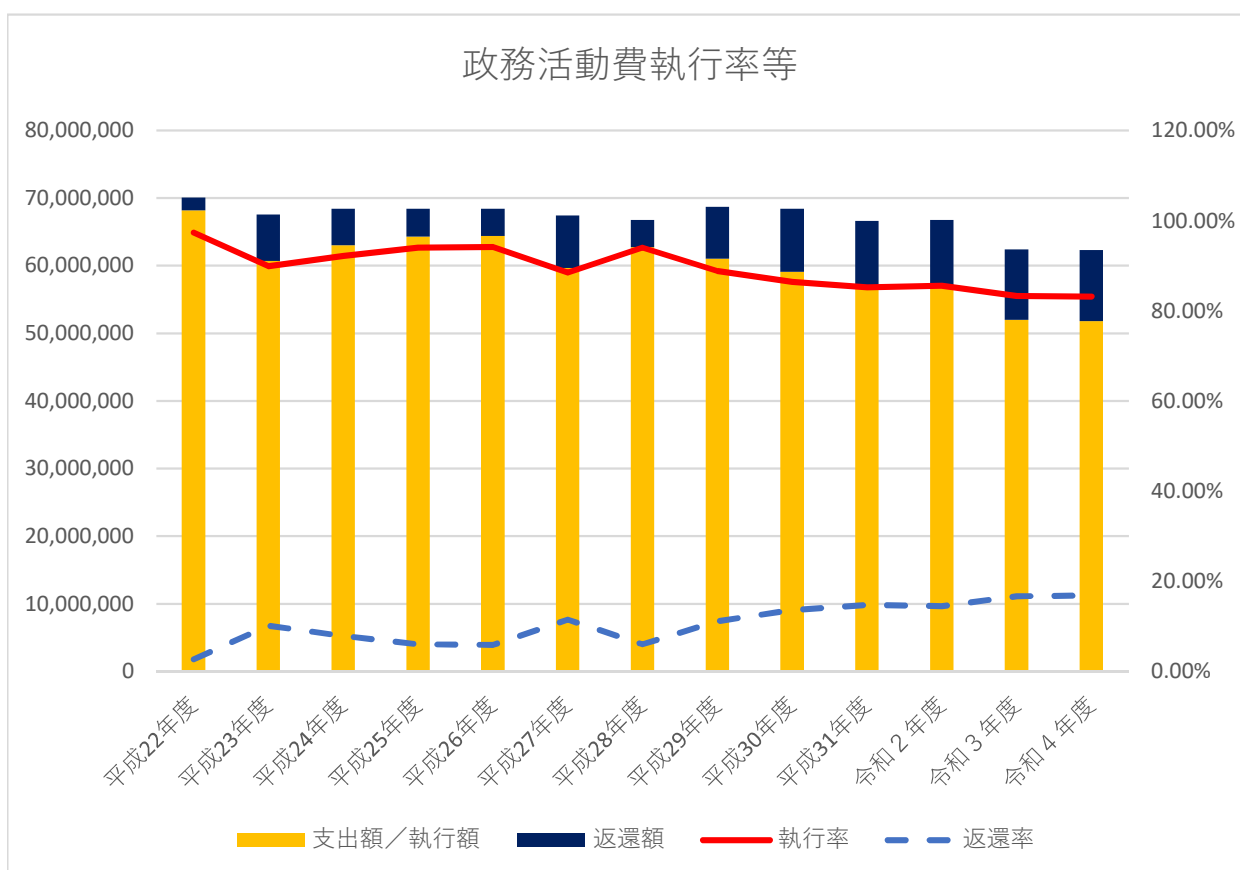
適用年度	令和3年	(参考) 平成16年
交付額	1,560,000	1,668,000

政務活動費執行率について

(円)

年度	交付額	支出額／執行額	返還額	執行率	返還率
平成22年度	70,056,000	68,173,119	1,882,881	97.31%	2.69%
平成23年度	67,554,000	60,704,937	6,849,063	89.86%	10.14%
平成24年度	68,388,000	63,003,777	5,384,223	92.13%	7.87%
平成25年度	68,388,000	64,281,094	4,106,906	93.99%	6.01%
平成26年度	68,388,000	64,368,600	4,019,400	94.12%	5.88%
平成27年度	67,415,000	59,638,785	7,776,215	88.47%	11.53%
平成28年度	66,720,000	62,707,946	4,012,054	93.99%	6.01%
平成29年度	68,666,000	61,013,738	7,652,262	88.86%	11.14%
平成30年度	68,388,000	59,080,621	9,307,379	86.39%	13.61%
平成31年度	66,581,000	56,750,601	9,830,399	85.24%	14.76%
令和2年度	66,720,000	57,073,532	9,646,468	85.54%	14.46%
令和3年度	62,400,000	51,968,189	10,431,811	83.28%	16.72%
令和4年度	62,270,000	51,785,576	10,484,424	83.16%	16.84%
平均	67,071,846	60,042,347	7,029,499	89.52%	10.48%

※返還は次年度に実施



議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
1	答弁資料として、理事者が委員会へパソコンを持込むことを許可する	自民党	H23.9.15	H23.12.12	必要に応じて各部局につき1台に限り持ち込むことを許可する。
2	市議会だよりの発行回数を年4回とする	公明党 研政 無所属クラブ	H23.9.15	H24.11.21	発行回数を平成25年度は年1回、平成26年度は年2回とし、将来的には年4回を目指す
3	議会だよりに議案等賛否一覧を挿入	無所属クラブ	H23.9.15	H25.2.15	市議会だより編集委員会に以下のとおり申し送りを行い（H25.2.15）、その後、同委員会で検討した結果、平成26年度発行分から議案等賛否一覧を掲載することになった。 (2) 原則として議案等賛否一覧表を掲載する
4	政務調査費（備品）の取り扱いの検討（備品台帳の調整を含む）	自民党	H23.9.15	H25.2.15	会派解散時/議員辞職時の返納に関するルールは設けず、適切な利用に努めることとする。備品整理台帳の様式については現状どおりとする。
5	議員提出議案に関するルールづくりについて	議運→制度	H24.5.23	H24.11.21 H25.1.31 H25.5.29 H25.6.17 H25.8.23	パブリックコメント実施前までのルールについてを定めた
6	平成26年度以降の年2回発行にあたっての基本的な考え方	研政	H24.2.15	H25.5.29	(1) 質問記事について ア 一般質問の行数は、年間を通して固定し、写真やイラスト、特集記事などで調整する（具体的な行数は市議会だより編集委員会の決定に委ねる） イ 代表質問の行数は、基本行数に会派人数で割り増しする ウ 本会議場での質問（代表質問、個人質問、一般質問）については、年間を通して1人当たり2回まで掲載する →市議会だより編集委員会に申し送る

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
7	議員定数のあり方について	制度	H25.10.7	H25.12.6 H26.3.19 H26.4.17 H26.5.23 H26.6.23 H26.9.11 H26.11.18	「議員定数の判断根拠」（別添）により来期の議員定数は現行どおり41名とすべきと判断する。
8	第1回定例会における代表質問等の発言通告書締め切り日時の設定見直しについて	事務局	H25.10.7	H25.12.6 H26.1.20	質問を行う本会議7日前（休日を含む）の17時までと設定する。
9	一般質問の発言通告締め切り日時の前倒しについて	事務局	H25.10.7	H25.12.6 H26.1.20	本会議3日前の午前10時とする。
10	討論・質疑の順序を決めるのみの議会運営委員会・予算決算常任委員会理事会の省略	新政会	H25.10.7	H26.1.20 H26.3.19	省略することができるものとし、討論・質疑の順序を決めるくじの方法は正副議長等の立会いのもとで行い、結果は事務局から周知することとする。
11	議会の広報活動の拡充について「開かれた議会」をさらに進める取り組みの検討 議会記者会見の開催	公明党	H25.10.7	H26.3.19 H26.4.17 H26.5.23	記者会見の開催については正副議長において判断するものとし、その開催にあたっての議員への周知については遺漏がないように対応する。
12	請願及び陳情の提出期限及び請願署名期限の見直し等について	事務局	H25.10.7	H26.3.19 H26.4.17	平成26年第3回定例会から、陳情・請願の提出期限を事前議運の前々日、請願署名期限を会期初日の本会議前々日とする。
13	社会教育委員・スポーツ推進審議会委員等の充て職の廃止	新政会	H25.10.7	H26.4.17 H26.5.23	社会教育委員については教育委員会に廃止可能時期を確認の上、正副委員長が廃止時期を次回の議会制度検討会で報告し、スポーツ推進審議会委員については来期から廃止とする。 社会教育委員については来期から廃止とする。（5.23）
14	定例会最終日の本会議における手話通訳の配置について	研政	H25.10.7	H26.6.23	来期から各定例会最終日及び第1回定例会の本会議において手話通訳を配置する。
15	請願・陳情者に係る協議事項について	議運→制度	H26.1.20	H26.1.20	連名による請願書及び陳情書及び請願・陳情の意見陳述について決定した。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
16	議会のホームページのあり方を見直し、市民が興味を持つような切り口や発信のあり方、SNSの導入などを検討	公明党 制度→IT	H25.10.7	H26.2.7 IT	議会のホームページについては、議場の写真を掲載するほか、議会活性化の取り組み状況について掲載することとする SNSの導入については、議会IT化運営協議会での検討により明らかになった諸課題に鑑み見送ることとし、現行どおりとする。
17	「専決処分及び通年議会を含めた会期のあり方について」の取り扱いについて	議運→制度	H26.6.27	26.11.18 27.9.10 28.6.27 28.8.25 28.10.12 28.12.12	通年議会の会期、導入時期、運用、専決処分について決定した。
18	政務活動費の透明性確保のための方策について	議運→制度	H27.6.26	H27.8.20 H27.9.10	（１）現行の事前一括交付方式を改めることについて 議員の効率的な政務活動に必要な方法と考えるため、現状どおりとする。 （２）収支報告書の提出頻度及び精算について 年２回の交付に合わせ、半期ごとに収支報告書を提出することとし、精算については現状どおりとする。 （３）その他の方策について 収支報告書に加えて、領収書の写しを市議会ホームページに掲載することとする。
19	会派構成に変更があった際の同数会派の順序の取り扱いについて	議運→制度	H27.8.20	H27.8.20	（１）の事例については当初のくじの結果を優先することとし、（２）及び（３）の事例については、それぞれ後から同数となった会派を下位とする （１）同数会派の中で変動があり、変動後も同数会派が存在する場合 （２）同数会派が複数存在し、新たに同数会派が発生した場合 （３）同数会派ではない会派と同数の会派が新たに発生した場合
20	本会議における答弁の訂正・追加に対する質疑について	議運→制度	H27.8.28	H27.9.10 H27.10.2	追加の質疑が要求されるケースは複雑、多岐に渡ることが想定され、一律にルールを決めた場合には不具合を生じることも見込まれるため、その都度、質問者からの申し出により、議会運営委員会において、発言時間、発言場所、発言方式等を協議すべきものとする

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
21	議員定数の見直し	自由民主党	27.10.2	28.8.25 28.10.12 28.11.21 29.1.19 29.11.28 30.5.21 30.6.21 30.8.23 30.9.12	削減数を1減とすることで意見が一致した。
22	一般質問での所属委員会所管事項にかかる質問の遠慮規定の削除	無所属みらい事務局	27.10.2	28.3.24 28.5.2 28.5.18	議会運営委員会申し合わせ事項の9-2（3）における「また、議員は、所属常任委員会所管事項に関する一般質問は遠慮する（予算決算常任委員会及び複数の常任委員会に関係するものは除く）。」部分を削除する。
23	委員会における議案や報告等の資料の所管課・担当者の明記	日本共産党	27.10.2	29.8.31 29.10.13	委員会における資料に所管課を明記する。
24	傍聴におけるオペラグラス（望遠鏡）の使用禁止	事務局 （議事課）	27.10.2	29.8.31 29.10.13	使用禁止とする。
25	傍聴証交付報道機関の動画撮影許可の見直し	事務局 （議事課）	27.10.2	29.10.13 30.1.18	傍聴証交付報道機関の傍聴席からの動画撮影は許可を必要としないこととする。
26	傍聴証交付報道機関の議場及び委員会室へのパソコン及びタブレットPCの持ち込み	事務局 （議事課）	27.10.2	30.1.18 30.3.23	傍聴証交付報道機関の議場及び委員会室へのパソコン及びタブレットPCの持ち込みを許可することとし、適用開始時期は、平成30年招集議会からとする。
27	本会議への会計管理者出席の必要性の是非	事務局 （議事課）	27.10.2	30.1.18 30.3.23	会議への会計管理者の出席は、発言通告に関係する内容があった場合のみ要求することとし、適用開始時期は、平成30年招集議会からとする。
28	議会運営委員会のインターネット中継の実施	事務局 （議事課）	27.10.2	28.3.24	基本的な考え方として「実施すべき」との結論を得たが、技術面等の実施方法にかかる検討については、議会IT化運営協議会に検討を委ねる。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
29	政務活動費収支報告書に添付する各種証拠書類の見直し	事務局 (総務課)	27.10.2	28.8.25	政務活動費運用マニュアルの見直しについて下記のとおり決定した。 (1) 領収書に代わる書類の整備について 事務局案のとおり改正することと決定した。 (2) 交通系ＩＣカードの使用基準について 事務局案のとおり改正することと決定した。 (3) 切手購入と料金後納郵便の基準について 事務局案を下記のとおり変更し、改正することと決定した。 (4) 日帰りの研修についてもチラシ等の資料添付を義務付けすることについて 事務局案を下記のとおり変更し、改正することと決定した。 ○日帰りの研修、視察等について 市外の日帰りの研修、視察等について、開催通知や案内文書等の資料を証拠書類として添付する。 (5) 政務活動費におけるパソコン、タブレット、スマートフォン、デジタルカメラ等電子機器の本体購入費及び運用経費の按分について 携帯電話等の１台を通常使用と政務活動で共用している場合も政務活動費の対象とする方向で、次回も引き続き検討することとした。 (6) 監査意見に基づく要請に係る案件について ①基本指針について 事務局案を下記のとおり変更し、改正することと決定した。 ②広報紙、封筒などの印刷成果物の添付義務付けについて 事務局案のとおり改正することと決定した。 ③ホームページ等にかかる経費の按分規定について 事務局案のとおり改正することと決定した。
30	政務活動費におけるパソコン、タブレット、スマートフォン、デジカメ等電子機器の本体購入費及び運用経費の按分	事務局 (総務課)	27.10.2	28.12.12	28.12.12 1) 政務活動費における携帯電話（スマートフォンを含む。）にかかる経費について 事務局案の「基本料金」部分を「基本料金等」に修正し、携帯電話本体の補償料金等についても支出できることとし、その他については事務局案のとおり改正することと決定した。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
31	行政組織改正に伴う常任委員会の所管部局の取り扱いについて	議運→制度	30.2.5	30.2.9	市長室の所管常任委員会を生活環境常任委員会とすべきものとする
32	反問権の付与について	議運→制度	1.5.16	1.6.6 1.7.12 1.8.22 1.9.10 2.10.2 2.11.12	本会議及び委員会において市長等に反問権を付与することとし、令和元年12月定例議会より試行を実施することと決定した。（R1.9.10） 本会議及び委員会における市長等への反問権の付与については、本格実施することとし、横須賀市議会基本条例及び議会運営委員会申し合わせ事項を正副委員長案の通り改正すべきものと決定した。（R2.11.12）
33	視察報告書のあり方について	公明党	1.8.22	1.9.10	会派等の視察においては現状どおり、会派として交付を受けた政務活動費を活用した視察については会派代表者名で報告書を作成、提出し、議員個人として交付を受けた政務活動費を活用した視察については、当該議員が報告書を作成、提出するものと決定した。 また、常任委員会における視察においても現状どおり、各委員が報告書を作成、提出するものとするが、今後は視察の目的を委員会において確認し、視察実施後、委員間で意見交換をすることが望ましいと判断することと決定した。
34	議会基本条例の見直しについて（議会報告会の在り方）	自由民主党 制度→広報広聴	1.8.22	4.5.17	以下のとおり、広報広聴会議委員長からの報告を了承することと決定した。 （１）今後の市民との懇談会、議会報告会等について 今後の市民との懇談会、議会報告会等は、課題別検討会議における検討課題に対する懇談会を中心とし、特定の対象者から、または特定のテーマに関して意見を聴取する機会として行う。 （２）実施時期等について 年１回以上実施するものとする。ただし、その目的、対象、聴取した意見の取扱いについて十分な議論を行うこととする。 （３）その他 次期広報広聴会議にて、「横須賀市議会報告会及び市民との懇談会実施要領」の改正を早急に行うよう、申し送りを行う。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
35	会派勉強会資料のデータ提出について	財政部	1.8.22	2.1.31	データにて提出することとする。（議会ＩＣＴ化運営協議会の決定を承認した）
36	3月定例議会日程の見直しについて	自由民主党	1.9.10	1.10.4	横須賀総合高等学校の卒業式開催日を考慮し、議会日程を設定することとする。
37	議会運営委員会審査事項に記載している当初予算及び補正予算並びに決算の議案の別表による送付先分科会の記載の省略について	公明党 財政部	1.9.10	1.10.4	作成の負担及び活用状況を鑑み、記載を行わないこととする。
38	予算説明会の見直しについて	財政部	1.9.10	1.10.4 1.11.13	当初予算の内示として行っている予算説明会については、予算の概要を示した資料の配付をもって代えることとし、先例91を正副委員長案のとおり改正すべきものとする。（R1.11.13）
39	決算審査「部局間にまたがる質疑」を行う場合の出席理事者の取り扱いについて	事務局（議事課）	1.9.10	1.10.4 1.11.13	決算の部局別審査終了後、部局間にまたがる質疑を行う場合には、当該案件に関係する理事者のみ出席を求めることとし、先例に正副委員長案のとおり記載すべきものとする。（R1.11.13）
40	代表質問・個人質問の発言通告書の提出期限の変更について	事務局（議事課）	1.9.10	1.10.4 1.11.13	代表質問・個人質問の発言通告書提出期限については、代表質問初日の5日前（休日は含まない）の午後5時までとし、議会運営委員会申し合わせ事項9を正副委員長案のとおり改正すべきものとする。（R1.11.13）
41	一般質問の発言通告締切日時 of のさらなる前倒しについて	事務局（議事課）	1.9.10	1.10.4 1.11.13	一般質問の発言通告書提出期限については、質問を行う本会議4日前（休日は含まない）の午前10時までとし、議会運営委員会申し合わせ事項9-2を正副委員長案のとおり改正すべきものとする。（R1.11.13）
42	特別委員会の定数見直しについて	事務局（議事課）	1.9.10	1.10.4 1.11.13	特別委員会の定数については、原則10人とし、議会運営委員会申し合わせ事項26別表2の2を正副委員長案のとおり改正すべきものとする。（R1.11.13）
43	一般質問の在り方について	公明党	1.10.4	1.11.13	一般質問は、市の権限に属する行政全般にわたる内容について、政策的な判断を求めるものであるとする議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、会派に所属する議員においては、質問内容を会派内で精査することを徹底すべきものとし、また、会派に所属しない議員も、本件に係る検討の経緯を踏まえ、適切に対応すべきものとする事と決定した。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
44	委員会視察の前後で議員間討議を行う場のルールづくりについて	よこすか未来会議	1.12.11	1.12.11	ルールづくりはせず、各委員会において積極的に視察前に目的を確認し、また、視察実施後に委員間で意見交換を行うこととする。
45	行政から議員あての郵便物の電子化について	自由民主党	1.12.11	1.12.11	執行部から議員あての郵送物については、可能な限り電子メール等を利用するものとする。
46	政務活動費における自家用車使用時の交通費の見直し並びに政務活動費における自家用車使用時の交通費算出の領収書方式への変更について	公明党 事務局（総務課）	1.12.11	1.12.11 2.1.31 2.2.21	▼ひと月あたり1万円を上限に給油代金（電気自動車の充電料金等を含む）の1／2を計上できるルールを加え、給油代金支払時の領収書を提出することとし、交通費計算書の作成は不要とする。なお、1／2を超える割合で計上を行う場合は政務活動目的での使用割合を立証できる資料を提出することとする。 ▼走行距離に対し1km当たり37円を乗じて得た金額を計上できる現行ルールについては、近年の自家用車の燃費性能、本市の地域特性を考慮し、単価を1km当たり25円に改めるものとする。 ▼公共交通機関使用相当額の計上を選択できるとするルールを廃止するものとする。 ▼政務活動費運用マニュアルを正副委員長案のとおり改正する。
47	理事者（議事説明員）の退室について	政策推進部	1.12.11	1.12.11	本会議及び委員会開会中の体調不良による理事者の途中退室については、議長又は委員長に対する許可の申し出を省略し、退室を可能とする。なお、適用開始時期は、令和2年3月定例議会からとする。
48	代表監査委員の本会議出席の見直しについて	監査委員事務局	1.12.11	1.12.11	代表監査委員の本会議への出席は、発言通告に関係する内容があった場合のみ要求する。なお、適用開始時期は、令和2年3月定例議会からとする。
49	予算及び決算審査における理事者説明について	自由民主党	1.12.11	2.1.31	令和2年3月定例議会から、予算及び決算審査における理事者説明については、事業の全てにわたって広く説明するのではなく、各部局の重要項目に絞って説明するよう執行部に対応を求めることと決定した。
50	意見陳述が行われる請願・陳情審査における書記の朗読の省略について	自由民主党	1.12.11	2.1.31 2.2.21	受理した請願書及び陳情書の写しを市議会ホームページで公開し、また、意見陳述が行われる場合には、書記の朗読を省略することとし、議会運営委員会申し合わせ事項23－2を正副委員長案のとおり改正するものと決定した。
51	陳情・請願における趣旨了承、不了承、賛否の考え方について	加藤眞道委員長	1.12.11	1.12.11	意見交換の結果、了承・不了承、賛否の理由を述べることとし、基本的には会派の考えに任せるとのこと。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
52	行政組織改正に伴う常任委員会所管部局の取り扱いについて	議運→制度	2.1.31	2.1.31	市長室の所管常任委員会を総務常任委員会とすることと決定した。
53	収支報告書別紙様式の改定について	事務局 (総務課)	2.2.21	2.2.21	政務活動費運用マニュアルに定める収支報告書別紙の費目欄を省略し、同マニュアルを事務局案のとおり変更するものと決定した。
54	議員定数の見直しについて	自由民主党	2.3.23	2.3.23 2.6.24 2.8.20 2.10.2 2.11.12 2.12.10 3.3.22 3.4.20 3.5.25 3.6.11 3.9.14 3.11.26 4.1.17 4.2.8 4.3.2 4.3.22 4.5.17 4.6.22 4.8.18 4.9.30	よこすか未来会議から提案のあった第三者委員会等は設置しないこととする。(R2.6.24) 削減数を1人とする事で意見が一致した。(4.8.18) 議員定数の削減及びその判断理由(案)、議会基本条例及び委員会条例の改正(案)について、正副委員長案のとおり決定した。(4.9.30)
55	産休、育休の会議規則への明文化について	公明党	2.3.23	2.3.23 2.6.24 2.8.20	会議規則に産休、育休について明文化することとする。 会議規則第2条を公明党提出案のとおり改正すべきものとする。(R2.6.24) 委員会規則第3条を事務局案の通り改正すべきものとする。(R2.8.20)

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
56	会派勉強会の開催の見直しについて	政策推進部	2.3.23	2.3.23 2.6.24	内容を見直した上で、会派勉強会自体は例年どおり開催することとする。 なお、先例92を正副委員長案のとおり改正すべきものとする。
57	本会議及び委員会での重複した質問の取りやめについて	政策推進部	2.3.23	2.3.23	各議員が重複した質問は行わないよう心がけることを確認し、現状どおりとする。 なお、常任委員会正副委員長の議事運営に係る勉強会の実施について議会運営委員会委員長に申し入れることとする。
58	請願署名議員の在り方について	よこすか未来会議	2.6.24	2.8.20	「紹介議員は請願の内容に精通し、採択及びその趣旨の実現に努力しなければならない。」という議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、必要に応じて審査を行う委員会での説明を求められることも認識した上で、責任を持って請願に署名することとする。
59	議会図書室の改革について	よこすか未来会議	2.6.24	2.8.20	提案会派のよこすか未来会議から提案取下げの申し出があり了承された。ただし、事務局においては、課題別検討会議に関する書籍等、議会が取り組んでいる案件に関する図書を積極的に配架し、議員に周知することとする。
60	委員会及び協議会等におけるオブザーバーの在り方について	自由民主党	2.6.24	2.8.20	オブザーバーは、挙手により発言を求め、委員長が指名した上で発言することと決定した。また、意向確認の結果、オブザーバーのみ意見が異なった場合には、オブザーバーの意見は参考とし、委員のみで採決をすることが分かるように委員長が結論付けることと決定した。
61	市議会事務局の機能強化・組織改正等について	議運→制度	2.10.2	2.10.2	事務局案のとおりの方方向性で進めるべきものと決定した。
62	議場及び委員会室への水の持ち込みについて	加藤眞道委員長	2.10.2	2.10.2	以下のとおり決定した。 （１）議員及び理事者による議場の自席・委員会室への飲料水の持ち込みについては、体調管理の観点から認める。 （２）傍聴者についても、体調管理のために傍聴席において水分補給することは認める。 （３）容器については、ペットボトル・マイボトルを問わないものの、議場では机上に置かないこととする。
63	議員等が受け入れたインターン実習生の市議会における取扱いについて	よこすか未来会議	2.11.12	2.11.12 2.12.10	様式について一部修正の上、事務局案のとおり取扱い要領を定めるべきものとした。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
64	委員会会議録の見直しについて	事務局 (議事課)	3.3.22	3.3.22	令和3年1月臨時議会分以降、委員会会議録の記載内容を以下のとおり変更する。 (1) 常任委員会、特別委員会の会議の概要を廃止し、各議事冒頭の委員長の発言及び採決部分等を反訳し、掲載する。 (2) 予算決算常任委員会会議録中の分科会に関する部分の掲載を廃止する。
65	議会図書室のリニューアルについて	事務局 (総務課)	3.3.22	3.3.22	議会図書室を別紙のとおりリニューアルし、令和3年4月1日以降、議員同士の会議目的での図書閲覧スペースの利用ができるものとする。
66	パワーハラスメントの未然防止のためのルール策定について	議運→制度	3.4.20	3.4.20 3.5.25 3.6.11	議員政治倫理条例及び同条例施行規程を正副委員長案のとおり改正すべきものと決定した。
67	議員等が受け入れたインターン実習生の市議会における取扱いについて	議会局 (総務課)	3.4.20	3.4.20	議会局案のとおり取扱要領を改正するものと決定した。
68	出産に伴う欠席期間の範囲等の明文化等について	公明党	3.4.20	3.4.20 3.5.25 3.6.11	会議規則及び委員会規則に、出産に伴う欠席期間の範囲等について明文化することと決定した。(3.5.25) 会議規則、委員会規則及び議会運営委員会申し合わせ事項を公明党提出案のとおり改正すべきものと決定した。(3.6.11)
69	各会派等から提出された提案課題の取扱いについて	自由民主党	3.4.20	3.5.25	提出された課題について、現在の議会運営に対する理解が不十分な場合や、提案の前提となる事実誤認等がある場合は、あらかじめ正副委員長が提案した議員等に対し、提案内容の修正や取り下げを依頼するなど、調整を行うことと決定した。
70	政務活動費関係様式における押印欄の廃止について	議会局 (総務課)	3.5.25	3.5.25 3.6.11	政務活動費の交付に関する条例、同条例施行規則、政務活動費の交付に関する議会要綱及び政務活動費運用マニュアルを議会局案のとおり改正すべきものと決定した。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
71	決算審査における議会提出資料の見直しについて	よこすか未来会議	3.9.14	3.9.14 3.11.26 4.1.17	事務事業等の総点検については、令和4年9月定例議会の決算審査から、実施計画事業のみを対象とし、議会提出資料として提出するよう執行部に対応を求めることと決定した。 また、事務事業等の総点検と事務概要の見直しについては、協議を行わないことと決定した。
72	行政組織条例の改正に伴う部門別常任委員会の所管部局の取り扱いについて	議運→制度	4.1.17	4.1.17 4.3.2	令和4年の招集議会の日から議会局案のとおり変更することと決定した。 (4.2.8) 横須賀市議会基本条例、委員会条例、予算決算常任委員会運営要綱及び先例を正副委員長案のとおり改正すべきものと決定した。 なお、施行日の表記については、正副委員長に一任することと決定した。 (4.3.2)
73	委員会室へのパネル等の持ち込みについて	自由民主党	4.6.22	4.6.22	委員会室へのパネル等の持ち込みについては委員長の許可を得なければなら ないものとし、先例を改正すべきものと決定した。 なお、改正内容については、正副委員長に一任することと決定した。
74	今後の議会運営の在り方について	議運→制度	4.9.30	4.9.30 4.11.18	新型コロナウイルス5類移行後の議会運営の在り方について決定した。
75	委員会室へのパネル等の持ち込みについて	自由民主党	4.6.22	4.6.22	委員会室へのパネル等の持ち込みについては委員長の許可を得なければなら ないものとし、先例を改正すべきものと決定した。 なお、改正内容については、正副委員長に一任することと決定した。
76	今後の議会運営の在り方について	議運→制度	4.9.31	4.9.30 4.11.19	新型コロナウイルス6類移行後の議会運営の在り方について決定した。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
77	民生局長の委員会出席について	議運→制度	5.5.30	5.6.6 5.7.4 5.8.18	(5.7.4決定分) 1 民生局長の委員会出席について 出席を求めないこととする。 2 民生局長への質問の機会を担保する方法について 委員会において、委員会から要求し、出席を求めることができるよう、先例 を改正する。 (5.8.18決定分) 先例76を正副委員長案のとおり改正すべきものと決定した。
78	議場・委員会室等における傍聴者のパソコン・ タブレット端末、スマートフォンの使用許可に ついて	よこすか 未来会議	5.8.18	5.8.18 5.9.14	(5.8.18決定分) 撮影及び録音の禁止や会議を妨げる使用をしないよう注意喚起を行うことを 確認し、使用を認める。 (5.9.14決定分) 傍聴規則を正副委員長案のとおり改正する。
79	請願・陳情の陳述人の傍聴について	日本共産党	5.8.18	5.8.18 5.9.14 5.11.17	(5.9.14決定分) 傍聴席とは別に、陳述人・補助員の待機・傍聴席を設け、関係例規を改正す る。 (5.11.17決定分) 議会運営委員会申し合わせ事項を正副委員長案のとおり改正すべきものとす る。

議会制度検討会議検討項目（検討の結果、「制度等の変更に至ったもの」のみを掲載）

No.	項目	提案者	事案 発生日	審査日	結果
80	議員名簿(ホームページ・紙)の個人情報掲載内容について	議会局	5.8.18	5.8.18 5.9.14 5.11.17	(5.9.14決定分) 紙ベースの「生年月日」欄は現状どおりとする。 ホームページ及び紙ベースの「住所」欄については、居住地域として町名までを掲載する。これに伴い、「郵便物送付先」欄を設け、送付先の住所については、議員が希望する住所を指定できるものとし、議会局宛でも選択できるようにする。 (5.11.17決定分) 「住所」欄の「居住地域」は、「地域」とし、「居住地域」又は「市民が議員に市政相談しようとする場合などに目安となる地域」のいずれかを議員が選択して記載することとする。
81	会派勉強会の在り方について	議運→制度	6.1.15	6.1.15 6.3.1	(6.3.1決定分) 協議を行い、令和6年度の実施方法については、次のとおり決定した。 なお、先例の改正は行わず、来年度は、試行により実施することとした。 ▽内容について ▼有意義な意見交換とするため、各会派等から事前にテーマを出し、それに基づいた意見交換を行う。また、テーマの設定基準は、課単位（事業単位）とし、テーマの数は、各会派等1部局当たり原則1テーマとする。 ▽資料について ▼原則求めないこととする。 ▽その他について ▼実施時期、実施時間、実施場所は現状どおりとし、出席理事者については関係理事者のみとする。

議員報酬について

(円)

種別	議長	副議長	議員
月額	743,000	680,000	646,000

平成22年4月1日改正。以後改正なし

議員期末手当の推移

年度	6月					12月					備考
	算定方法					算定方法					
H22	議員報酬月額	×	1.45	×	1.85	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	【議員提案】人事院勧告の趣旨に沿った特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて減額（H23.6：1.85→1.6、H23.12：2.2→1.75 H22.12：1.6）
H23	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	
H24	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	
H25	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	
H26	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	
H27	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	
H28	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	
H29	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	
H30	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	
R01	議員報酬月額	×	1.45	×	1.6	議員報酬月額	×	1.45	×	1.8	【市長提案】人事院勧告の趣旨に沿った特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて増額（R02.6：1.6→1.7、R02.12：1.75→1.7、R01.12：1.8）
R02	議員報酬月額	×	1.45	×	1.7*90%	議員報酬月額	×	1.45	×	1.7*90%	【議会運営委員長提案】新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み減額（90%支給）
R03	議員報酬月額	×	1.45	×	1.7	議員報酬月額	×	1.45	×	1.55	【議会運営委員長提案】人事院勧告の趣旨に沿った特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて減額（R04.6：1.7→1.625、R04.12：1.7→1.625、R03.12：1.55）
R04	議員報酬月額	×	1.45	×	1.625	議員報酬月額	×	1.45	×	1.675	【市長提案】人事院勧告の趣旨に沿った特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて増額（R05.6：1.625→1.65、R05.12：1.625→1.65、R04.12：1.675）
R05	議員報酬月額	×	1.45	×	1.65	議員報酬月額	×	1.45	×	1.75	【市長提案】人事院勧告の趣旨に沿った特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて増額（R06.6：1.65→1.7、R06.12：1.65→1.7、R05.12：1.75）

市議会事務局の「機能強化・組織改正等」について

1 現状と課題

今期に入り、4 年間の実行計画（未来への羅針盤 2023）の策定による政策条例制定の本格実施に加え、新型コロナウイルス感染症対策を検討するための協議会を設置するなど、議会活動がこれまで以上に活発化しています。

二元代表制の一翼を担う議会の存在と役割の重要性が益々増大するなか、議会活動をサポートする議会事務局の機能も強化する必要があります。

本市の人口が減少するなか人員増を見込むことは困難であり、限られた人員でこれまで以上に効率的な業務執行が求められています。

2 課題解決の方法

職員の能力を最大限発揮できるよう環境の整備に努めるとともに、組織力を高めるための組織改正を実施することで事務局の機能強化を図ります。

併せて、優先順位の低い業務の廃止や既存業務の簡素化・効率化を推進します。

3 機能の強化・充実

強化する機能	目標	具体的な方策
政策調査	課題別検討会議のテーマを中心に情報収集・提供の充実に努めます。	・調査・広報担当の配置 ・議会図書室の改善 ・外部の調査機関の活用 など
政策法務	条例策定段階における法務チェックや適切な助言ができるよう体制整備に努めます。	・職員研修の充実 ・外部知見の活用 など
広 報	さらに市民に身近で開かれた議会を目指します。	・議案等資料の HP 掲載 ・積極的な報道発表 など

4 業務の見直し

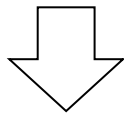
- ・議員個人・会派にかかる庶務的な業務
- ・政務活動費にかかる書式の簡素化および運用改善

5 組織改正

令和2年度

市議会事務局 17名（事務局長含む）	
総務課 6名	議事課 10名

※人数は正規職員のみ



業務配分の見直しを行い一人工
を主に調査担当として1名配置

改正案

市議会 <u>議会局</u> 17名（議会局長含む）	
<u>（仮称）総務調査課</u> 6名	議事課 10名

※人数は正規職員のみ

議会図書室一図書推移

蔵書数 (冊)

H21末蔵書数	2,540
R04末蔵書数	2,892
9 F図書室配架数	48

図書取得数

(冊)

年度	取得数	内 寄贈数
H22	64	11
H23	57	7
H24	47	7
H25	18	4
H26	11	4
H27	20	8
H28	15	8
H29	18	8
H30	22	8
R01	26	4
R02	9	4
R03	24	0
R04	21	13

図書購入費

(千円)

年度	予算額	決算額
H22	200	189
H23	200	185
H24	200	194
H25	150	89
H26	150	69
H27	150	89
H28	150	37
H29	150	42
H30	150	57
R01	150	103
R02	150	39
R03	150	65
R04	150	44

議会図書・資料
等借用実績

(冊)

年度	借用数
H22	19
H23	41
H24	18
H25	6
H26	不明
H27	7
H28	22
H29	15
H30	23
R01	12
R02	10
R03	12
R04	6

※取得手続時期と購入時期は一致しておらず、購入年度は異なる時があります。

議会基本条例改正履歴

改正日	改正条文	改正理由
H22.11.30	第5条（議員定数）	議員の定数を改めるため
H23.3.28	第7条（委員会）	常任委員会の名称及び所管の一部を改めるため
H25.3.1	第7条（委員会） 第8条（議員の活動原則） 第24条（予算の確保） 第25条（議員及び会派の積極的な政務活動） 第28条（議員の身分及び待遇） 第29条（議員報酬等）	地方自治法の改正（平成24年法律第72号）に伴い、所要の条文整備をするため
H29.3.29	第4条（通年議会） 第8条（災害時の対応）の追加（以下、条番号を繰り下げ） 第22条（政策検討会議の設置）の追加（以下、条番号を繰り下げ） 第25条（広報広聴会議の設置）	通年議会の規定を設けること、災害時の対応の規定を設けること、政策検討会議の設置の規定を設けること、広報広聴会議の設置の規定を設けることと、その他所要の条文整備をするため
H30.12.19	第5条（議員定数）	議員の定数を改めるため
R2.12.3	第17条（一問一答方式等） 第32条（議会局）	議会事務局から議会局へ改めることと、質疑等における反問の規定を設けるため
R4.3.29	第7条（委員会）	常任委員会の名称及び所管の一部を改めるため
R4.10.7	第5条（議員定数） 第14条（市民参加）	議員の定数を改めることと、議会報告会と懇談会を一本化し広聴を中心とした場を設けるに当たり所要の条文整備をするため

新しい条文の追加について（第6条第6号）

関東学院大学法学部 牧瀬稔

新規条文案に、ジェンダー関連の規定の提案がある。私は時代に即していると思われる。そのため新たに追加することはよいと考える（追加することを否定する理由が私にはない）。

既に男女共同参画条例においては、ジェンダーに関する規定は30強が確認できる。条例に位置付けなくても、ジェンダーの要素は多く施策に反映されつつある。そのため、今回、新規に追加することは時代に即していると判断する。

ただし、同規定が入ることにより、発生する事務は確認する必要がある。現在、議員も職員も多く、事務（仕事）に忙殺されつつある（市長部局においては、職員が減り、仕事が増える、という矛盾した状況にある）。同規定により事務が膨大になり、あるいは複雑化するならば、別の規定を削除し、事務量の均衡をとる必要はあると考える（この点はジェンダーに関する規定を追加することだけではなく、全体的に言える）。

【情報提供】

既に把握していると思われるが、いくつか情報提供したい。

浜田市議会基本条例の第3条第7項に「7 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をしなければならない。」とある。

他の議会基本条例を確認すると（逐条解説を確認すると）、「多様性」という言葉を使用し、その中にジェンダーを含めるケースもある。多様性を明記した議会基本条例は10条例ほど確認できる。

下表はジェンダーと多様性に関する条例である（議会基本条例に限定していない）。

条例名	目的規定
あかしジェンダー平等の推進に関する条例	この条例は、ジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、ジェンダー平等を推進するための基本的施策を定めることにより、性別等による不平等がなく、市民それぞれが自分の意思で生き方を選ぶことができるようにし、もってすべての人が個性及び能力を十分に発揮することができる社会を実現することを目的とする。
太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例	この条例は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性別等による不平等がなく、全ての人が個人として尊重され、個性及び能力を発揮し、並びに社会的責任を分かち合い、かつ、あらゆる分野における活動に参画できる社会を実現することを目的とする。
深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例	この条例は、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。
国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例	この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

以上

議会基本条例の検証における全般的な意見（出石 稔）

このたび、貴議会において、議会基本条例の運用状況等を全条にわたって具に検証されたことについて、敬意を表します。各会派等が真摯に向き合って議論を尽くされたことは、高く評価できるものと考えます。

他方で、この検証が議会基本条例施行後、14 年を経て初めて行われたということは、10 年ひと昔と言われた時代より数段早く社会が変容していくこんにちでは、遅きに失した感は拭えません。改革が進む貴議会であるからこそ、適時に適切に議会基本条例の内容のみならず、その運用について見直しをしていくことが肝要です。この点については、今回の検証において改善（定期見直し）を盛り込んでいることから、解消されるものと思料します。

次に全般的な意見ですが、一般的に基本条例は抽象度が高く、到達度を図るのが難しいものです。また、基本条例であるが故、強力に取り組んでも目的を達成し切れるものではなく、継続的取組みが求められます。したがって、議会基本条例を検証し、評価することも容易ではなく、試行錯誤となったことと思います。

私の個々の規定に対する評価や条例改正の要否等の意見は検証シートのとおりですが、次の点を全体的な感想として申し上げます。

貴議会基本条例の内容については、いろいろな整理の仕方があると思いますが、次のように3つのパターンに整理をすることができそうです。

- ① 既存の制度や取組みの根拠となる規定（最高規範性確保）
- ② 積極的に制度化したり実施したりするための規定（推進型取組み）
- ③ 制定後に制度化したり実施したりすることを検討するための規定（対策型取組み）

これらは、相互に関連し明確には区分できませんが、運用状況を評価してみて感じるのは、①と②の規定は的確かつ計画的に運用されている反面、③に該当する規定については十数年間実績が上がっていないのではないかとことです。

申し上げたいのは、議会が自らの意思で制定した議会基本条例であるからには、どの条項も放置することなく真摯に向き合い、成果を挙げることに腐心すべきということです。そして、いかなる改善を試みても成果を挙げるのが困難という結論に達したならば、条項の改正のみならず廃止をも検討することが、検証の一つのあり方だと考えます。

他方で、想定外や新たな課題が発生したり、社会情勢が大きく変容したりすることもあり得ます。そうした際にも、議会運営の基本となる議会基本条例の運用の改善を断行したり、新たな条項を加えて対応したりすることなども検証の重要な要素です。今後も不断の見直しを行っただうえで的確に運用していくことで、議会基本条例が議会の最高規範として存在し続けるものと考えます。

以上

横須賀市議会基本条例の検証における全般的な意見

関東学院大学法学部 牧瀬稔

横須賀市議会基本条例の検証結果は「A」評価としました。A評価は「できている」という基準です。S評価の「よくできている」ではありません(S評価という基準はありません)。

このA評価は「アウトプット」の観点からの結論です。すなわち、条例に明記している内容を「実施したか」「実施しなかったか」という判断による評価です。

横須賀市議会基本条例が制定されたのは2010年になります。同条例を制定して10年以上が経過しているため、むしろ「実施していない」ほうがおかしいと考えます。10年以上経過していることもあり、同条例に規定している内容は、多くが実施できています。そのため「A評価」となりました。

なお、10年以上が経過しても実施できていない規定があるならば、今後も実施される可能性が低いと考えられます。廃止を検討してもよいと思います。

次回、横須賀市議会基本条例を検証する機会があるのならば、「アウトカム」の観点にも取り組んでいただきたいと思います。同条例に基づき、議会の活動を評価することが、アウトプットです。その結果、住民にとってどのような成果が現れたかを確認することがアウトカムになります。

同条例のすべての規定をアウトカムで評価することは現実的ではありません(議員や職員の負担が増えてしまいます)。そこでアウトカム指標を3~5に絞り、精査することも一案です。例えば、投票率は該当すると思います。

今回は議会の内部評価と私たちの外部評価となっています。これに加えて市民評価があってもよいかもしれません。きっと私たち以上に厳しい結果になると推測しますが、それが市民目線とも言えます。

時代に即して、新しい規定の検討も必要です。近年では、SDGsや脱炭素、地方創生などがあります(念のため記すと、主語は議会です。議会活動の脱炭素化、議会活動のSDGs化となります)。これらに対して、議会はどのように取組むのか。これらを規定として書き込むのか、という議論からはじめることが大事です(既に実施していると思います)。

話はややそれますが、SDGsに関しては法的根拠がありません。自治体が推進する場合は、条例化するか否かの議論があってもよいと考えますが、ほとんどありません(SDGs関連の条例は下川町、桐生市と下妻市くらいです)。

一つ新規規定を提言すると、「議長への手紙」があってもよいと考えます。市民から見れば、意見を言えるのが市長だけでは物足りません(貴市は「よこすか市政への提言」を実施しており、この中に議会が入っているのかもしれませんが)。

市民が議長に手紙(提言や要望等)を提出し、それに基づき議会が検討することは、議会の市民への信頼醸成につながります。また、市民から寄せられたよい提言は、議会として執行機関に提示していくことが議会の権能の強化にもつながります。なお「議長への手紙」は実は弊ゼミナールの某学生の発案です。

今回の評価を一過性に終わらせることなく、議会基本条例のPDCAサイクルをまわし、さらなる貴市議会の発展につなげていただきたいと思います。

横須賀市議会基本条例 逐条解説

横須賀市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本原則（第3条－第6条）
- 第3章 議会運営等（第7条－第11条）
- 第4章 市民と議会の関係（第12条－第15条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第16条－第19条）
- 第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進（第20条－第29条）
- 第7章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条）
- 第8章 議会局等（第32条・第33条）
- 第9章 継続的な検証（第34条）

附則

平成12年（2000年）4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、機関委任事務制度が廃止され、国の地方公共団体（以下「自治体」という。）に対する関与の縮減や権限移譲が行われた。これに伴い、自治体の自己責任と自己決定権が大幅に拡大し、議会に求められる役割及び責務はさらに増大することとなった。

本市議会は、同法施行以前から「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を目指し、継続して議会の制度改革及び活性化に努めてきた。これまでも、ICT（情報通信技術）の活用による情報の公開、市民傍聴権の保障等、先駆的な取り組みを行ってきており、とりわけ、平成14年（2002年）に議会法体系を整備の上、制定した横須賀市議会会議条例は、今日の議会基本条例の先駆けと評価されている。今後も地方分権を踏まえ、公正性・透明性を堅持し、さらに市民に開かれ、信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。

また市議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員の合議体であり、日本国憲法に定められた二元代表制の一翼を担う存在として、市民の負託に応える責務がある。このため本市議会は、市長等執行機関への監視及び評価機能の充実に努めることはもとより、自由闊達な討議により、市政の課題を的確に把握し、積極的な政策立案・政策提言を行える政策形成能力の向上を図っていかねばならない。

このような認識のもと、本市議会は、分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示したい。

よって、ここに横須賀市議会基本条例を制定する。

〈説明〉

議会基本条例とは、議会に関する取り決めの最高規範として、基本的な考え方や姿勢を定めた条例です。

横須賀市議会は、以前から「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を目指し、継続して議会の制度改革及び活性化に努めてきました。とりわけ、平成14年（2002年）に議会法体系を整備し、制定した横須賀市議会会議条例は、今日の議会基本条例の先駆けとも言われています。

平成22年、本市議会の最高規範としての議会基本条例を制定するに当たっては、その会議条例を発展的な形で取り入れ、より市民にとって分かりやすい条例とすることを目指しました。

横須賀市議会は、今後も、さらに市民に開かれ、信頼される議会を創造し、積極的な政策立案・政策提言を行うことのできる政策形成能力の向上を図っていくことを使命と考えています。

このような認識のもと、分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を、議会基本条例の前文として示しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この議会基本条例（以下「この条例」という。）は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

〈説明〉

横須賀市議会基本条例の目的は、二元代表制のもとでの議会の役割及び議会に関する基本的事項を明文化し、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展を目指すことであると規定しています。

なお、第2条にあるように、議会基本条例は本市議会の最高規範として位置づけられるものであるため、その他の条例と区別すべく、冒頭で「この条例は」とせず、あえて「この議会基本条例は」と特定しています。

（この条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

〈説明〉

この議会基本条例が、本市議会の最高規範として位置づけられていることを明記し、議会に関するその他の条例等を制定、改正、廃止する際には、議会基本条例の理念を踏まえ、条例に定める事項と整合性をとり、これから外れるようなものであってはならないと定めています。

本条に基づき、条例、規則といった例規の改正時はもちろんのこと、議会運営を見直す際にも、議会基本条例の趣旨に反することのないよう、もれなく整合性を図っていきます。

第2章 基本原則

（議会及び議員の責務）

第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

〈説明〉

議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員で構成する合議制の機関であり、議会と議員の責務は、条例等を遵守した上で議会を運営し、市民の負託に応えることであると規定しています。

（議会の活動原則）

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。
- （2）議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。
- （3）市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。
- （4）市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- （5）議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。
- （6）ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。

〈説明〉

市民から直接選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として、議会を運営するに当たり守るべき6つの活動原則を定めています。

(1)常に開かれた議会であること。

市民に身近な、開かれた議会であるために、原則全ての会議を公開とし、積極的な情報発信に努めています。情報の公開については第12条に規定しています。

(2)議員は自ら議案を提出すること、または市長が提出する議案に対して修正もできることを踏まえて、議会として積極的に市政の運営に貢献すること。

議員は市長から提出された議案に対して賛否を表明することにとどまらず、自ら議案を提出したり、市長提出議案に対する修正を行ったりすることができます。議会はこうした議員の権限を踏まえて、適切に議決を行っていきます。なお、議員の議案提出権の適切な行使は、第5条（議員の活動原則）にも規定しています。

(3)適正な市政運営が行われているか、監視し、常に検証を行うこと。

市民の代表である議員で構成される議会は、市長との二代表制のもと、市民の立場に立って市政が適正に運営されているか監視、検証を行っていきます。なお、市長との関係については第16条に規定しています。

(4)市民参加の機会を様々に設けて、市民の意見をもとに議会として政策立案・政策提言を行っていくこと。

市民から意見を聴く機会を多様に設けて、市民の意見を議会としての政策立案、政策提言につなげていきます。なお、市民参加については第14条に、議会として積極的に政策立案・政策提言を行うための組織については第22条（政策検討会議の設置）に規定しています。

(5)市民にとって分かりやすい形で議会を運営すること。

議会運営に当たっては、平易な言葉を使ったり、可能な限り資料や議論の経過を公開するなど、結論に至るプロセスも含めて市民にとって分かりやすい形となるように常に改善を図っていきます。

分かりやすい議会運営の例として、第17条に規定する一問一答方式の導入や市長等への反問権の付与等が挙げられます。

(6)ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。

ジェンダー平等をはじめとしたあらゆる人権を尊重し、妊娠や出産、育児や介護、障害の有無などの理由にかかわらず、多様な人材が議員として議会で活躍できるようにするため、ソフト、ハード両面から必要な環境整備に努めています。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使すること。
- (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽により、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。

〈説明〉

議員個人として守るべき3つの活動原則を定めています。

(1)議員間討議を重んじること。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた多様な価値観を持つ多くの議員で構成される合議体です。議員がそれぞれの立場から自由な討議をすることで、市民の多様な意見が表明されることとなります。討議によって、お互いの意見、考えを理解しつつ、論点を明確にした上で、最も妥当な結論を導いていくことが合議制の機関として重要となります。

議員間討議については、第21条（議員相互の討議の推進）に規定しています。

(2)議決に参加するだけでなく、政策を策定するために議案を提出する権限があることを踏まえ、これを適切に行使すること。

議員は、市長から提出された議案を受動的に審議、議決するだけが役割ではありません。政策を自ら策定するために条例議案を提出することが、地方自治法第112条によって議員の権利として与えられており、主体的に、これを適切に行使していくことも求められています。なお、議会として、議員の議案提出権も踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献することは、第4条（議会の活動原則）に規定しています。

(3)不断の研鑽によって自己の資質を高め、市民代表にふさわしい活動を行うこと。

議員は、市民から負託を受けた市民の代表として、地域ごとの個別の課題だけではなく、常に広く市政の課題を認識し、市民のニーズを吸い上げなければなりません。また、多様化する行政課題に迅速に対応するため、日常の調査や研究などにより議員としての資質を高める努力を怠らず、市民の代表としてふさわしい活動を行います。

（議員の政治倫理）

第6条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

〈説明〉

【第1項】

議員は、市民から直接選挙によって選ばれ、負託を受けた市民の代表として、高い倫理性が求められていることを自覚し、行動することを定めています。

【第2項】

議員の政治倫理については、横須賀市議会議員政治倫理条例及び同条例施行規程で規定しています。

第3章 議会運営等

(通年議会)

第7条 議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は年1回とし、その会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

本市議会は、市政に対する監視機能を強化し、政策立案機能を充実させ、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、平成29年5月1日から通年議会を取り入れています。

通年議会とは、定例会の回数を年1回とし、議会としての権限を行使し、法的に活動できる期間である「会期」をほぼ1年間とするものです。

地方自治法第179条には、本来議会の議決を得るべき事件であっても、議会を開く時間的な余裕がないことを理由に、市長が決定することができる旨（市長の専決処分）が規定されていますが、通年議会を導入することでいつでも議会を開くことが可能となるため、市長による専決処分はほぼなくなり、議会の議決を得ることになります。こうして、議会の監視機能を強化したり、委員会活動を活性化することが通年議会の大きなメリットとなります。

【第2項】

通年議会に関して必要な事項は、横須賀市議会会議規則及び通年議会実施要綱で規定しています。

(議員定数)

第8条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。

3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

〈説明〉

【第1項】

地方自治法第91条第1項に「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」とあり、これに基づき、本条第1項で本市議会の議員定数を規定しています。議員定数は議会の根幹にかかわることであるため、別途条例を制定するのではなく、本市議会の最高規範である議会基本条例に直接規定しています。

本市議会では、適時、議員定数の見直しを行ってきており、平成19年の改選時に43人、平成23年の改選時に41人、令和元年の改選時に40人、令和5年の改選時に39人としました。

今後も社会情勢や財政状況、議会のあるべき姿など様々なことを考慮して、適正な議員定数について継続的に検討していきます。

【第2項】

議員定数を変更するために本条例を改正する場合は、地方自治法第74条第1項に基づく市民からの直接請求による条例改正の場合を除き、議員自らが、改正理由を説明した上で提案することとしています。

【第3項】

議員定数は、議会の組織運営にかかわることであるため、本来議会自らが決定すべきものです。しかし、自治体財政、行政運営にも深く関連することから、市長による定数改正の提案の余地がないわけではありません。

このことから、第2項にある定数改正は議員が提案するものという規定は、市長の条例改正議案の提出権を制限するものではないとしています。

(委員会)

第9条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。

2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

- (1) 総務常任委員会
- (2) 民生常任委員会
- (3) 環境教育常任委員会
- (4) 都市整備常任委員会
- (5) 予算決算常任委員会

3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。

4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

〈説明〉

【第１項】

地方自治法第 109 条には、議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができると規定されています。

議会における審議は、全議員で構成する本会議で行うことが原則ですが、議案やその他さまざまな政策等を効率的かつ詳細に審査するために、少人数の議員で組織する委員会を設置し、分担して審査を行います。また、社会情勢の変化とともに新たに生じる行政課題に対応するため、専門性や特性に応じて特別委員会を設置して集中的に審査するなど、委員会制度を適切に活用することを規定しています。

【第２項】

議会の運営のほか、議会内部のことについて担当する議会運営委員会、市の事業部門を担当する総務、民生、環境教育、都市整備の４つの行政部門別常任委員会、予算及び決算に関する事項を担当する予算決算常任委員会の設置を規定しています。

【第３項】

特定の事項について詳細に審査したり、複数の常任委員会にまたがる事項について審査するための特別委員会の設置を規定しています。特別委員会は常設ではなく、必要に応じて本会議での議決を経て設置します。

【第４項】

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営等については、横須賀市議会委員会条例、委員会規則等で規定しています。

(災害時等の対応)

第10条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。

2 災害等による不測の事態が生じた際における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

災害の発生や感染症のまん延、国際情勢の緊迫などによって、市内全域に甚大な被害があったり、市民生活へ多大な影響を及ぼすような不測の事態が発生した際、またはそのおそれがあるときにおける議会の対応を規定しています。こうした事態においては、市長や関係機関と協力し、市民生活の安定と維持に努めます。

【第2項】

本市議会は、災害等による不測の事態が発生した時に、迅速な対応を行えるよう、災害対策会議を設置しています。具体的な体制、対応等については、横須賀市議会災害対策会議運営要綱で規定しています。

また、災害等の発生時に議会・議員がとるべき行動については、横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）で規定しています。

(会派)

第11条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等と合意形成に努めるものとする。

〈説明〉

【第1項・第2項】

会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、議会活動を行う団体です。例えば、議案・請願等に対する賛否は、会派で協議・検討を行い、原則として会派ごとに方向性を決定しています。

本市議会では、従前から会派制で議会運営を行っていますが、最高規範である議会基本条例制定に当たり、改めて会派の定義等を明文化しています。

【第3項】

議会として一丸となって政策立案、政策決定、政策提言を行っていく際には、会派間、また会派に所属しない議員も含めて、積極的な議員間討議等により合意形成に努めていくことを規定しています。

第4章 市民と議会の関係

(情報の公開等)

第12条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。

2 議会は、全ての会議を原則として公開するものとする。

3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。

4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

議会は議決をするに当たって、審議の透明性を高め、また市民に対して説明責任を果たすため、積極的に情報を公開することを定めています。この規定に基づき、市議会ホームページ、市議会だより、SNSなどでの議会活動の発信、市議会のインターネット中継、会議録や政務活動費活用状況のホームページでの公開等、様々な媒体で積極的に情報公開を行っています。

【第2項】

本市議会では、全ての本会議、委員会、その他各種会議を原則公開とし、傍聴を可能としています。

【第3項】

会議だけではなく、議員向けの研修会等も必要に応じて公開することとしています。これに基づき、例年9月定例議会及び12月定例議会の議会期間中に開催する議員研修会は、傍聴を可能としています。なお、議員研修会の実施については、第24条（議員研修）に規定しています。

【第4項】

会議及び議員研修会等の傍聴については、横須賀市議会傍聴規則及び傍聴規則実施要領で規定しています。

(請願及び陳情)

第13条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。

2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

請願は憲法や地方自治法に規定された権利ですが、陳情についてはそうした規定がなく、議会によって取扱いは様々です。本市議会では、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、真摯に取り扱うことを定めており、この規定に基づいて、提出された請願・陳情は原則として所管の委員会に付託・送付し、関係部局の所見を聴取し質疑を行うなど詳細な審査を行っています。

また、本項では、請願者や陳情者が求めた場合または議会自らが必要とする場合には、説明や意見陳述を行う場を設けることができることを規定しています。議会は、提出者から説明や意見陳述を直接聞くことで、請願者・陳情者の願意をよりの確に把握し、審査に当たって適切に判断することが可能となります。

【第2項】

請願及び陳情の取扱いについては、横須賀市議会会議規則、委員会条例、委員会規則等で規定しています。

（市民参加）

第14条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提言の機会の拡大を図るものとする。

2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

〈説明〉

【第1項】

市民からの政策提言の機会拡大として、請願・陳情以外にも意見交換の場を多様に設けることと規定しています。

現在、本市議会では広報広聴会と題して、市民との意見交換の機会を年1回以上設けることとしており、主に議会が政策立案に取り組むに当たって、市民の意見を反映させるべく、広報広聴会を活用しています。

広報広聴会の実施については、横須賀市議会広報広聴会実施要領で規定しています。

【第2項】

議会は、政策条例等の制定・改正・廃止を提案するに当たっては、市民の意見を反映したものになるよう、パブリック・コメント手続を有効に活用することを定めています。

パブリック・コメント手続とは、政策条例等の案を事前に公表し、市民等から意見を募集し、これを考慮して政策を決定するものです。政策条例案は、議会として検討し提案するケースと、所定の賛同者数を揃えて有志の議員が提案するケースとがありますが、いずれの場合にもパブリック・コメント手続を有効に活用することとします。また、市民等から提出された意見については、提案者がこれに対する考え方を示し、公表します。

【第3項】

議会によるパブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱で規定しています。なお、市によるパブリック・コメント手続は、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例で規定しています。

(説明責任等)

第 15 条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

〈説明〉

【第 1 項】

市政の最終的な意思決定の場である議会は、議決責任を深く認識し、市民に対して説明責任を果たすことを定めています。

議会の情報公開については第 12 条にも規定していますが、どのような議論があって決定に至ったのか、市民に対して説明責任を果たせるよう、会議を公開し、本会議での審議、委員会での審査のインターネット中継を行い、会議録を全文掲載し、さらに議決結果は議員別の賛否も含めてホームページで公開しています。

また、議会として立案する政策については、広く市民に示し、理解をいただき、また意見を政策に反映できるように、政策素案に対して意見をいただく広報広聴会を実施したり、前条の規定に基づくパブリック・コメント手続を行い、寄せられた意見に対する回答を公表します。

【第 2 項】

議決した案件のみならず、議会運営そのものに関しても、議会がどのようなルールに基づいてどのように運営されているのか、市民に対して説明する責務があることを規定しています。

例えば、議員定数を見直したり、審議方法を変更したりする際には、変更の理由や効果なども含めて、分かりやすく示していきます。

第5章 議会と市長等との関係

（市長との関係）

第16条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

〈説明〉

議員も市長も、共に市民からの直接選挙で選出されている独立、対等の立場にありますが、その議員で構成する議会は合議制で議決権を有し、市長は独任制で執行権を有するという互いに異なる機能を持っています（二元代表制）。

議会は、市長との役割分担を認識しつつ、議事機関として常に緊張ある関係を構築します。その中で、けん制したり調和を保ったりしながら、市政の監視・評価を行うだけでなく、議会自らが政策立案や政策提言等を積極的に行い、市長とともに市政の発展に努めることを定めています。

(一問一答方式等)

第17条 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等に対して反問することができる。

〈説明〉

【第1項】

本会議における代表質問や一般質問は、全ての項目をまとめて質問し、まとめて答弁する一括質疑・一括答弁の方法があります。この方法は、効率的ではありますが、質疑・答弁とも長時間になり、何について議論されているのか、分かりにくいという欠点もあります。質問の方法には、他に、議員と市長等が対面し、1項目ごとに質問し答弁する、一問一答という方法があります。

本市議会では、代表質問や一般質問において、まず一括質疑・一括答弁を行うこととしていますが、さらに深めて質問をしたい場合の質問方式として、一括方式か一問一答方式かを質問議員が選択できることとしています。

【第2項】

本会議や委員会における質疑等では、通常、議員が質問し、それに対して市長その他の理事者が答弁をします。しかし、理事者側にとって、常に議員からの質問に答える形の一方通行では、答弁者が質問の正確な意図をつかみきれなかった場合に、的確な答弁ができないこともあります。

このため、答弁者が質問をした議員に対して、質問の背景又は根拠など不明点や疑義のある点を問い返すことのできる反問権を市長等に付与することについて定めています。反問は、反論や説得ではなく、論点・争点を明確にし、議論を深めることを目的とします。

(政策等の監視及び評価)

第18条 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置

2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。

〈説明〉

【第1項】

議会在、市長の実施する政策、施策、事業等を的確に監視及び評価するためには、様々な情報を十分に把握することが必要になります。

本項は、市長が重要な政策等を議会に提案する際には、議会での審議によって、その政策がより良いものになるように、その政策を必要とする背景、他の政策案とどのような比較検討をしたのかといった政策形成過程や財源措置など、詳細な情報を提供することを定めています。議員がこれに基づいて審査することで、議会が適切に監視機能を果たせるようにします。

この規定に基づき、詳細な審査を行う委員会説明資料に必要な情報が盛り込まれています。

【第2項】

第1項は、市長等に対して義務を定めるものですが、重要な政策等の審議に当たり市長等から提出された資料が不十分であるなど、第1項の規定に反している場合は、議会から情報の提供を求めることができることを定めています。

【第3項】

重要な政策等の審議において議会は、政策立案過程や執行時も含めて論点や争点を明らかにし、執行後の当該政策の評価に資するような審議をすることを定めています。

（議員の文書等による質問）

第19条 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で質問を行い、文書又は電磁的記録による回答を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

3 前2項の規定による質問及び回答は、全議員に通知するとともに市民に公表するものとする。

〈説明〉

【第1項】

議員は、年に4回開かれる定例議会や臨時に開催される臨時議会及び臨時会の開会中は、本会議という公開の場で市長等に質問を行い、回答を求めることができますが、その他の期間（閉会中又は休会中）においても、オンラインによる提出も含め、文書による質問ができることを定めています。

文書による質問は、次の定例議会まで持ち越すべきではない案件で、かつ一般質問と同様に市長等に対して回答を求める水準のものとし、質問者が議長と協議の上実施します。

【第2項】

市長等は、文書による質問を受けたときは、速やかに回答する旨を規定しています。議会運営委員会において、回答期限は原則1週間と申し合わせています。

【第3項】

文書による質問及びその回答は、全議員に通知し、また市民に対しても公表することを定めており、市議会ホームページ等で閲覧が可能です。

第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進

（議決事件の追加）

第20条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

〈説明〉

【第1項】

地方自治法第96条第1項では、地方議会が議決しなければならない事件として、条例の制定・改廃、予算、決算など、15項目を掲げています。同条第2項には、この15項目のほか、条例によって議会の議決事件を定めることができるかとされています。

議会は、特に重要な政策や計画などについて、市政への監視機能を高めるためにも、議会の審議、議決を経てから執行するべきものではないかという視点を常に持ち、必要に応じて新たに議決事件としての追加を検討することを定めています。

【第2項】

地方自治法第96条第2項の規定に基づく、追加の議決事件については、議会の議決すべき事件に関する条例で規定しています。

（議員相互の討議の推進）

第 21 条 議会は、委員会又は法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整の場（以下「委員会等」という。）における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。

2 前項の審査に当たっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。

〈説明〉

【第 1 項】

第 5 条（議員の活動原則）第 1 項第 1 号にあるとおり、議員は、議会が言論の場であり合議制の機関であることを踏まえて、議員間の自由な討議を重んじなければなりません。

委員会等の審査は、市の部課長等との質疑・答弁を中心に進行していますが、市民から直接選挙で選ばれ、負託を受けた多数の議員で構成する議会は、議員相互の討議を活発に行うことにより、議案の審査等に市民の意見を反映させることができます。

活発な議論の末に、全会一致で結論を出すことができれば理想ですが、現実には多様な意見を持つ議員が集まって構成されているのが議会であり、完全に意見を一致させるのは困難なこともあります。

こうした中で、議決責任を果たすためには、議論を尽くしてお互いの考えを理解し、少数意見も尊重しながら最終的には多数の意思を持って決定する方法が最も妥当だとされています。このため、本項では、議員相互間の自由討議を推進する場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努め、市民に対する説明責任を果たすことを定めています。

なお、地方自治法第 74 条第 1 項は、条例の制定または改廃を市民が直接請求することができることを定めたもので、これについては、審査において特段の配慮をするものと規定しています。

【第 2 項】

議案等の審査や議会運営に関する協議の場において、委員長は、議員間の討議が積極的に行われるように、委員会を運営することを規定しています。

本項に基づいて、本市議会では委員会での議案や請願等の審査において、委員長が採決をとる前に議員間討議の有無を確認する運用としています。

（政策検討会議の設置）

第 22 条 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。

2 前項の政策検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

〈説明〉

【第 1 項】

議会の政策提案機能をより高め、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置することを定めています。

政策検討会議では議員任期 4 年間の実行計画である「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤～」を策定します。この計画において、議員任期中に検討する政策課題及び議会改革課題を掲げ、議会全体として計画的かつ効率的に政策立案と議会改革を進める仕組みを確立しています。

【第 2 項】

政策検討会議の運営については、政策検討会議運営要綱で規定しています。

（専門的知見の活用）

第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。

〈説明〉

議会は、市政の課題に関する調査又は検討に当たって、必要に応じて学識経験者、事業者、市民団体など、その分野に精通した方に協力を仰ぎ、専門的知見の活用を図ることを定めています。

市政の課題は多岐にわたり、その解決に向けては、議会自らが専門家の知見を取り入れながら、広い視野と深い見識を持って取り組むことが必要です。

地方自治法第 100 条の 2 には、議会が専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる旨が規定されており、また同法第 115 条の 2 には、議会が学識経験者等から意見を聴く公聴会や参考人制度の規定があります。これらの規定に基づき、市政の課題に関する調査・検討のみならず、議会が政策立案をする際などにも積極的に専門的知見を活用していきます。

(議員研修)

第 24 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

〈説明〉

【第 1 項】

議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を目的として、議員研修を充実強化することを定めています。現在、9 月定例議会及び 12 月定例議会の議会期間中に開催するほか、必要に応じてテーマを設定し、専門家を講師とする議員研修会を随時開催しています。

【第 2 項】

議員研修会の充実強化に当たって、様々な形での積極的な開催を定めています。

広く各分野の専門家を講師として招くほか、広域的な課題についての研修会を他の自治体議会と共催したり、市民と議員が同じ立場で参加するシンポジウムやパネルディスカッション形式での研修会を実施するなどを想定しています。

【第 3 項】

全ての議員に、本市議会の最高規範である議会基本条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに議員研修を行うことを規定しています。これに基づき、初当選議員は本研修の受講を必須としています。

（広報広聴会議の設置）

第 25 条 議会は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するため、広報広聴会議を設置する。

2 前項の広報広聴会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

〈説明〉

【第 1 項】

多くの市民に議会と市政に関心を持っていただくほか、市民意見を積極的に収集し、政策提案に活かすことを目的に、広報広聴会議を設置し、広報広聴を戦略的かつ計画的に実施することを定めています。

現在は、定例議会ごとの市議会だよりの発行、広報よこすかやホームページ、SNS 等で議会広報を行っているほか、市民から意見を聴く場である広報広聴会を実施し、広聴活動にも力を入れています。

【第 2 項】

広報広聴会議の運営については、広報広聴会議運営要綱で規定しています。

（予算の確保）

第 26 条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実に努めるために必要な予算の確保に努めるものとする。

〈説明〉

予算の調製権は市長にあるため、二元代表制の趣旨や議事機関としての機能確保の面から、市長は議会が必要とする予算の確保に努めることを定めています。

（議員及び会派の積極的な政務調査活動）

第 27 条 議員及び会派は、法第 100 条第 14 項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。

〈説明〉

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項に基づき、市議会議員の調査研究のため、必要な経費の一部として議員または会派に交付されるものです。

本条では、この政務活動費を有効に活用して市政に関する調査研究等を行い、政策提言に活かしていくことを定めています。

(検討会議等の設置)

第 28 条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会議を設置する。

2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。

3 第 1 項の議会制度検討会議及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

〈説明〉

【第 1 項】

本市議会では、議会改革に継続的に取り組むため、議会運営に関する問題点の解決を図るとともに、これからの議会の在り方について協議を行う議会制度検討会議を設置することを規定しています。

【第 2 項】

第 1 項に規定する議会制度検討会議のほかにも、議案の審査や議会運営の在り方、市政の課題に関する協議等のため、必要に応じて検討会を設置することができることを規定しています。

【第 3 項】

第 1 項に規定する議会制度検討会議の運営については、議会制度検討会議運営要綱で規定しています。

（交流及び連携の推進）

第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、学術研究機関等との交流及び連携を推進するものとする。

〈説明〉

議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方について調査研究等を行うため、他の自治体の議会や学術研究機関等との交流・連携を推進することを定めています。

他の自治体議会との交流・連携として、研修については第 24 条第 2 項に規定していますが、そのほか特定のテーマに基づく他自治体議会議員との意見交換会などを検討していきます。また、議会間だけでなく、大学等の学術研究機関、民間企業等様々な分野の団体と交流・連携し、議会・議員の更なる資質向上を図っていきます。

なお、本市議会は関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を締結し、議会と大学がもつ人的・知的資源をお互いに活用し、地域の課題解決のために相乗効果を生み出せるように取り組んでいます。

第7章 議員の身分及び待遇

（議員の身分及び待遇）

第30条 議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務活動費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。

〈説明〉

議員の身分及び待遇が保障されていることは、多様な人材が議員として市民からの負託に応えて職責を果たし、議会制度を維持するために、重要な要素となります。

このことから、本条では、議員の報酬・政務活動費について、説明責任を果たし、市民の理解を得ることに努めることを規定しています。

特に政務活動費については、透明性の確保に努め、市民に対して詳細な使途を説明できるよう、領収書を含む収支報告書や視察等報告書を市議会ホームページで公開しています。

（議員報酬等）

第31条 議員報酬及び政務活動費については、別に条例で定める。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。

〈説明〉

【第1項】

議員報酬については、議会議員の議員報酬等に関する条例で、政務活動費については、横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則で規定しています。

【第2項】

報酬や政務活動費の増減などのため、これらに係る条例を改正する議案を提出する場合は、第8条第2項・第3項にある議員定数に関する条例改正の場合と同じく、議員自らが改正理由を説明した上で提案することとしています。またこれは、市長の条例改正議案の提出権を制限するものではありません。

第8章 議会局等

（議会局）

第32条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。

〈説明〉

地方自治法第138条第2項には、市町村の議会には条例によって事務局を置くことができると規定されています。

目まぐるしく変化する社会情勢において、二元代表制の一翼を担う議会の役割が大きくなっている中では、議会の事務局は「事務」だけを行うのではなく、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、積極的な提案を行っていくことが必要となります。

このため、本市議会では令和3年4月、事務局の機能強化を図ることを目的として「議会事務局」から「議会局」へ名称変更しました。

本条では、その議会局の調査及び政策法務機能の充実について明文化しています。

（議会図書室）

第33条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

〈説明〉

地方自治法第100条第19項には、議会は、議員の調査研究に資するために図書室を設置しなければならないことが規定されています。

これに基づき、本市議会でも議員の調査研究のための議会図書室を設けており、本条では、その図書室の適正な管理・運営と、図書、資料等の充実について規定しています。

第9章 継続的な検証

(継続的な検証)

第34条 議会は、一般選挙を経た任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め所要の措置を講ずるものとする。

2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。

〈説明〉

【第1項】

本市議会の最高規範である議会基本条例については、議員任期ごとに継続的に検証を行っていくことを規定しています。

検証の際には、市民の意見、社会情勢の変化等も勘案し、議会基本条例の目的に沿った運営や活動、取組ができているか、時代に即した条文になっているかなど具体的に検討し、その結果、必要に応じて条例の改正や運用の改善等の見直しを行っていきます。

【第2項】

議会基本条例を改正する場合は、公開の場である本会議において改正理由を説明することを定めています。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項（第5号に係る部分に限る。）及び附則第3項（横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）第2条に1号を加える改正規定に限る。）の規定は、平成23年5月2日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 横須賀市議会会議条例（平成14年横須賀市条例第45号）は、廃止する。

附 則（平成22年11月30日条例第50号）抄

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第21号）

この条例は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（平成25年3月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第4号）

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年12月19日条例第84号）抄

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（令和2年12月3日条例第53号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第31号）

この条例は、令和4年市議会定例会の開会の日から施行する。

附 則（令和4年10月7日条例第45号）抄

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第14条の改正規定は公布の日から、次項の規定は令和5年5月2日から施行する。

附 則（令和6年10月9日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市議会基本条例の改正案について

募集の趣旨

本市議会では、平成 22 年に議会基本条例を制定し、議会の最高規範として運用してきました。

この間、議員定数の見直し、議会の機能強化を図るための組織改正、通年議会や反問権の導入など、時代に即した議会の在り方を検討し、折々で条例改正を行ってきましたが、条例全体の検証はこれまで行ってきませんでした。

そこで、条例制定から 13 年が経過し、新たな議員任期を迎えた中、改めて本市議会の最高規範である議会基本条例を全体的に俯瞰し、議会として条例の理念を実現できているか検証を行うべきとの考えから、令和 5 年 10 月に議会基本条例検証特別委員会を設置し、検証を行ってきました。

委員会においては、1 条ごとに、条文に規定された事柄を実現できているか、条文は今の時代に即したものであるかなど、活発な議論を重ねながら、委員会としての評価をまとめるとともに、今後の議会のあるべき姿を踏まえ、いくつかの条文においては、次ページ以降に記載のとおり改正を行うべきものと決定しました。

また、今回の検証が客観的でより納得性の高いものとなるよう、本市議会と関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を活用し、同大学の 2 人の学識経験者に評価を依頼するとともに、参考人として委員会にも出席していただき、意見を聴取した結果、章立てについても見直しを行うべきものと決定しました。

このたび、条例改正案について、市民の皆さまからのご意見を伺うため、パブリック・コメント手続を実施することとしましたので、案に対する市民の皆さまのご意見をお寄せください。

なお、委員会での検証の詳細につきましては、議会基本条例検証シート（委員会で活用した資料）、委員会会議録、委員会の録画中継をご参照ください。

【議会基本条例検証シート】

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/kouhou/documents/kensyosheet.pdf>

【横須賀市議会 会議録検索システム】

<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/yokosuka/SpTop.html>

【横須賀市議会 議会議中継】

https://smart.discussvision.net/smart/tenant/yokosuka/WebView/rd/council_1.html

条例改正案（第 1 条）

現行	改正案
（目的） 第 1 条 この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第 1 条 この<u>議会基本</u>条例（以下「<u>この条例</u>」という。）は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【改正理由・特別委員会の考え方】

この議会基本条例が、本市議会において他の条例とは異なり、最高規範的位置付けを有するものであることを明確にするため、本条では敢えて「議会基本条例」と規定しようとするものです。

条例改正案（第6条）

現行	改正案
（議会の活動原則） 第6条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。 （2）議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 （3）市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 （4）市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 （5）議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。	（議会の活動原則） 第6条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。 （2）議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 （3）市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 （4）市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 （5）議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。 <u>（6）ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。</u>

【改正理由・特別委員会の考え方】

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正された趣旨を踏まえ、最高規範的位置付けを有する本条例において、ジェンダー平等を目指す取組を不断に継続していく姿勢を示すこと、また、妊娠や出産、育児や介護、障害の有無などの理由にかかわらず、あらゆる人材がそれぞれの人権を尊重された上で、議会で活躍できるようにすることが重要であると考え、議会の活動原則として、そのために必要な環境整備に関する規定を新たに追加しようとするものです。

条例改正案（第8条）

現行	改正案
（災害時の対応） 第8条 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。	（災害時<u>等</u>の対応） 第8条 議会は、<u>災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態</u>が起きたとき又はそのおそれがあるときは、<u>市長等と協力し</u>、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 <u>災害等による不測の事態が生じた際</u>における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

【改正理由・特別委員会の考え方】

近年の自然災害の多様化や激甚化、新型コロナウイルス感染症のまん延、国際情勢の緊迫等の状況を踏まえると、大規模災害だけでなく、あらゆる不測の事態に対応するため、議会の危機管理体制を強化していくことが必要であると考えています。

また、このような不測の事態に対して、市民生活の安定と維持に努めるに当たっては、市長や関係機関との協力が不可欠であることから、これらを踏まえた規定に改めようとするものです。

条例改正案（第9条）

現行	改正案
（議員の活動原則） 第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 （2）議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。 （3）市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。	（議員の活動原則） 第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 （2）議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために<u>議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使する</u>こと。 （3）市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。

【改正理由・特別委員会の考え方】

本市の政策を策定するために議案を提出することは、議員の役割というよりも、地方自治法に規定された議員の権限であること、また、市民の福祉と生活の向上に貢献することは、むしろ議会活動全般の目的であり、議員個人の活動原則として規定することは適さないと考え、これらを踏まえた規定に改めようとするものです。

条例改正案（第 10 条）

現行	改正案
(会派) 第 10 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。	(会派) 第 10 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派<u>等</u>と合意形成に努めるものとする。

【改正理由・特別委員会の考え方】

議会として一丸となって政策立案、政策決定、政策提言等を行っていくためには、会派だけではなく、会派に所属しない議員も含めて、積極的に議員間討議等を行いながら、合意形成に努めることも重要であると考え、これを踏まえた規定に改めようとするものです。

条例改正案（第 12 条）

現行	改正案
（情報の公開等） 第 12 条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。	（情報の公開等） 第 12 条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 2 議会は、<u>全て</u>の会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。

【改正理由・特別委員会の考え方】

平成 22 年に常用漢字表が変更された際に、「すべて」が漢字表記となっており、法令における漢字使用においてもこの常用漢字の使用に倣っていたため、今回の条例改正に合わせて改めようとするものです。

条例改正案（第 13 条）

現行	改正案
（請願及び陳情） 第 13 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。	（請願及び陳情） 第 13 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策<u>提言</u>と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

【改正理由・特別委員会の考え方】

請願及び陳情という行為の性質を踏まえ、「政策提案」を「政策提言」に改めようとするものです。

条例改正案（第 14 条）

現行	改正案
（市民参加） 第 14 条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。	（市民参加） 第 14 条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策<u>提言</u>の機会の拡大を図るものとする。 <u>2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。</u> <u>3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。</u>

【改正理由・特別委員会の考え方】

議会は、政策条例等の制定・改正・廃止を提案するに当たっては、市民の意見を反映するため、パブリック・コメント手続を実施しています。

パブリック・コメント手続とは、政策条例等の案を事前に公表し、市民等から意見を募集し、これを考慮して政策を決定するものです。

本市議会では、横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱を制定し、これをもとにパブリック・コメント手続を実施していますが、最高規範的位置付けを有する本条例にその姿勢を示すことが重要であると考え、市民参加について規定した本条の中で、パブリック・コメント手続を有効に活用すること等を新たに規定しようとするものです。

また、第 1 項の改正については、第 13 条と同様、請願及び陳情という行為の性質を踏まえ、「政策提案」を「政策提言」に改めようとするものです。

条例改正案（第 20 条）

現行	改正案
（議決事件の追加） 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。	（議決事件の追加） 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により<u>必要に応じて</u>議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

【改正理由・特別委員会の考え方】

特に重要な政策や計画などについて、市政への監視機能を高めるため、日々の活動の中で議決事件として追加すべき案件があるかどうか検討することは重要なことですが、一方で、議決事件の追加については、市長の執行権との調整が不可欠であるため、追加そのものが目的とならないよう、「積極的に」を「必要に応じて」に改めようとするものです。

条例改正案（第 23 条）

現行	改正案
(調査研究機関の設置) 第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。 3 第 1 項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(<u>専門的知見の活用</u>) 第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、<u>学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。</u> <u>2 (削除)</u> <u>3 (削除)</u>

【改正理由・特別委員会の考え方】

本条は、市政の課題に関する調査や検討のため、必要があると認めるときは、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができるという規定ですが、本条例の制定以降、これまで同機関を設置したことはありませんでした。

本件については、このたびの条例検証において外部評価を依頼した 2 人の学識経験者の意見も踏まえ、専門的知見の活用は議会にとって必要不可欠であるものの、事案等を踏まえると今後も設置される可能性は不透明であること、地方自治法第 100 条の 2 に基づく専門的事項に係る調査及び同法第 115 条の 2 に基づく参考人の規定の適用により、これまでと同様、今後も専門的知見の活用は十分にできること、また、本条の規定がなくても議会で決定することにより調査研究機関の設置は可能であることから、同機関の設置に関する規定を削除しようとするものです。

一方で、必要に応じて学識経験者、事業者、市民団体など、その分野に精通した方に協力を仰ぎ、調査を依頼したり意見を聴取しながら、より充実した調査、検討を行っていくことは重要であるため、本条を「専門的知見の活用」に関する規定として改めようとするものです。

条例改正案（第 29 条）

現行	改正案
(交流及び連携の推進) 第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	(交流及び連携の推進) 第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、 <u>学術研究機関等</u> との交流及び連携を推進するものとする。

【改正理由・特別委員会の考え方】

分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うための交流及び連携の対象は、他の自治体の議会だけでなく、大学等の学術研究機関や民間企業など様々な分野の団体が考えられることから、これらを含む規定に改めようとするものです。

なお、本市議会では平成 28 年に関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を締結し、議会と大学が持つ人的・知的資源をお互いに活用し、地域の課題解決のために相乗効果を生み出せるように取り組んでいます。

条例改正案（第 34 条）

現行	改正案
（継続的な検討） 第 34 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。	（継続的な<u>検証</u>） 第 34 条 議会は、<u>一般選挙を経た任期中に、</u>市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、<u>この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め</u>所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【改正理由・特別委員会の考え方】

冒頭の募集の趣旨にも記載しましたとおり、平成 22 年に本条例を制定以降、これまで議会内の組織や運用の変更に伴う条例改正は行ってきましたが、今回のような全体的な検証は実施してきませんでした。

社会情勢の変化に伴い、市民ニーズや行政課題が多様化する中、今後は定期的に議会の在り方を見直していくことが必要であると考え、4 年間の議員任期中に必ず一度は検証を行うことを義務付ける規定に改めようとするものです。

章立て改正案

【現行】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(通年議会)
	第5条(議員定数)
第2章 議会の活動原則	
	第6条(議会の活動原則)
	第7条(委員会)
	第8条(災害時の対応)
第3章 議員の活動原則	
	第9条(議員の活動原則)
	第10条(会派)
	第11条(議員の政治倫理)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(調査研究機関の設置)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
第7章 議会改革の推進	
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第8章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第9章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第10章 継続的な検討	
	第34条(継続的な検討)

【改正案】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
第2章 基本原則	
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(議会の活動原則)
	第5条(議員の活動原則)
	第6条(議員の政治倫理)
第3章 議会運営等	
	第7条(通年議会)
	第8条(議員定数)
	第9条(委員会)
	第10条(災害時等の対応)
	第11条(会派)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(専門的知見の活用)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第7章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第8章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第9章 継続的な検証	
	第34条(継続的な検証)

【改正理由・特別委員会の考え方】

外部評価による学識経験者の意見を踏まえ、議会や議員に関する基本的な事項を定めた条文を「基本原則（第2章）」とし、議会運営に関する具体的な事項などについて定めた条文を「議会運営等（第3章）」としてまとめました。

また、現行の「議会機能の強化（第6章）」と「議会改革の推進（第7章）」については、議会活動等の活性化という点で目的が同じであるため、一つの章にまとめました。